立科町しあわせプラン

― 第5次立科町振興計画 ―

（まち・ひと・しごと創生 立科町総合戦略）

後期基本計画

（令和2年度～令和6年度）

立 科 町

ご あ い さ つ

立科町は、平成 27 年２月に第５次立科町振興計画を策定し、町民一人ひとりが手を取り合い、誰もが笑顔で「住んで良かった」「訪れて良かった」と思える心の拠り所となる町を目指して、様々な施策を展開してまいりました。

この計画も令和元年度をもちまして、前期基本計画が終了となり、令和２年度から５か年の後期基本計画をこの度策定することになりました。

前期基本計画の期間中には、進行する少子高齢化にあわせ、地方の人口減少の加速化と都市部への人口集中といった課題に対応するするため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「立科町総合戦略」を策定し、町の特性を活かした自立した自治体を目指し、地方創生の取組みも進めているところであり、本計画から基本計画と総合戦略を一体化した計画として策定することとしました。

町の将来像である「澄んだ空！清んだ水！住みよき町に笑顔が弾む！　人と自然が輝く町」の実現のため、「住んでみたい、産み育てたいと思える町」「安心・安全で持続可能な町」「豊かな資源を活かした町」を着実に築いてまいりたいと考えておりますので町民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました振興計画審議会委員の皆様、住民意識調査、パブリックコメント等で貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

令和２年（2020 年）３月

立科町長　　両角　正芳

— 目　次 —

序　論　第５次立科町振興計画について（※平成 27 年２月策定から）

1　第１章　振興計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
2　第２章　立科町のすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
3　基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第１編　後期基本計画策定にあたって

1　後期基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
2　後期基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
3　後期基本計画の背景と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
4　まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化について・・・・・・・・・　14
5　進捗管理と計画の見直し（ＰＤＣＡサイクルの確立）・・・・・・・・・　15

第２編　後期基本計画

後期基本計画の体系と構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
まち・ひと・しごと創生総合戦略と第５次振興計画との関係・・・・・・・・　19
第１章　健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり【保健・福祉】・・・　21
1　心とからだの健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
2　母子保健事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
3　地域医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
4　地域福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
5　高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
6　介護サービス事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
7　障がい者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
8　社会保障・医療費助成の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
9　温泉館「権現の湯」の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

第２章　郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり【教育文化】・・・・・・・　42
1　たくましく羽ばたく立科っこ教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
2　子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
3　学びによる豊かな人生を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
4　スポーツで築く健康で豊かな人生と絆づくり・・・・・・・・・・・・・　51
5　心のふるさとは歴史のふるさと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54
6　男女共同参画社会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56

第３章　活気ある経済を創造するまちづくり【産業振興】・・・・・・・・・・・・　59
1　町の魅力が活きた農業・農村づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59
2　森林の整備と有効活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　62
3　活力ある商工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65
4　魅力ある観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　68
5　異業種連携による立科ブランドの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

第４章　豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり【生活・自然環境】・・　74
1　おいしい水の安定供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　74
2　排水処理事業の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76
3　住環境の整備と定住・移住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　78
4　自然環境・景観の保全と土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81
5　循環型社会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　84
6　交通網の総合的整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86
7　河川整備の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
8　公共交通の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90
9　防災・減災対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92
10　日常生活の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　95
11　高度情報化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　98

第５章　地域の力で活力あふれるまちづくり【協働・自治】・・・・・・・・・・　99
1　協働のまちづくりの促進と活力あふれるまちづくり・・・・・・・・・・　99
2　地域コミュニティ活動の促進・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・　102
3　情報の発信及び行政の透明化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　104
4　地域間交流・連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　106
5　計画的・効率的・効果的な行政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・　108
6　健全で持続可能な財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　111

資料編

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　116
立科町振興計画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　125
諮問書・答申書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　126
主な策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　127

【序論　第５次立科町振興計画について】

第１章　振興計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

立科町では、平成17年（2005年）に「第４次立科町長期振興計画」を策定し、「人と自然が輝く町」を基本理念として、それを目指す６つの柱を掲げて“知恵と熱意と発想”で、地域の特性を活かした自立した自治体として活力あるまちづくりに取組んできましたが、平成26年度をもって計画期間が終了します。

この間、少子高齢化・高度情報化・国際化の進展、地方分権の推進、経済情勢の不透明感など、社会情勢はめまぐるしく変化しています。行政に求められるニーズも高度化・多様化する一方で、国や地方公共団体は深刻な財政危機に直面しています。

本町においても、人口減少・少子高齢化、スキー場利用者の減少、商工業の低迷、公共交通確保など多くの課題に直面し、第４次立科町長期振興計画が策定された当時より積極的かつ柔軟な行政運営が求められています。

このような中で、住民の皆さんとともに知恵と力を合わせ、限られた資源や財源を効果的に活用できるような自治体運営を行い、持続可能で自立を堅持したまちづくりを計画的に推進していくため、「第５次立科町振興計画」を策定します。

※第４次までの計画の名称は「立科町長期振興計画」でしたが、第５次から「立科町振興計画」とします。

２　計画の構成と性格

（１）計画の構成と期間

第５次立科町振興計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成される、行政運営を進める上で基本となる総合的な計画であり、まちづくりに関する施策はこの振興計画に基づき行われます。

① 基本構想

町の現状、課題及び特性などを踏まえ、計画終了時における町の将来像を定め、それを実現するための施策の基本的な方向性を示すものです。計画期間は平成27年度（2015年度）～平成36（令和６）年度（2024年度）の10年間とします。

② 基本計画

基本構想で掲げた将来像に向けた施策を具体化し、取り組むべき施策を体系的に示すものです。その時代の情勢にあわせ柔軟に対応するため、期間は前期基本計画を平成27年度（2015年度）～平成31（令和元）年度（2019年度）、後期基本計画を平成32（令和２）年度（2020年度）～平成36（令和６）年度（2024年度）までのそれぞれ５年間とします。

③ 実施計画

基本計画に掲げた施策や主要事業を実現するための個別具体的な方策を示すものです。計画期間は３年間とし、計画推進をより確かなものにするために、計画と予算との連動を図るとともに、社会・経済情勢の変化に対応するため、毎年ローリング方式で見直しを行います。

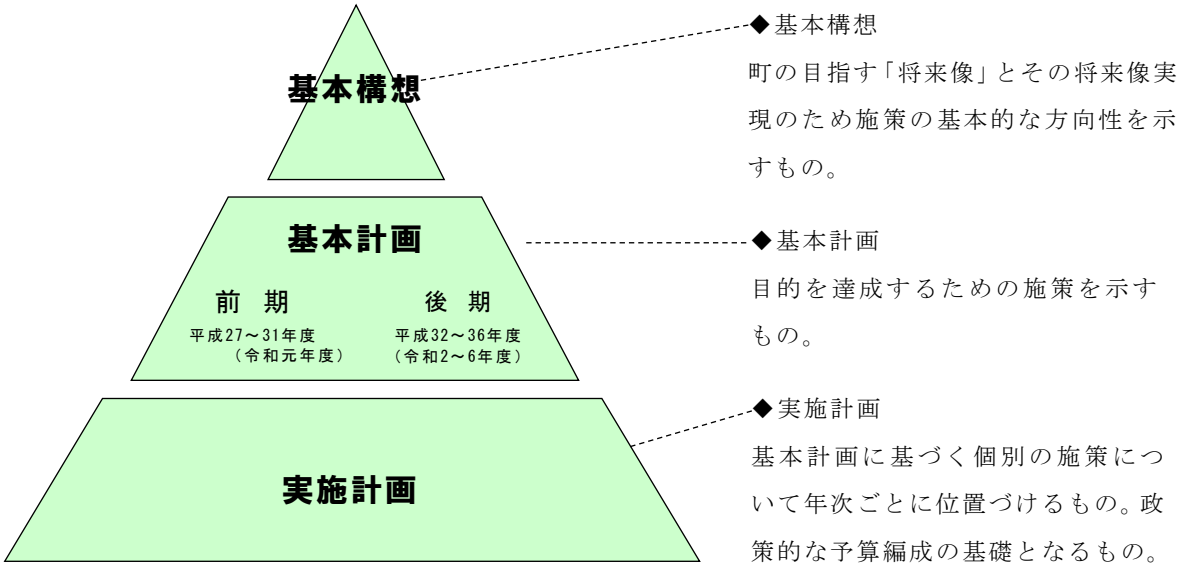

（２）計画の修正

本計画は、社会情勢等が策定時と大きく異なった場合は、必要に応じて見直しができるものとします。

第２章　立科町のすがた

１　立科町の概要

（１）沿革

蓼科山麓の雨境、池ノ平、赤沼平等から旧石器時代の遺物が発見されており、立科町の歴史はこの時代からはじまり、大庭遺跡から発掘された土器・石器から縄文時代には立科の大地に人が住んでいたと考えられています。稲作が伝わり栽培方法の進歩により川沿いの自然の湿地を利用した水田だけでなく、蓼科山の豊富な水源を利用した、塩沢・八丁地・宇山の３堰開通に伴い不毛の原野が水田として開発され、水稲が盛んになりました。

鎌倉時代には、御牧の牧官で土着して武士化していた滋野氏の勢力範囲といわれ、江戸時代には中山道の芦田宿として栄えました。明治初年の廃藩によって制度は一新し、明治 22 年市町村制実施とともに、芦田村・横鳥村・三都和村となり、茂田井は本牧村に含まれていました。

昭和 30 年４月１日に「昭和の大合併」により、芦田村・横鳥村・三都和村は合併して立科村となりましたが、昭和 31 年７月１日白樺湖周辺の一部 1.02 ㎢を茅野市に境界変更により分割し、昭和 33 年 10 月１日町制を施行して立科町となりました。分町合併運動、知事裁定を経て、昭和 35 年４月６日に実施された住民投票の結果、望月町より茂田井地区の大部分 261 世帯、3.34 ㎢を編入しました（４月８日境界変更、４月 15 日施行）。

平成 11 年以来全国的に市町村合併が推進され（平成の合併）、平成 11 年４月に 3,229 あった市町村が平成 22 年４月には 1,727 となりました。そのような中、平成 14 年１月に立科町・望月町・浅科村・北御牧村の川西四ヶ町村で「川西四ヶ町村合併研究会」を立ち上げ検討してきましたが、浅科村と望月町が佐久市へ、北御牧村が東部町と合併しました。立科町では、平成 14 年 10 月と平成 15 年 10 月に行った合併に対する住民アンケートの結果、合併しないこととなり現在に至っています。

（２）位置・地勢

立科町は、長野県の東部、北佐久郡の西端に位置しており、上田市、東御市、佐久市、茅野市、小県郡長和町と隣接しています。南北 26.4ｋｍ、東西 9.9ｋｍと南北に細長く、総面積は 66.87 ㎢です。

標高の最高は町の南にそびえる蓼科山頂の 2,531ｍで、その麓はリゾート観光地白樺高原を形成しています。標高最低地は扇状に広がる、古くから水稲を中心に栄えた町北部の藤沢地区 555ｍであり、南北に長く、標高差が大きいのも立科町の地形の大きな特徴です。

（３）気象

立科町の気候は四季の変化に富んでいます。昼夜の温度差と季節の温度差が大きく、年間の平均気温は約 10℃（過去 10 年間の平均）で、夏は過ごしやすいものの、冬の寒気は厳しいです。また、年間日照時間は約 2,000 時間、平成 25 年５月には月間の日照時間が日本一となるなど、日照時間の長さは全国トップレベルであり、年間降水量 1,000 ㎜程度の寡雨地帯です。

平均気温・最高気温・最低気温・降水量・日照時間

	平均気温	最高気温	最低気温	降水量	日照時間
平成 16 年	10.9	34.2	-13.1	1,362.0	2,248.5
平成 17 年	10.0	33.6	-17.9	713.0	2,106.6
平成 18 年	10.4	34.2	-15.0	1,232.0	1,904.7
平成 19 年	10.6	33.9	-13.7	912.0	2,074.1
平成 20 年	10.3	33.7	-15.5	942.5	1,988.1
平成 21 年	10.5	32.6	-15.1	1,056.0	1,992.6
平成 22 年	10.8	34.6	-14.6	1,281.5	2,077.3
平成 23 年	10.2	34.3	-16.5	1,109.5	2,192.6
平成 24 年	10.1	34.4	-19.5	1,055.0	2,165.7
平成 25 年	10.6	35.5	-16.9	931.5	2,366.7
平成 26 年	10.0	34.9	-15.8	1,057.5	2,214.2
平成 27 年	10.9	34.8	-16.5	1,047.5	2,115.2
平成 28 年	11.1	34.1	-18.1	1,273.0	2,126.3
平成 29 年	10.2	33.7	-18.0	998.5	2,227.2
平成 30 年	11.3	35.4	-14.6	1,035.0	2,369.6

【資料：気象庁データ　立科観測所（芦田）】

２　社会的条件

（１）人口・世帯

人口・世帯の推移

	世帯数	人　　口				1 世帯あたり人口	人口密度
		総　数	男	女	増減率		
昭和 50 年	2,110	8,425	4,202	4,223	1.5	4.0	126.9
昭和 55 年	2,229	8,347	4,192	4,155	-0.9	3.7	125.7
昭和 60 年	2,372	8,455	4,255	4,200	1.3	3.6	127.3
平成 2 年	2,537	8,680	4,328	4,352	2.7	3.4	129.9
平成 7 年	2,681	8,712	4,334	4,378	0.4	3.2	130.4
平成 12 年	2,799	8,609	4,252	4,357	-1.2	3.1	128.8
平成 17 年	2,724	8,237	4,025	4,212	-4.3	3.0	123.3
平成 22 年	2,672	7,707	3,764	3,943	-6.4	2.9	115.3
平成 27 年	2,682	7,265	3,583	3,682	-5.7	2.7	108.6

【資料：国勢調査】

年間人口動態

	自然動態			社会動態			増減
	出生	死亡	差引 A	転入	転出	差引 B	(A+B)
昭和 50 年	91	66	25	208	289	-81	-56
昭和 55 年	98	67	31	324	284	40	71
昭和 60 年	84	65	19	606	254	352	371
平成 2 年	81	66	15	298	274	24	39
平成 7 年	64	87	-23	378	168	210	187
平成 12 年	72	99	-27	286	320	-34	-61
平成 17 年	50	101	-51	297	298	-1	-52
平成 22 年	38	112	-74	217	231	-14	-88
平成 27 年	25	119	-94	215	261	-46	-140

【資料：毎月人口異動調査 市町村別移動状況（各年）】

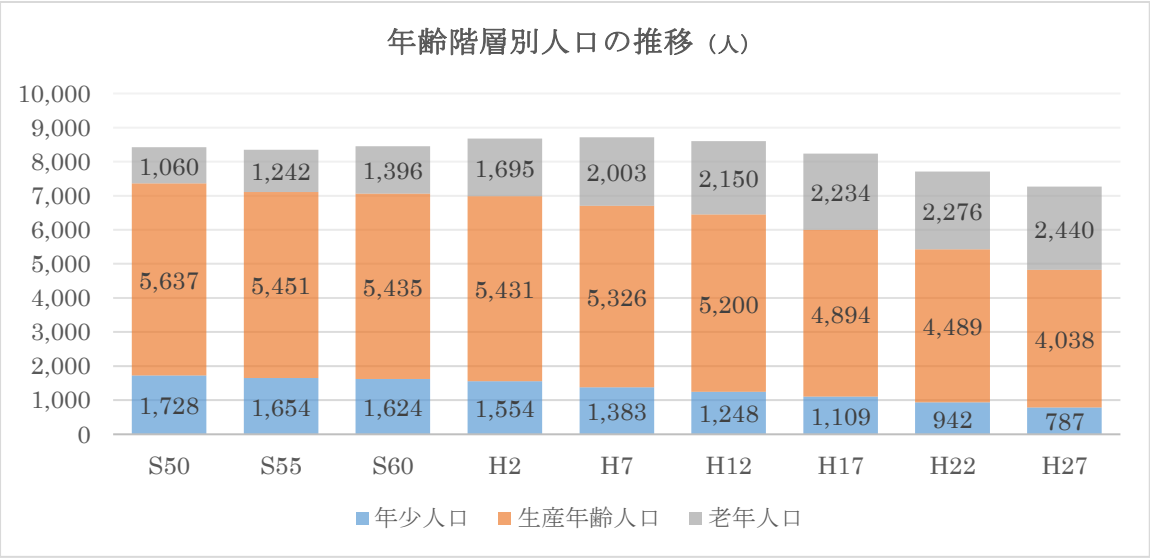

【資料：国勢調査】

（２）産業構造

産業別就業人口の推移

	15 歳以上 人　口	労働力 人　口	就業者数	第 1 次 産業人口	第 2 次 産業人口	第 3 次 産業人口	失業者数
昭和 50 年	6,697	5,188	5,133	2,447	1,267	1,417	55
昭和 55 年	6,693	5,057	4,979	1,850	1,514	1,613	78
昭和 60 年	6,831	5,014	4,950	1,513	1,694	1,743	64
平成 2 年	7,126	5,072	5,004	1,243	1,808	1,952	68
平成 7 年	7,329	5,278	5,183	1,251	1,737	2,195	95
平成 12 年	7,350	5,096	4,975	1,058	1,651	2,266	121
平成 17 年	7,128	4,922	4,759	1,145	1,345	2,261	163
平成 22 年	6,765	4,503	4,303	968	1,093	2,241	200
平成 27 年	6,478	4,122	3,992	713	1,067	2,208	130

【資料：国勢調査】

― 基本構想 ―

1　目指す将来像

澄んだ空！　清んだ水！　住みよき町に笑顔が弾む！

人と自然が輝く町

第３次及び第４次立科町長期振興計画の基本理念である「人と自然が輝く町」を継承し、10 年後の町の将来像を「**澄んだ空！清んだ水！住みよき町に笑顔が弾む！人と自然が輝く町**」とします。

青く澄んだ空、蓼科山から流れる清らかな水、緑に囲まれた豊かな大地は、私たちが輝かしく生きる源となっています。先人から引き継いだこの豊かな自然から、私たちは多くの恩恵を受けています。この何物にも代えがたい素晴らしい自然の中で生活を営む喜びを感じ続けられるように、住民一人ひとりが手を取り合い、誰もが笑顔で「住んで良かった」「訪れて良かった」と思える心の拠り所となる町を目指します。

2　将来像実現のための基本目標

これから目指す将来像実現のために、基本となる５つの目標を定めます。

基本目標１　健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり　【保健・福祉】

本町は、住民一人ひとりが健康増進に努め、病気にならないようにするとともに、健康で自立できる生活習慣を身につけるための施策を展開してきました。また、住民全体で支えあい、心のかよう福祉のまちづくりも進めてきました。

いつまでも住みなれた地域で暮らし続けるためには、保健・福祉の充実が重要です。子どもから高齢者まで、誰もが健やかにはつらつと暮らすことができるよう支援の充実を図ります。

基本目標２　郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり　【教育文化】

人づくりはその地域を支える礎となることから、教育・文化・スポーツ・生涯学習などあらゆる施策を展開してきました。

これから未来を担う子どもたちには、確かな学力と豊かな人間性を育む、小・中・高連携を軸とした「立科教育」を推進するとともに、健康寿命を延ばし豊かな人生を過ごすために、スポーツも含めた生涯教育を充実させます。

本町の誇れる歴史文化の保全・継承に努めるとともに、地域資源を大いに活用して、郷土を愛し地域に根ざした人を育みます。

基本目標３　活気ある経済を創造するまちづくり　【産業振興】

持続的な農業の発展、森林づくりを支える基盤整備、商工業者の経営支援、豊かな自然を活かした観光振興などの施策を展開してきました。環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定、6 次産業化など各種産業を取り巻く環境の変化に対応した産業振興を推進していきます。また、魅力あふれる地域資源を活用して、農林業・商工業・観光業・金融・学校・行政の連携による立科ブランドの推進を図り、にぎわう地域の創造を目指します。

基本目標４　豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり　【生活・自然環境】

蓼科山の麓に広がる本町は、豊かな自然とそれを活かした暮らしを送ってきました。景観を守るとともに環境保護の施策も展開してきました。自然を守るため循環型社会を推進し、エネルギーの有効活用やごみの減量化を推進していきます。

本町は災害や犯罪が少ないものの、環境や社会情勢の変化により、今までは想定し得ない災害や犯罪などが起こる可能性があります。危機意識の向上、危機管理体制の充実など備えを万全なものとし、安全な暮らしが維持できるよう努めます。

上下水道、交通網、公共交通などの生活基盤を維持するとともに、必要に応じた整備を行い安心して生活できる環境づくりに努めます。

基本目標５　地域の力で活力あふれるまちづくり　【協働・自治】

本町は自立を確かなものとするために、行政と地域住民とが協働のまちづくりを進めるとともに、事務改善等による行財政改革を進め、健全な財政基盤の構築に努めてきました。引続き自立を堅持した行財政運営を行っていきます。

社会情勢の変化とともに町政に対するニーズは多様化しており、この問題解決には、住民・民間の活力及び行政基盤の強化が必要です。そこで住民・民間の活力を最大限に生かし、行政と関係する個人・団体と協働して魅力あるまちづくりを進めます。

３　人口減少抑制目標（平成 36 年（令和６年）度まで）

国勢調査によると、ほぼ横ばいだった人口も平成７年を境に減少しはじめ、8,000 人を割り込みました。特に年少人口の減少が大きく、少子高齢化の傾向は今後も続くものとみられます。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、平成 52 年（令和 22 年）（2040 年）には、4,889 人になると推計されています。また、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が平成 26 年５月に発表した将来の人口減少の試算において本町も消滅可能性都市と位置づけられています。

本町では自然動態と社会動態を合わせて人口が年間 84 人（直近 10 年平均）減少しています。人口減少時代に突入し、全国的に人口の減少は避けられないことから、様々な施策を展開し、その減少を緩やかにすることとします。そのため、振興計画目標年次である平成 36 年（令和６年）度（2024 年度）末における人口減少抑制目標を 7,000 人とします。

	平成 31 年（令和元年）度末	平成 36 年（令和 6 年）度末
人口減少抑制目標	**施策展開による達成目標**	
	7,300 人	**7,000 人**
	推　　計（　参　考　）	
	7,174 人	6,754 人

※推計値は平成 26 年 3 月末現在の住民基本台帳人口を基に、年間 84 人ずつ減少していくとして推計。

年代別人口構成

	平成 36 年（令和 6 年）度（目標）	
	人数（人）	構成比（%）
0 ～14 歳	630	9.0
15～64 歳	3,675	52.5
65 歳以上	2,695	38.5
合　計	7,000	100.0

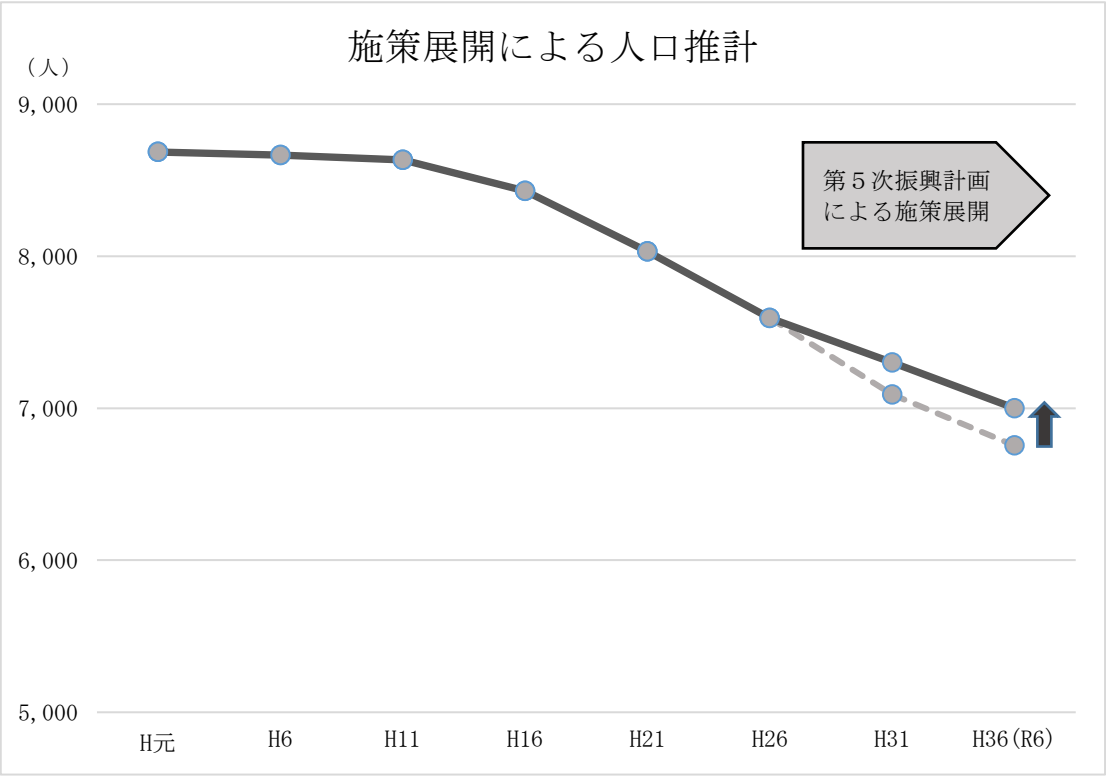

各年度末における住民基本台帳人口に基づき作成。平成 26 年度以降については、実線が施策展開による目標人口、点線が推計値。

【第１編　後期基本計画策定にあたって】

1　後期基本計画策定の趣旨

立科町では、平成27年（2015年）２月、まちづくりの目標となる町の将来像に「澄んだ空！清んだ水！住みよき町に笑顔が弾む！ 人と自然が輝く町」を掲げ、住民一人ひとりが手を取り合い、誰もが笑顔で「住んで良かった」「訪れて良かった」と思える心の拠り所となる町を目指すため、各政策分野の取組みを体系的にまとめた第５次立科町振興計画（平成27年度から平成36年度（令和６年度））を策定し、推進を図ってきました。

前期５年間の政策分野別の施策を定めた基本計画が令和元年度末に終了することから、この間の施策・事業の進捗や取り巻く課題の状況等を評価・検証するとともに、振興計画審議会での審議や町民の意見などを反映し、第５次立科町振興計画の総仕上げに向けて後期５年間の施策をまとめた「後期基本計画」（令和２年度～６年度）を策定しました。

「後期基本計画」は、各施策において生じている課題や、社会情勢等により変化した課題に対し的確な対応を図るとともに、人口減少・少子高齢化の進行など直面する課題に対し町民の皆さんとともに知恵と力を合わせ、限られた資源や財源を効果的に活用できるような自治体運営を行い、持続可能で自立を堅持したまちづくりを計画的に推進していくために策定したものです。

2　後期基本計画の概要

1　性格

基本計画は、基本構想で示された立科町の将来像を実現するため、中期的展望と総合的な視点を持って定めるものです。

基本計画は、町の行財政運営の基本となるものであるとともに、行政各部門の個別の計画の指針となるものです。

基本計画の執行にあたっては、国・県等に対して積極的な支援・協力を要請するとともに、住民や関係機関、民間団体等に対しましては町との一体的な施策の展開を図り、協働のまちづくりの推進を期待するものです。

2　期間

後期基本計画の計画期間は令和２年度（2020 年度）から令和６年度（2024 年度）までとします。

なお、基本計画に示された施策を予算化し、実行するため、３か年の実施計画を作成し、毎年度見直しを行います。

年　　度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
基本構想	基　本　構　想									
基本計画	前　期　基　本　計　画					後　期　基　本　計　画				
実施計画	※計画期間３年間とし、毎年ローリング方式で見直し									

３　後期基本計画の背景と基本方針

■少子高齢化・人口減少

国の総人口は、平成 20（2008）年をピークに減少に転じ、人口構造が大きく変化しています。令和７（2025）年には、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となり、国の高齢化率が30％台に達し、うち後期高齢者は 20％に達する状況が予測されています。その一方で一人の女性が一生のうちに出産する子どもの数を示す合計特殊出生率の低下は底を打ったものの、人口を維持できる水準を大きく下回っており、長期的に子どもから高齢者まで全世代で人口が減少し続けることが予測されています。

■人手不足・働き方改革

国の経済は、平成 24（2012）年 11 月を底に緩やかな回復基調が続いており、平成 25（2013）年度以降は、国内総生産も概ねプラス成長となっているものの、雇用環境の改善と生産年齢人口の減少により、労働市場における人手不足が大きな課題となっています。また、労働者の年齢・性別にかかわらず、長時間労働による様々な問題の発生や、子育て・介護などと仕事を両立する人の増加を背景に、労働時間の削減や多様な働き方へのニーズが急速に高まっています。

■環境循環型社会

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化する中、資源やエネルギーを大切に使い、環境負荷の少ない社会経済を目指す動きが強まっています。３Ｒ（リデュース：廃棄物等の発生抑制、リユース：資源の再使用、リサイクル：資源の再生利用）など環境負荷の少ないライフスタイルや企業行動が求められ、生活の豊かさを保ちながら循環型社会の形成のため、生産者・消費者・地域など、様々な立場から新たな工夫や提案を出し合うことが求められています。

■安心・安全に対する関心の高まり

平成 23（2011）年の東日本大震災発生以降も全国各地で大規模な地震や豪雨による大規模な災害が発生しています。災害が少ないと考えられてきた本町においても令和元（2019）年 10 月の台風 19 号により、河川の氾濫による護岸や道路等の崩落、家屋の床上・床下浸水など生活を脅かす大きな被害が多数発生し、自然災害への対策の強化が必要とされています。

また、子どもや高齢者等の社会的弱者を狙う犯罪が深刻な問題として大きく取り上げられるなど、様々な分野で暮らしの安全・安心に対する取組みの重要性が高まっています。こうした災害や犯罪に対し、地域の安全・安心な暮らしを守るためには、社会基盤の整備とともに自助・互助・共助・公助の考えに基づいた地域での支え合い社会の構築が求められています。

■高度情報化社会

情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活、企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。スマートフォンの普及により、インターネットを通じて社会的なつながりを生みだすＳＮＳの利活用が進み、情報伝達のあり方が変化しています。経済活動においては、労働力人口の減少をはじめ、国内の様々な社会的課題の解決方法のひとつとして、情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどのＩＣＴ、モノをインターネット経由で通信させるＩＯＴの利活用促進に期待が高まっています。

■地方分権と協働のまちづくり

自治体への事務や権限の委譲など、地域の自主性・自立性を高めるための改革が進められる中で、これからのまちづくりは、従来の縦割り行政や行政改革を見直し、コストやスピードへの意識と経営感覚を持った地域経営が求められています。

地域の課題を解決し、豊かな生活の持続・向上を実現していくためには、町民・企業・行政がそれぞれの力を発揮していく必要があり、自治会組織、ボランティア、ＮＰＯ団体等との連携をはじめ、協働のベースとなる体制、機会の充実が求められます。

市町村の財政状況と公営企業の経営状況を判断する、財政健全化法による健全化判断比率はいずれも基準値以下となっていますが、このように社会環境等が大きく変化するなかで、本町が自立した自治体として運営を続けていくためには、自治能力の向上にあわせ、引続き財政の健全化に努める必要があります。予算を伴う事業の執行にあたっては補助事業や有利な起債を活用し、事業の効果とあらゆる財源確保と検証をしたうえでの推進が必要です。

今回の後期基本計画は、社会環境等の変化に対応した計画の見直しを行います。

４　まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化について

１　背景

全国的に進行する少子高齢化による人口減少の加速化と、東京圏への人口の一極集中が全国的に大きな課題となっており、国は地方における雇用の創出や、若者の就労・結婚・子育ての希望の実現などにより､将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目的に、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を定め、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、国は各自治体に地方版総合戦略の策定を求めました。これを受け、立科町では平成 27（2015）年に「まち・ひと・しごと創生立科町人口ビジョン」において人口の将来展望を示し､「まち・ひと・しごと創生立科町総合戦略」を策定し、地方創生の取組みを進めてきました。

立科町総合戦略は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を軸に、当町の地域の特性を活かし自立した自治体を目指して 5 か年(平成 27 年から平成 31 年まで)の目標や施策の基本的方針、具体的な施策をまとめたものとして策定しています。

令和元年 12 月に、国は第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、自治体に対しては、切れ目のない取組を求めており、当町においても最新データに基づく「まち・ひと・しごと創生立科町人口ビジョン」の改訂と、第 2 期「まち・ひと・しごと創生立科町総合戦略」を策定する必要があります。

２　立科町総合戦略

国の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、新たな基本目標と横断的な目標を設定し、地方版総合戦略には引続き、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考え、外部有識者の知見や住民の意見を活用しながら、施策を推進し、データによる政策効果検証を行い、効果的かつ効率的に、政策を改善する PDCA サイクルに取り組むことが重要であると指摘しています。

これらの点は、本基本計画の内容と性質がほぼ合致していることから、基本計画と当町の地方版総合戦略を一体的な計画として策定します。なお、地方版総合戦略において記載が必要な内容及び項目（数値目標、成果指標、具体的な施策）については、別途記載をしています。

国の第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」
【基本目標】
１　稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
２　地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
３　結婚・出産・子育ての希望をかなえる
４　ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
【横断的な目標】
１　多様な人材の活躍を推進する
２　新しい時代の流れを力にする

５　進捗管理と計画の見直し（ＰＤＣＡサイクルの確立）

基本計画と総合戦略を一体的な計画としたことから、本計画の進捗管理は立科町総合戦略評価委員会において毎年実施することとなり、指標の達成度の客観的評価と施策の検証を行い、検証結果を踏まえた総合戦略ＫＰＩ（重要業績評価指標）と具体的な施策の見直しと修正を随時行うこととします。

また、５年ごとの基本計画策定時においては、振興計画審議会において検証を実施し、住民アンケートなどを基にした調査結果も踏まえた見直しを行います。

【第２編　後期基本計画】

後期基本計画の体系と構成

後期基本計画の体系を次のとおり構成し、総合的、計画的な施策展開を図ります。

町の将来像

澄（す）んだ空！　清（す）んだ水！　住みよき町に笑顔が弾む！

人と自然が輝く町

基本目標

1 健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり

2 郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり

3 活気ある経済を創造するまちづくり

4 豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり

5 地域の力で活力あふれるまちづくり

施策

1 心とからだの健康支援
2 母子保健事業の充実
3 地域医療体制の充実
4 地域福祉の充実
5 高齢者福祉の充実
6 介護サービス事業の充実
7 障がい者福祉の充実
8 社会保障・医療費助成の充実
9 温泉館「権現の湯」の充実

1 たくましく羽ばたく立科っこ教育
2 子育て支援の充実
3 学びによる豊かな人生を目指して
4 スポーツで築く健康で豊かな人生と絆づくり
5 心のふるさとは歴史のふるさと
6 男女共同参画社会の推進

1 町の魅力が活きた農業・農村づくり
2 森林の整備と有効活用
3 活力ある商工業の振興
4 魅力ある観光の振興
5 異業種連携による立科ブランドの推進

1 おいしい水の安定供給
2 排水処理事業の維持
3 住環境の整備と定住・移住の促進
4 自然環境・景観の保全と土地利用
5 循環型社会の推進
6 交通網の総合的整備
7 河川整備の促進
8 公共交通の充実
9 防災・減災対策の充実
10 日常生活の安全確保
11 高度情報化への対応

1 協働のまちづくりの促進と活力あふれるまちづくり
2 地域コミュニティ活動の促進・支援
3 情報の発信及び行政の透明化
4 地域間交流・連携の推進
5 計画的・効率的・効果的な行政運営
6 健全で持続可能な財政運営

まち・ひと・しごと創生総合戦略と第５次振興計画との関係

まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策分野と町の基本目標	対応する基本目標の施策
国の政策分野① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする １活気ある経済を創造するまちづくり	3-1　町の魅力が活きた農業・農村づくり 3-2　森林の整備と有効活用 3-3　活力ある商工業の振興 3-4　魅力ある観光の振興 3-5　異業種連携による立科ブランドの推進
国の政策分野② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる ２豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり	4-3　住環境の整備と定住・移住の促進 4-4　自然環境・景観の保全と土地利用 4-5　循環型社会の推進 4-6　交通網の総合的整備 4-8　公共交通の充実 4-11　高度情報化への対応
国の政策分野③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる ３郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり	2-1　たくましく羽ばたく立科っこ教育 2-2　子育て支援の充実 2-3　学びによる豊かな人生を目指して 2-4　スポーツで築く健康で豊かな人生と絆づくり 2-5　心のふるさとは歴史のふるさと 2-6　男女共同参画社会の推進
国の政策分野④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる ４健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり	1-1　心とからだの健康支援 1-2　母子保健事業の充実 1-3　地域医療体制の充実 1-4　地域福祉の充実 1-5　高齢者福祉の充実 1-6　介護サービス事業の充実 1-7　障がい者福祉の充実 1-8　社会保障・医療費助成の充実 1-9　温泉館「権現の湯」の充実
５地域の力で活力あふれるまちづくり	4-1　おいしい水の安定供給 4-2　排水処理事業の維持 4-7　河川整備の促進 4-9　防災・減災対策の充実 4-10　日常生活の安全確保 5-1　協働のまちづくりの促進と活力あふれるまちづくり 5-2　地域コミュニティ活動の促進・支援 5-3　情報の発信及び行政の透明化 5-4　地域間交流・連携の推進 5-5　計画的・効率的・効果的な行政運営 5-6　健全で持続可能な財政運営

施　策　の　構　成

施　　策　　名

現状と課題

施策に対する現状と課題が記載されています。

施策の方針

現状と課題を踏まえ、施策に対する方針が記載されています。

成果指標

施策を展開したことによる成果を図るための指標が記載されています。

施策の内容

施策に対する具体的な内容について記載されています。

成果指標の住民満足度について

第５次振興計画後期基本計画策定にあたり実施した住民意識調査の項目で、町の取組みに対する満足度があります。満足度は「判断できない」「満足」「やや満足」「満足でも不満でもない」「やや不満」「不満」の６段階で回答していただきました。
「取組みに対する住民満足度」とは、各施策項目における「満足」「やや満足」と回答した方の割合です。

【総合戦略数値目標】

数値目標	現状値：平成 30 年度	目標値：令和６年度
出生数	35 人（過去５年間の平均）	40 人
結婚件数	35 件（過去５年間の平均）	40 件

１　心とからだの健康支援【１－１】

＜現状と課題＞

▽本町における平成 29 年度の三大死因は、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患ですが、年齢構成の差を標準の死亡率で調整した標準化死亡比でみると、男女ともに脳血管疾患の死亡比が高く、脳血管疾患の予防が町の課題となっています。町では、健康診査（特定健診）を無料化するなど、自らの健康状態を確認し、生活習慣病予防の実践を支援する取組みを行っていますが、国民健康保険や後期高齢者医療費、介護給付費用の増加に歯止めがかからない現状にあります。健康寿命を延伸していくためにも、検診の受診率の向上、ハイリスク者や重症化予防のための保健指導の充実や、健康づくりに取組みやすい環境づくりが求められます。

▽がん検診は、補助金制度を創設し受診の機会を増やしましたが、受診者はほぼ横ばいの状況です。

▽がんをはじめとする生活習慣病の危険因子となる喫煙については、健康増進法の改正による受動喫煙防止対策を推進し受動喫煙のない町を目指しています。

▽育児相談において、食に関する相談の増加やライフスタイルの変化も課題の一つとなっており、生産者や保育園、学校など関係者が連携して、食育事業をさらに展開していきます。

▽自殺予防の取組みとして、ゲートキーパーの養成や相談事業に取組んでいます。

▽少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などが進む中で、子育ての悩みなどを気軽に相談する相手や機会が減ってきています。また、乳幼児健診や相談事業時など、食事に関する悩みや不安が数多く聞かれるため、気軽に食に関する悩みや困りごとを相談できる場所づくりや事業展開が必要です。

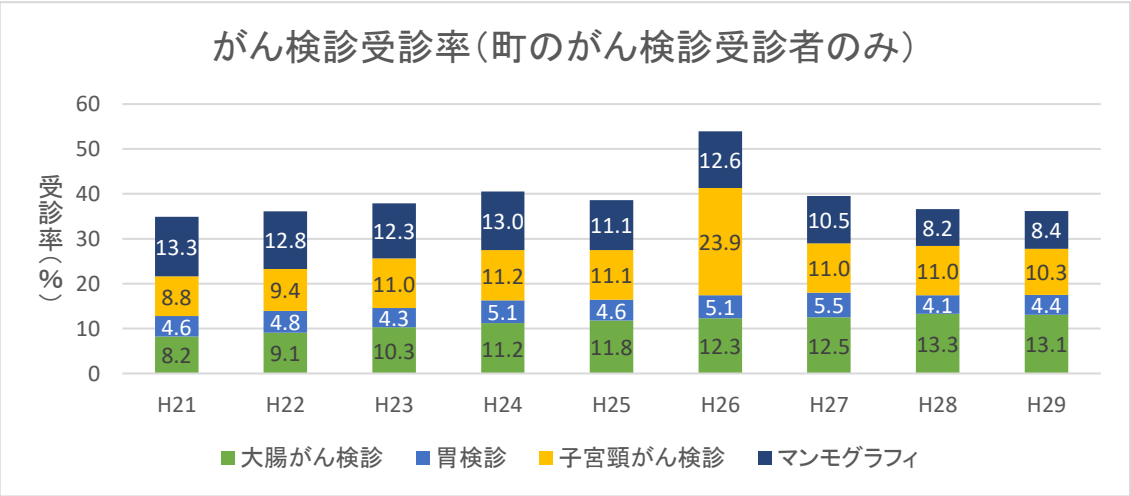

【資料：町民課環境保健係】

１　心とからだの健康支援【１－１】

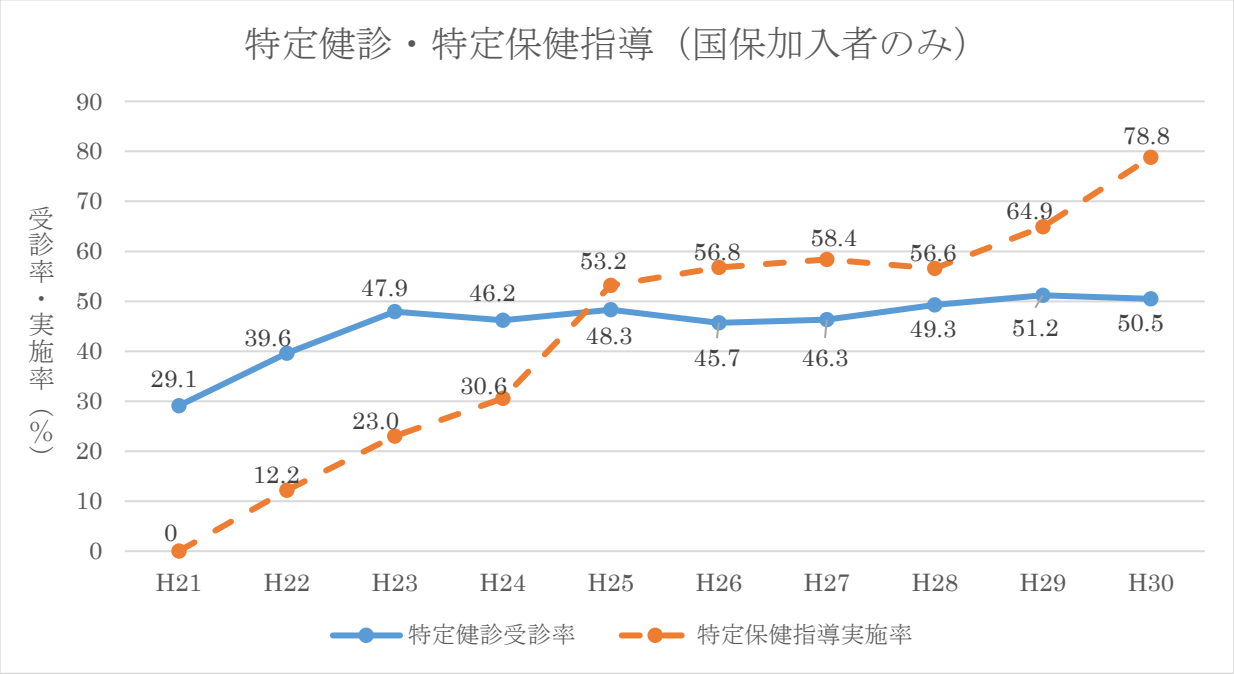

【資料：町民課環境保健係】

＜施策の方針＞

生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、ライフステージに応じた健康づくり活動を推進し、心とからだの健康増進を図り、健康寿命延伸の成果獲得を目指します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
年代に応じた健康づくりの取組みに対する住民満足度	18.3%	22.0%	
特定健診受診率（国保加入者のみ）＊	50.5%（集計中）	60%	○
特定保健指導実施率（国保加入者のみ）＊	78.8%（集計中）	80%	○

＊特定健診受診率・特定保健指導実施率の平成 30 年度実績値は集計中

＜施策の内容＞

１　健康づくりの推進

○食生活・運動・喫煙・歯科などの生活習慣の改善のための普及啓発、環境整備に取組みます。

○保健委員会等地区組織や関係者と連携し、きめ細やかな健康づくりを展開します。

○心の健康の保持増進のための知識の普及啓発を図るとともに、関係機関との連携を図り、複合的な相談に対応できるよう相談支援体制の充実に努めます。

○生活習慣病の発症予防の視点から、乳幼児期の親子の健康づくりを積極的に進めていきます。

２　生活習慣病対策の充実

○受診機会の確保や受診啓発等を行い、特定健診受診率の向上に努めます。

○喫煙・食生活・運動などの生活習慣の改善を図るため、特定保健指導等を充実します。

３　感染症対策

○定期・任意予防接種を実施するとともに、感染症の予防に関する知識啓発を図ります。

○新たな感染症等が発生した場合、国や県・医療機関等と連携をとりながら感染予防・拡大防止に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

1　健康づくりの推進【町民課・教育委員会・農林課】

○受動喫煙防止対策および喫煙に対する保健指導

○歯科保健指導の実施

○運動習慣の定着に向けた取組み

○保健委員等と連携し、健康教室の開催や啓発活動の実施

○精神保健事業として、メンタルヘルス学習会やゲートキーパー養成講座、訪問活動等の実施

○生産者や学校等、関係機関と連携した食育に関する情報発信や食育事業の開催

○地産地消の推進

2　生活習慣病対策の充実【町民課】

○胃検診、婦人科検診等がん検診、健康診断（特定健診）の実施

○検診受診啓発、未受診者対策

○ハイリスク者に対する保健指導の充実

○生活習慣病予防のための普及啓発事業の実施

3　感染症対策【町民課】

○結核検診・定期予防接種の実施

○風しん予防接種費用の補助

○風しん抗体検査の実施

○感染症予防に関する知識啓発

○新たな感染症等発生時の感染予防及び拡大防止

２　母子保健事業の充実【１－２】

＜現状と課題＞

▽本町の出生数は年度による波はありますが、減少傾向にあり少子化が進んでいます。また地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等子育て環境が変化する中で、子育ての不安や孤立、虐待などの問題が生じています。

▽住民意識調査においても、約７割が「安心して妊娠・出産・育児ができる体制の整備」を求めており、環境の整備が必要です。

▽佐久地域での産科医療・小児医療体制は安定しているものの、乳幼児健診における小児科医や専門家の確保が難しい状況にあります。また、少子化に伴い乳幼児健診や各種教室の実施体制も見直しを迫られています。

▽発達障がい等支援を必要とする子どもに対して、早期発見や継続的な支援を行う必要があるため、本町では相談員の配置やコーディネーター連絡会等を行っています。子どもの支援に加え、保護者への支援を充実させる必要があります。

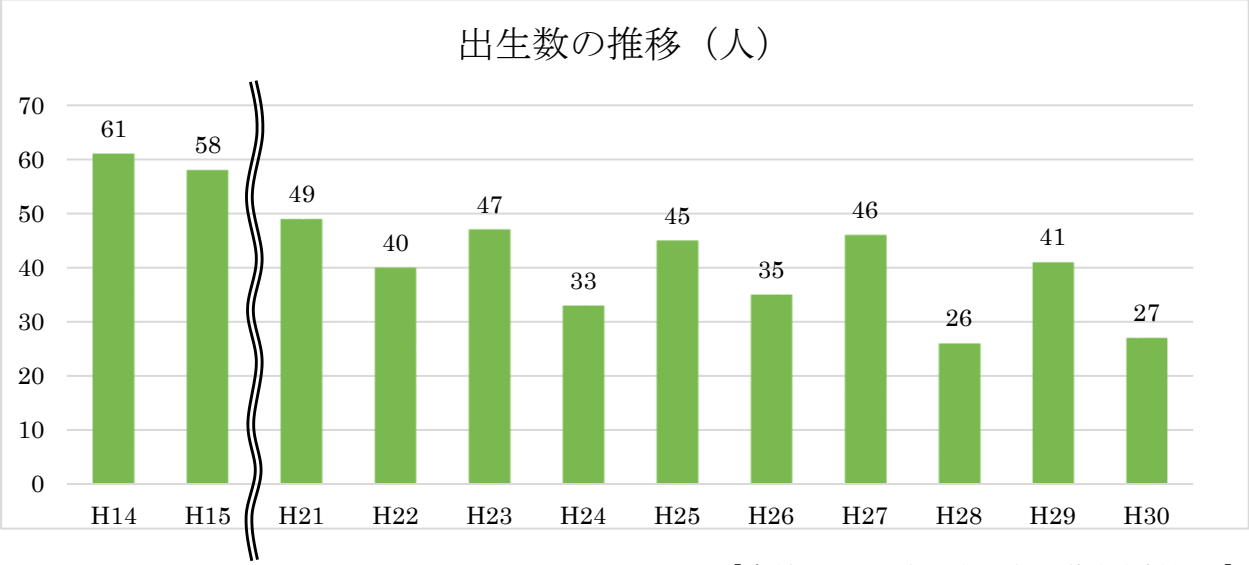

【資料：町民課住民係　住民基本台帳年報】

・各種事業利用状況（延人数、単位：人）

年　　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
赤ちゃん相談	99	106	171	143	186	151	195	171	203	150
親子ふれあい絵本	49	41	44	40	38	43	30	41	27	31
子育て相談	11	15	12	17	18	14	11	10	9	11

【資料：町民課環境保健係】

＜施策の方針＞

安心して妊娠・出産・育児ができる相談支援体制を整備するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう母子保健事業の充実を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
安心して妊娠・出産・育児ができる環境に対する住民満足度	19.4%	25.0%	
幼児健診受診率（３歳児健診）	93.1%	100%	○

＜施策の内容＞

１　安心して妊娠・出産・育児ができる相談支援体制の充実

○子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠・出産から子育て期に亘る切れ目のない支援体制を整備します。

○妊婦健診、乳幼児健診等・出産に関する情報の提供・相談・教室などを充実し、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。

○不妊治療を必要とする方に対し、治療費を支援し、負担の軽減を図ります。

○妊産婦を福祉医療の対象とし、医療費の負担軽減を図ります。

２　健やかな成長と発達への支援

○赤ちゃん相談等保護者同士の交流の場を提供し、子育て支援情報の提供を行い、不安や孤立感を緩和します。

○子どもの発達等に不安を抱える保護者が自信を持って子育てができるように、専門職による相談や入園入学の支援など関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。

○子ども家庭総合支援拠点を中心に、虐待の予防、早期発見、早期支援、改善に向けた取組みを行います。

※総合戦略：具体的な施策

1　安心して妊娠・出産・育児ができる相談支援体制の充実【町民課】

○子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産から子育て期に亘る切れ目のない支援を行うと同時に、子育て支援サービスや体制について利用者の視点から見直しを行います。

○妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診等における相談と保健指導の実施

○不妊治療費の助成

○妊産婦福祉医療の実施

2　健やかな成長と発達への支援【町民課・教育委員会】

○赤ちゃん相談や児童館事業等での保護者同士の交流の場の提供と子育て支援情報の提供

○専門職による子育て相談、育児教室等の開催や入園入学の支援など関係機関と連携した切れ目ない支援

○子ども家庭総合支援拠点を中心に、虐待の予防啓発活動、母子保健事業等を通じた早期発見と親子関係再構築への支援

３　地域医療体制の充実【１－３】

＜現状と課題＞

▽現在町内に診療所２か所、歯科診療所３か所があり、住民に身近な医療機関として、その役割を果たしています。標榜している診療科以外に受診する場合は、近隣市町村の医療機関を利用することになります。また、蓼科地区には医療機関がないため、受診を希望する方に対して予約制で医療機関への送迎を行っています。

▽誰もが安心して医療を受けることができる医療提供体制の構築、地域医療機関との連携の強化が必要です。

▽佐久地域の救急医療体制は、平成 26 年３月佐久総合病院佐久医療センター開設に伴い、初期救急はかかりつけ医療機関や休日当番医が、二次救急は救急車受入れの指定を受けている医療機関（13 か所）が、三次救急は佐久医療センターが治療を行うことになっています。

【町内医療機関一覧（50 音順）】

診療所	
・岩下医院	立科町大字芦田 1165
・柳澤医院	立科町大字芦田 2835-2
歯科診療所	
・ながい歯科医院	立科町大字芦田 2006
・もみの木歯科クリニック	立科町大字芦田 2980-1
・山浦歯科医院	立科町大字芦田 2537-2

＜施策の方針＞

安心して暮らせる地域医療体制の充実に努めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
安心して暮らせる地域医療体制の整備に対する住民満足度	18.3%	23.0%	
町内医療機関数	5	5	○

＜施策の内容＞

１　地域保健医療の充実

○住民が必要とするときに、必要な医療機関の利用ができるよう、無医地区からの送迎等サービスの充実に努めます。

○医療圏域内自治体と連携し、圏域内にある公的医療機関への支援により、地域医療体制の維持・充実を図ります。

２　救急医療体制の充実

○佐久地域の自治体や医師会・病院その他関係機関と連携して、24 時間 365 日救急患者受け入れが可能な救急医療体制の維持に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

1　地域保健医療の充実【町民課】

○無医地区から医療機関への送迎サービスの制度周知と実施

○医療圏域内自治体との連携及び公的医療機関への支援

○開業を目指す医師への支援

2　救急医療体制の充実【町民課】

○２４時間３６５日受け入れ可能な救急医療体制の維持

４　地域福祉の充実【１－４】

＜現状と課題＞

▽少子高齢化や隣人との関係が希薄になるなど社会構造が変化する中、社会的孤立や生活困窮者の自立支援などが新たな社会問題となり、福祉を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。そのため、地域の中で福祉の心を育み、見守り・支え合う体制づくりによる活動基盤の充実を図る必要があり、よりきめ細かな福祉・生活課題への対応が求められています。

▽現在町内では、各地区において小地域見守り支え合い活動が展開されていますが、会員の高齢化、担い手不足が大きな課題となっています。各団体の育成支援・協力をより充実させ、研修や交流の機会を増やし、ネットワーク活動の活性化を図る必要があります。また、活動団体のない地区へも積極的に働きかけをし、小地域における福祉活動を推進する必要があります。

▽若年層や男性のボランティア・福祉活動者が少なく、ボランティアを実践する団体・個人の高齢化、担い手不足による団体等の存続の難しさなどが課題となっています。福祉への関心を高めるための講座を開催するなど、ボランティアの育成支援、活性化を図る必要があります。

▽社会福祉協議会において結婚相談事業を実施していますが、本町の婚姻件数は減少しています。少子化対策のため、更なる結婚支援を充実させる必要があります。

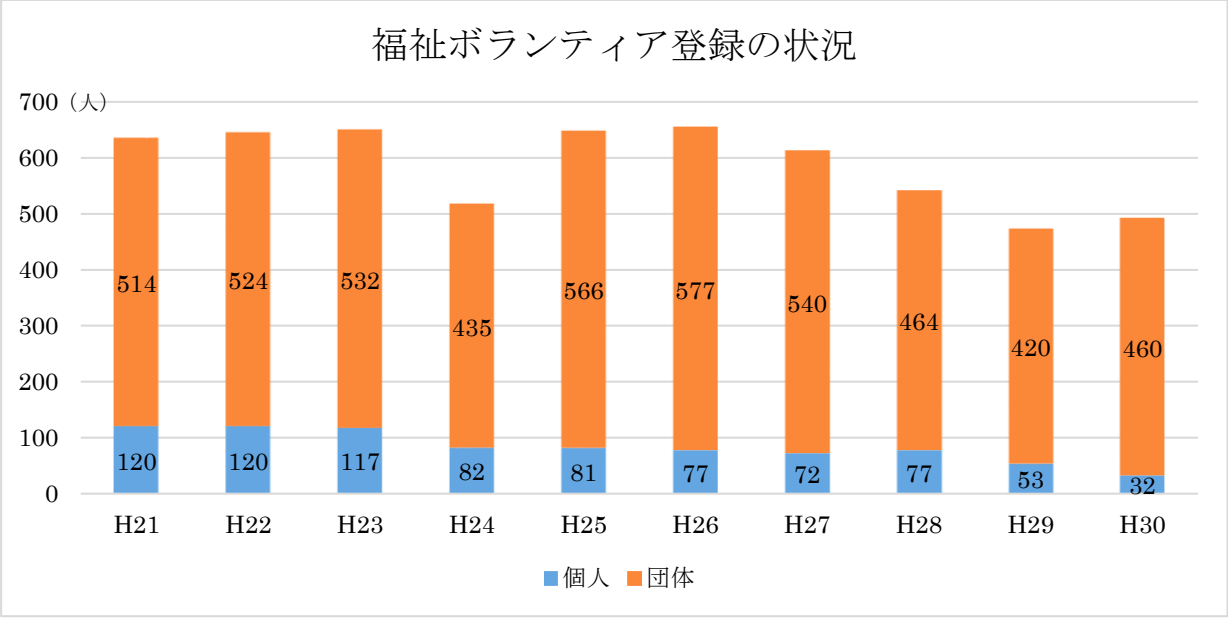

【資料：社会福祉協議会】

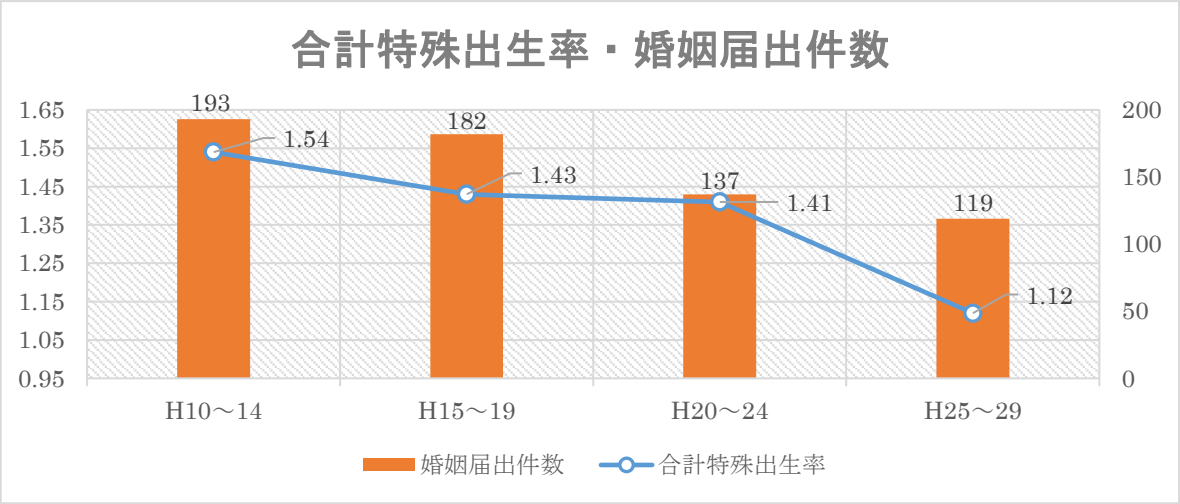

【資料：人口動態保健所・市区町村別統計（合計特殊出生率）、人口動態（婚姻届出件数）】
※H25～29 のデータについては町集計数値

＜施策の方針＞

社会福祉協議会と連携し、多様化する福祉ニーズに地域全体で対応する地域福祉体制の充実を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和 6 年度	総合戦略（KPI）
地域福祉の取組みに対する住民満足度	16.7%	30.0%	
小地域見守り支え合い活動	14 団体	18 団体	○
福祉ボランティア登録者数	570 人	580 人	○

＜施策の内容＞

１　福祉団体の育成・支援

○地域福祉の基幹組織である社会福祉協議会の機能を強化するための支援を行い、福祉活動の充実を図ります。

○地域で活動している団体の育成を支援し、地域福祉の向上を目指します。

○地域での助け合いを促進するため自治組織（区、部落、民生委員）へも啓発し、個人情報の保護に配慮して地域福祉の醸成を図ります。

○地域資源の確保に向けて、ボランティアの育成や、近隣地区との連携等の支援について検討を行います。

２　ボランティア活動の充実

○男性や若年層向けの講座、研修などを充実させ、ボランティアの人材確保を図り、ボランティア活動を実践する団体の育成に努めます。

３　結婚支援の充実

○独身の男女に対し、出会いの場の提供など出会い活動ができるよう、各種団体と連携して支援します。

※総合戦略：具体的な施策

１　福祉団体の育成・支援【町民課】

○福祉団体育成のための養成講座の開催及び活動場所の確保

○ボランティア活動と地域福祉を繋げるコーディネート体制づくり

○地域資源の確保に向けた検討

２　ボランティア活動の充実【町民課】

○若年層や男性向けの養成講座及び研修会の開催

３　結婚支援の充実【町民課・企画課】

○社会福祉協議会と連携した結婚相談窓口の充実

○地域企業と連携した出会いの場の提供

○婚活事業実施団体への助成等

＜現状と課題＞

▽本町の平成 30（2018）年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者の占める割合は、36.3%と長野県の 31.5%を上回っており、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成 30 年推計）では、令和 7（2025）年には 39.0%、さらにその 10 年後には 43.4%と推計され、人口減少とともに高齢者の占める割合が高くなります。さらに、一人暮らし世帯、65 歳以上の高齢者のみで生活する世帯の増加や、認知症を患う方も多くなることが予想されます。

▽高齢者のうちおよそ８割が要介護認定を受けていない方であり、元気な世代からの健康づくりや生きがいづくり、介護予防に対する意識向上を図り、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう積極的に施策を展開する必要があります。

▽第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画においても人口減少、高齢化率の上昇などの人口動態に配慮して、長期的な施策の展開、高齢者個人に対する支援の充実、これを支える社会基盤の整備等が計画されています。可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生き方ができるように、さらに安心した生活が送れるように、地域包括ケアシステムの構築をする必要があります。

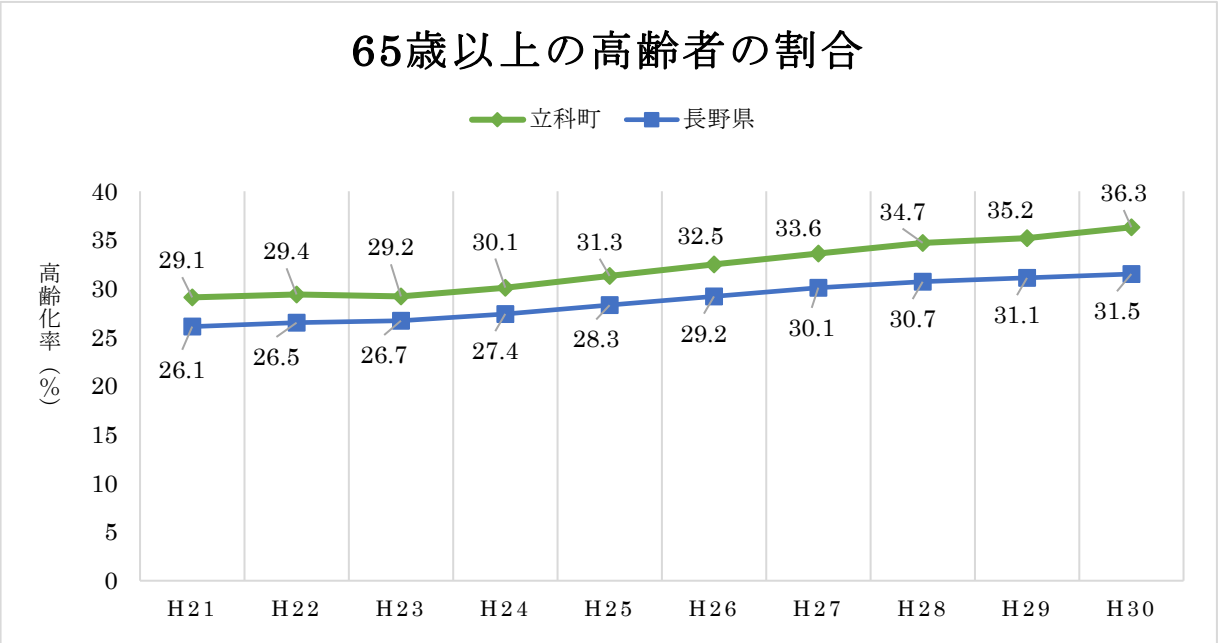

【資料：毎月人口異動調査（各年 10 月 1 日現在）】

＜施策の方針＞

若い世代は高齢期になっても要介護状態にならないための心身の健康を維持し、高齢者の方には介護予防を実践し、いつまでも生き生きと暮らせるよう支援します。また、若い世代と高齢者や高齢者同士が地域の仲間としてともに支え合う地域福祉社会の実現を目指します。

５　高齢者福祉の充実【１－５】

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
高齢者が生きがいを感じ、暮らせる環境に対する住民満足度	17.8%	25.0%	
要介護認定を受けていない高齢者の割合(元気な高齢者の割合)	83.5%	85.0%	○

＜施策の内容＞

１　生きがい事業の推進

○高齢者の能力・知恵・経験を地域で活用できる環境を整備し、生きがいを持って生活できるよう支援します。

２　住み慣れた地域で暮らせる環境整備の推進

○地域での支え合い活動により、地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりを促進します。
○高齢者の自立を支援するため、日常生活に関する様々なサービスの充実を図ります。
○居住環境の整備を図り、在宅での生活の質の向上を支援します。
○定期的に高齢者の実態や地域のニーズを把握し、高齢者福祉の充実を図るとともに、身近な地域で支え合い、参加する包括的、継続的な地域包括ケアシステムの整備を図ります。

３　介護予防事業の充実

○壮年期からの健康づくりや介護予防事業・健康講座等の充実を図り、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送れるよう支援します。

４　認知症予防対策の推進と地域支援

○地域包括支援センターや関係機関と連携し、認知症に対する予防・相談体制の充実、正しい知識の普及と住民理解の向上に努め、地域での支え合いを促進します。
○認知症初期集中支援チームの推進を図ります。

※総合戦略：具体的な施策

1　生きがい事業の推進【町民課・教育委員会】

○老人クラブ活動・老人クラブ連合会活動への支援

○シルバー人材センターの運営、育成の支援

○立科すずらん学級の開催

○高齢者と地域住民・子どもたちとの交流事業

2　住み慣れた地域で暮らせる環境整備の推進【町民課】

○「ふれ愛、ささえ愛ネットワーク」活動への支援

○配食ボランティアへの支援

○地域包括ケアシステム構築に向けた医療と介護の連携強化及び身近な地域で支え合い、参加する包括的、継続的な整備

3　介護予防事業の充実【町民課】

○介護予防講座の開催

○ミニデイや認知症カフェへの支援

4　認知症予防対策の推進と地域支援【町民課】

○介護予防教室の開催

○開業医と介護関係者とのネットワーク形成

○家族介護者教室の開催

○認知症初期集中支援チームの推進

６　介護サービス事業の充実【１－６】

＜現状と課題＞

▽本町の 65 歳以上の人口に占める要介護認定者の割合は平成 30 年度末で 16.5%です。近年大きな変化はないものの、介護給付費は増加しています。

▽平成 28 年度に社会福祉法人ハートフルケアたてしなの特別養護老人ホームの増床移転が完了しました。町はハートフルケアたてしなと引続き、地域福祉に寄与するよう、運営方針、事業、予算等について協議していく必要があります。

▽介護給付費の増加が続いており、それに伴い介護保険料も上昇しています。介護給付費の適正化に努め、介護保険事業の安定運営が求められます。

▽高齢者のみの世帯（老々世帯・単身世帯）が増加し、在宅における介護力の低下が懸念されるため、介護者に対する支援を充実させる必要があります。

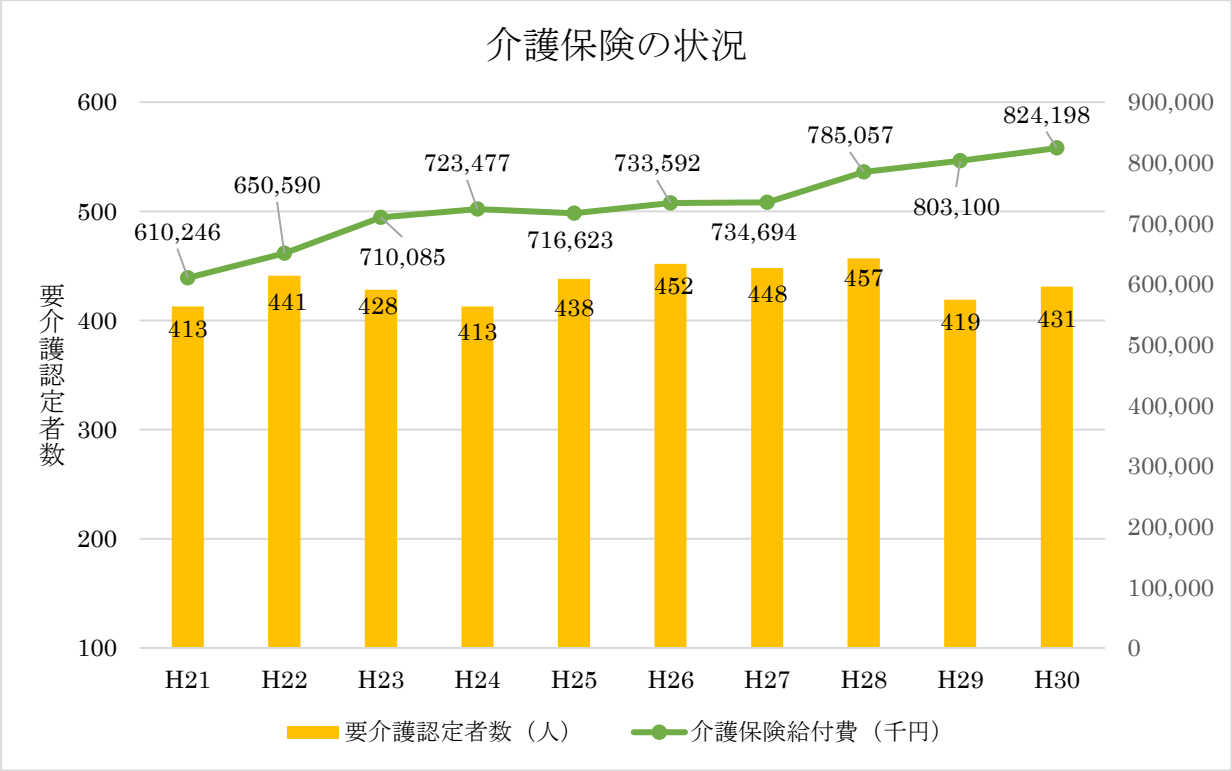

【資料：町民課高齢者支援係】

・健康サポーター講座受講者数

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
人数（人）	15	7	9	10	9	10	9	11	7	9

【資料：町民課高齢者支援係】

＜施策の方針＞

質の高い介護サービスの提供を確保するとともに、介護者に対する支援の充実に努めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
質の高い介護サービスが受けられる環境に対する住民満足度	16.5%	20.0%	
養護老人ホーム待機者数	13 人	7 人	○
健康サポーター等講座受講者数（累計）	97 人	140 人	○

＜施策の内容＞

１　介護サービスの充実

○介護事業所連携会議等によりサービス事業者との連携を強化し、介護サービスの質の向上に努めます。

２　介護サービス施設整備の促進

○介護サービス利用者のニーズや介護者の要望等を適切に把握し、介護サービス施設整備等の促進を図ります。

○介護人材確保のために、情報収集するとともに国、県等と連携を図ります。

３　介護者の支援

○家庭で介護している方の支援や健康サポーター講座等の充実、介護用品購入費の支援等により、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

４　介護保険事業の適正な運営

○介護保険事業の安定運営のため､介護保険給付の適正化や保険料収納率向上に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

１　介護サービスの充実【町民課】

○介護事業所連携会議等によるサービス事業者との連携

２　介護サービス施設整備の促進【町民課】

○介護保険事業計画に沿った計画的な施設整備等の促進

○介護人材確保に向けた国、県等との連携

３　介護者の支援【町民課】

○健康サポーターの養成

○家庭介護者の会の充実

○介護用品購入補助

４　介護保険事業の適正な運営【町民課】

○要介護認定の適正化　　○住宅改修や福祉用具購入、福祉用具貸与の適正化

○ケアプランの点検　　○縦覧点検・医療情報との突合　　○介護給付費通知

７　障がい者福祉の充実【１－７】

＜現状と課題＞

▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成 30 年４月に改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実を図り、多様化するニーズに応じた支援や、環境の整備が必要になってきています。

▽障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、第一期障がい児福祉計画を策定しました。障がい児のサービス提供体制の計画的な構築のため、ライフステージに応じた切れ目ない支援と保健、医療、福祉、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制整備を図る必要があります。

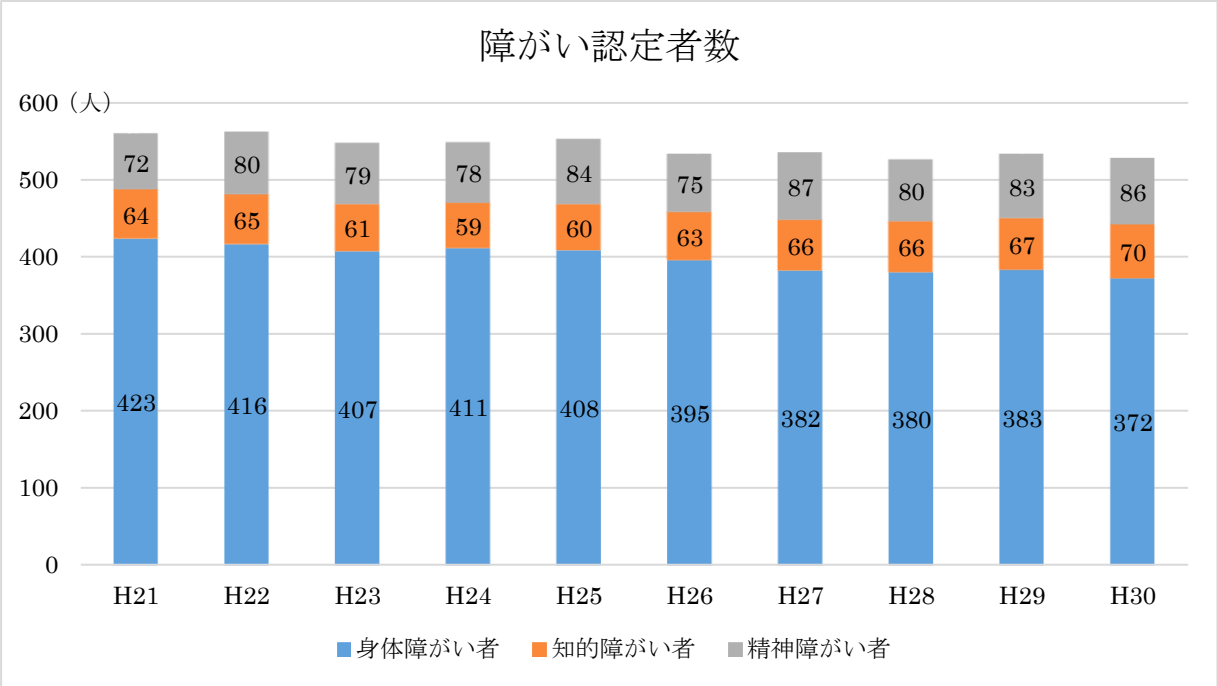

【資料：町民課福祉係】

＜施策の方針＞

障がいのある方々が、地域で家族とともに、安心して生活できるよう支援体制の充実を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
障がい者が安心して生活できる環境に対する住民満足度	9.5%	25.0%	
福祉施設利用者の一般就労への延移行者数	１人	５人	○

＜施策の内容＞

１　総合的な施策の推進及び相談支援体制の充実

○生活状況に対応した総合的な施策の推進と、相談支援体制の確立及び相談環境の整備を図り、適切な支援の提供につなげます。

２　地域生活支援の促進

○社会資源を活用し、障がい者自身の個性や能力を生かした就労支援など社会参加を促進します。

○地域で支え合いながら、誰もが安心して暮らせるよう環境の整備に努めます。

○地域活動支援センターの充実を図り、活動の場を提供します。

３　居住環境整備の支援

○外出の際の移動手段やグループホーム等の居住環境の整備を図ります。

４　組織活動の支援

○障がい者本人や家族による組織・団体などの自主的な活動を支援します。

５　療育体制の充実

○医療・教育等の関係機関との連携を強化し、早期療育・相談の充実を図ります。

６　障がい児支援

○児童発達支援センターの設置に向けて、佐久圏域内で調整を図り支援体制の構築を推進します。

※総合戦略：具体的な施策

１　総合的な施策の推進及び相談支援体制の充実【町民課】

○障がい者相談支援センターの充実

２　地域生活支援の促進【町民課】

○障がい者就業・生活支援センターや専門機関とのネットワーク強化

○地域活動支援センターの充実

○障がい者にやさしいまちづくりとして、道路整備及び施設整備の拡充

３　居住環境整備の支援【町民課】

○福祉有償運送に関する関係機関との連携

○移動手段への補助の拡充　　○住宅改良費助成

４　組織活動の支援【町民課】

○住民参加による障がい者支援活動への助成

５　療育体制の充実【町民課・教育委員会】

○就学相談の充実及び教育相談員の配置

６　障がい児支援【町民課・教育委員会】

○児童発達支援センター設置に向けて、佐久圏域内で調整を図り支援体制の構築

８　社会保障・医療費助成の充実【１－８】

＜現状と課題＞

▽平成 30 年度の国保制度改革により、それまでの市町村個々での財政運営から、県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担うこととなり、市町村間での支え合いの制度となりました。この制度改革に伴い、県への納付金制度が開始されましたが、これは市町村ごとの医療費水準等を考慮して決定されることから、今後も効果的な保健事業をはじめとした医療費の適正化に努めることが必要です。また、県が示す納付金の市町村標準保険料率を参考に、基金保有額や収支状況に注視しながら、国保税率等の検討が必要です。

▽後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっており、健全運営のために保険料の収納率向上及び保健事業の推進により医療費抑制に取り組む必要があります。

▽医療費助成である福祉医療制度は、現在高校卒業まで（満 18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日まで）拡充しています。また、平成 28 年４月からは、妊産婦も対象とし、平成 30 年８月からは、子どもの医療費の窓口無料化（手数料 500 円）となりました。

・国民健康保険税収納率（%）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
現年度分	94.8	94.0	95.4	95.4	94.8	95.3	96.3	95.7	96.7	96.9
滞納繰越分	36.3	29.1	32.1	29.0	29.6	31.8	28.4	28.7	31.3	19.3
収納率	87.8	85.6	86.7	86.2	86.9	87.0	87.8	88.1	89.0	88.1

【資料：総務課税務係】

・国民健康保険医療費（千円）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
医療費	668,546	610,887	649,356	651,190	669,858	704,698	766,114	674,237	625,875	689,041

【資料：町民課環境保健係】

＜施策の方針＞

誰もが健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会保障等の充実を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
社会保障・医療費助成の充実の取組みに対する住民満足度	22.8%	25.0%	
国民健康保険税収納率（現年度分）	96.9%	97.0%	○
特定健診受診率（再掲）＊	50.5%（集計中）	60%	○
特定保健指導実施率（再掲）＊	78.8%（集計中）	80%	○

*特定健診受診率・特定保健指導実施率の平成 30 年度実績値は集計中

＜施策の内容＞

１　国民健康保険事業の充実

○国民健康保険事業の安定運営のため、収納率向上、レセプト点検の充実に努めるとともに、ジェネリック医薬品の活用等を推進します。

○医療費分析から現状を把握し、特定健診・特定保健指導等による予防活動を図り、国民健康保険加入者の健康づくりに努めます。

２　後期高齢者医療事業の充実

○長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療に対する広報・啓発活動を推進し、制度の周知や適正化を図ります。

３　医療費助成制度の充実

○医療を受ける機会の確保及び経済的負担を軽減するため、福祉医療制度を継続していきます。

※総合戦略：具体的な施策

１　国民健康保険事業の充実【町民課・総務課】

○国保税収納率向上対策の実施

○ジェネリック医薬品の活用推進

○特定健診・保健指導等による予防活動

２　後期高齢者医療事業の充実【町民課】

○後期高齢者医療に対する広報・啓発活動

３　医療費助成制度の充実【町民課】

○福祉医療費の給付

９　温泉館「権現の湯」の充実【１－９】

＜現状と課題＞

▽平成 10 年に住民のやすらぎとふれあいの場として開館以来、平成 29 年 1 月に来館者数が 400 万人に達しました。これからも安心してご利用いただけるよう、平成 30 年度に大規模改修等工事を実施し、建物等の老朽化した箇所の改修を行いました。

▽平成 14 年度から支出が収入を上回り、厳しい運営状況が続いているため、収入の増や経費節減、サービスの向上等による利用促進が求められています。

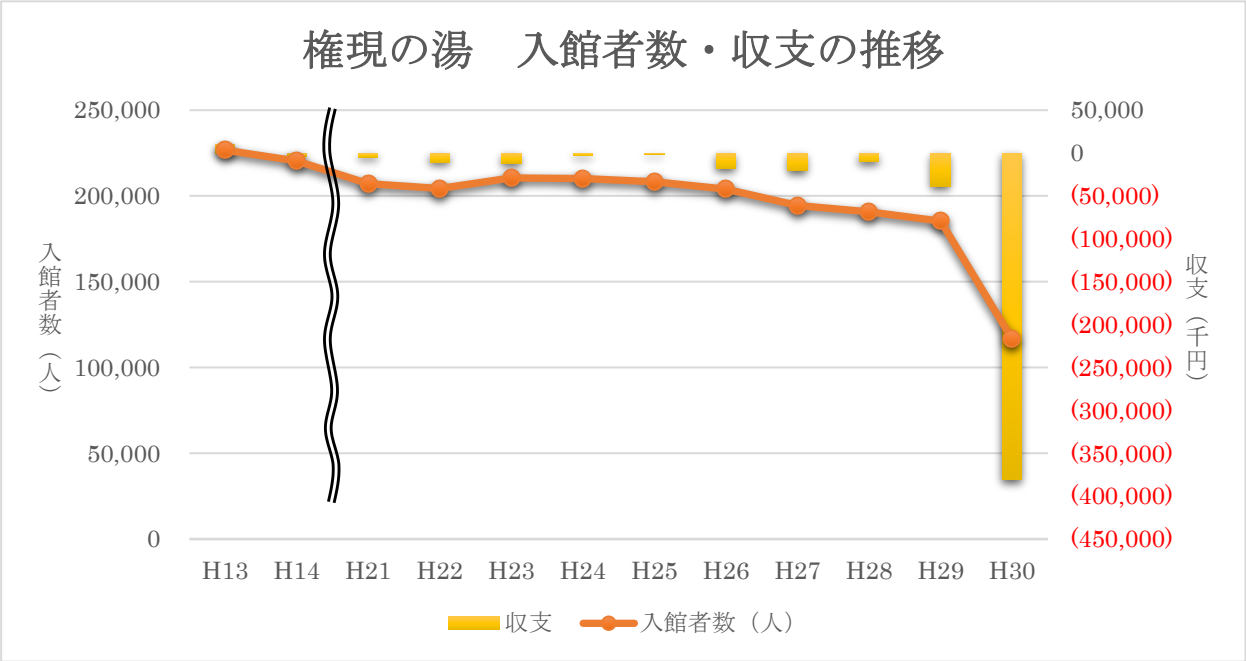

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入館者	207,164	204,362	210,449	210,197	208,272	203,917	194,386	190,694	185,260	116,650
収　支	△4,662	△12,403	△12,305	△1,813	△870	△17,843	△20,789	△10,199	△38,667	△380,801

※H30 は施設の大規模改修等工事のため５か月間休館【資料：企画課温泉係】

＜施策の方針＞

やすらぎとふれあいの場として、更なるサービスの向上に努め、利用の促進を図ります。機械設備、厨房設備等に未改修箇所があるため、これらの更新・修繕を重点的に進めていきます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
権現の湯年間入場者数	116,650 人	200,000 人	○

※平成 29 年度入場者数は 185,260 人

※平成 30 年度は大規模改修等工事のため５か月間休館

＜施策の内容＞

１　温泉館の安定運営

○経費の縮減と更なるサービスの向上により、経営状態の安定化及び地域福祉の向上に努めます。

２　連携による利用促進

○介護予防のための健康教室等や､観光事業団体･社会福祉事業団体など他組織と連携し、併せて交流の場として温泉館の事業拡大を図るとともに利用促進に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

１　温泉館の安定運営【企画課】

○経費の縮減及び更なるサービスの向上

○利用促進のためのイベントの開催と新規イベント等の検討

２　連携による利用促進【企画課】

○介護予防のための健康教室等や、観光事業団体・社会福祉団体など他組織との連携による利用促進

○高齢者等への憩いの場の提供

【総合戦略数値目標】

数値目標	現状値：平成 30 年度	目標値：令和６年度
たてしな保育園の園児数	168 人	150 人

１　たくましく羽ばたく立科っこ教育【２－１】

＜現状と課題＞

▽本町は、「教育は国家百年の計」の教えに基づき、地域に根ざし、またグローバルな視野をもった「立科教育」を推進しています。

▽「立科教育」は、町内にある保育園・小学校・中学校・高校が互いに連携し、児童・生徒を一貫した教育指針のもとで育て、「すべての子どもたちに生きる力をつける」ことを目指し、「幼児期教育の充実」「学力向上」「豊かな人間性の育成と地域振興」「特別支援教育の推進」に関する事業を推進することとしています。

▽昨今の少子化や子どもを取り巻く環境の変化により、学校だけで教育が完結しにくい時代となってきました。そのため、学校に行政、産業、地域が積極的に関わるコミュニティスクールの設置が全国で進んでいます。本町でも、家庭・地域・行政・事業所等あらゆる関係者が支援協力するとともに、国内・国外の関係も取り入れた立科版マルチプラットフォームを形成し、積極的に子育てを支援しています。

▽子どもたちの健全な身体的・精神的成長のため、いじめ、不登校、虐待などの未然防止やフォローする相談・支援体制を充実させる必要があります。

▽本町においても少子化による児童・生徒数の減少が進んでいます。将来的な学校の在り方について検討していく必要があります。

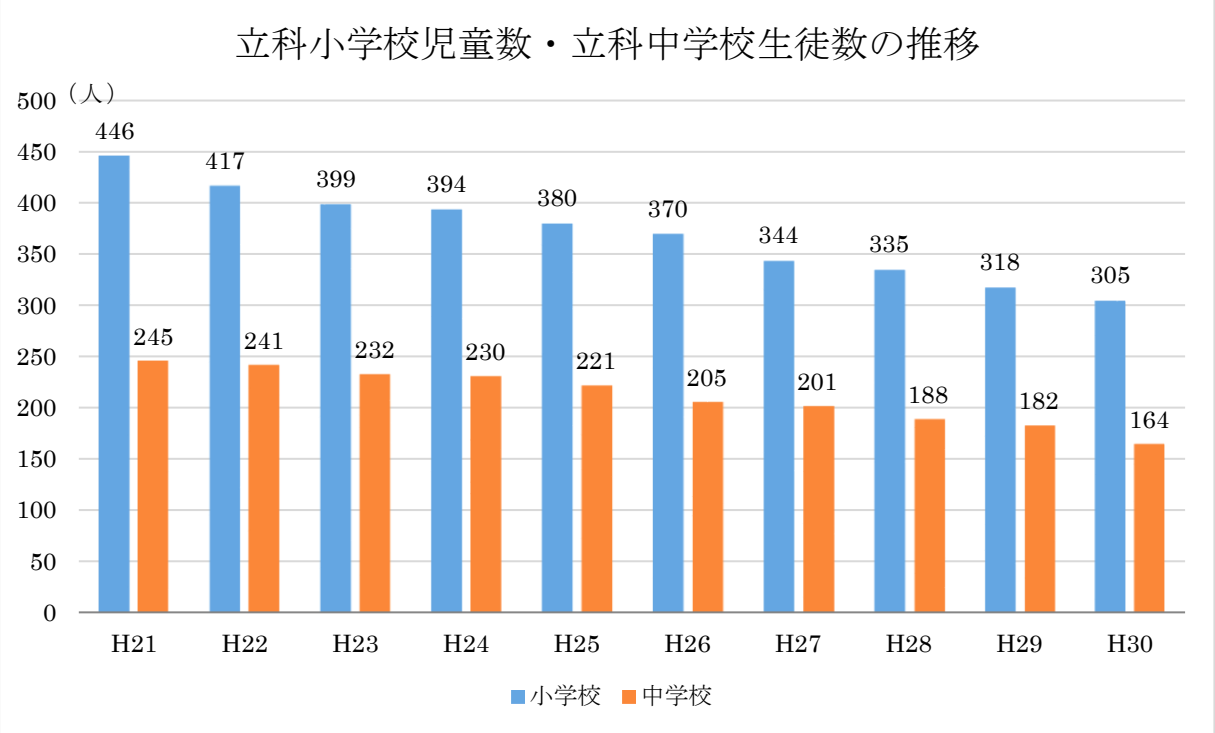

【資料：学校基本調査】

・長期欠席児童数・生徒数（人）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
小学校	7	7	5	4	2	0	4	2	1	3
中学校	13	9	5	4	7	5	8	3	7	6

【資料：学校基本調査】

＜施策の方針＞

すべての子どもが「生きる力」をつけて、次代の社会を担う人材となるような教育活動を推進します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
子どもが生きていく力をつけることを目指す「立科教育」に対する住民満足度（保育園児・小学生・中学生までの子どもを持つ方のみ）	19.4%	25.0%	
子どもが心身ともに健やかに育つ環境に対する住民満足度	29.2%	35.0%	
長期欠席児童・生徒数（小・中計）	9 名	0 名	○
コミュニティスクールプログラム	5	10	○
朝ごはんを毎日とる児童・生徒の割合（小学校６年生・中学校３年生のみ）	88.2%	100%	○

＜施策の内容＞

１　子どもの健康なからだづくり

○「地産地消」や「食育」を積極的に推進し、安全・安心でおいしい給食の提供や家庭での食事環境を整え、生涯にわたる子どもの健全な食習慣と健康なからだづくりを支援します。

○クラブ活動や部活動、運動教室等を通じて体力の向上を目指し、子どもの健全なからだづくりを支援します。

２　特別支援教育の推進

○障がいのある児童・生徒の幼児期からの一貫した支援体制の確立や、一人ひとりの状況に対応した教育の充実を図ります。

３　豊かな人間性の育成

○家庭・学校・地域等あらゆる関係機関とネットワーク組織をつくり、郷土学習、キャリア教育、異文化・異年齢の多様な交流事業等を進め、豊かな人間性の育成を推進します。

４ 教育環境の整備・充実

○すべての児童・生徒の学力向上を目指した教育環境の充実を図ります。

○安全に、かつ安心して学習ができるよう、教育施設の整備・充実に努めます。

１　たくましく羽ばたく立科っこ教育【２－１】

○学校と家庭、専門家等の連携を強化し、いじめや不登校など支援を必要とする児童・生徒に対応できる環境の整備を図ります。
○地元高校の存続・発展・充実に向けた支援を図り、次代を担う人材の育成に努めます。
○児童・生徒数の動向と学校施設の老朽化も鑑み、将来的な学校の在り方について研究を進めていきます。

５ 幼児期教育・保育の充実

○人格形成の基盤となる「知・徳・体」の基礎を培うため、基本的生活習慣の定着や非認知能力・知的発達の向上を図ります。

６　地域力の発揮による青少年の育成

○家族の絆を深めることにより豊かな人間性を形成するため、明るい家庭づくりを推進します。
○子どもが心身ともに健全に育成できる社会環境の整備と、日常的な居場所づくりを推進します。
○青少年健全育成パトロールや街頭あいさつ運動を引続き行い、青少年問題の早期発見や未然防止に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

1　子どもの健康なからだづくり【教育委員会】
○保育園食育指導　　○学校給食の地域食材活用
○学校、地域が協力した体力増進事業の実施
2　特別支援教育の推進【教育委員会・町民課】
○相談体制（巡回相談）の充実
○教育支援委員会と専門機関の連携による適切な就学支援
○個に応じた指導の推進　　○視覚支援教材の整備
3　豊かな人間性の育成【教育委員会】
○コミュニティスクールの推進
○中学生の保育園訪問による次世代の親の育成
○郷土学習等による故郷を愛しむ心の醸成
○障がい者及び高齢者との交流活動
4　教育環境の整備・充実【教育委員会】
○保、小、中、高の一貫した教育プログラムの推進
○算数、数学、英語の連携授業の推進
○ＡＬＴの活用による英語授業の推進
○教育施設の整備　　○将来的な学校の在り方についての研究
○学校、家庭、専門家等の連携強化によるいじめ、不登校対策
○地元高校の存続、発展、充実に向けた支援（スクールバス、ポプラアカデミー）
5　幼児期教育・保育の充実【教育委員会】
○基本的生活習慣の習得（食事・排泄・睡眠・着脱・清潔、早寝・早起き・朝ごはん）
○五感を通じた「知・徳・体」の土台作り（思考力・言語能力・運動能力・芸術能力・忍耐力・社会性・感情コントロール）
○教育的プログラムを取り入れた保育の推進
○ＡＬＴ訪問による英語に親しむ時間の確保
6　地域力の発揮による青少年の育成【教育委員会】
○青少年健全育成パトロール、あいさつ運動の実施　　○情報モラル講演会の実施

＜現状と課題＞

▽令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て世代へのより一層の経済的支援策が図られました。本町では国の基準を上回って経済的支援策を実施していますが、近年、未満児保育の要望が増えており、その対応が課題となっています。

▽たてしな保育園では仕事を持つ家庭の多様な保育サービスのニーズに応えるため、休日保育・一時保育・延長保育を実施しています。また、月１回巡回相談を行い、支援を要する児童の早期確認に努め、保護者との相互理解を図りながら早い段階から子どもの特性を理解して個々に合った支援ができるように取組んでいます。

▽立科町児童館「こども未来館」は、月曜から土曜まで開館し、未就園児の親子から小学生までを対象とした事業に取組んでいます。平日は午後７時まで開館するなど、保護者のニーズにも合わせて幅広く利用してもらえるよう利便性の拡充を図り、また、日曜日には子育て支援センターを開設して、休日における子育て支援施設として運営しています。

▽児童館における放課後及び土曜日、長期休暇を利用した放課後子ども教室や児童クラブは、子どもの安全・安心な居場所づくりにつながっています。文化伝承教室や学習・スポーツ教室など各種の教室を実施しており、地域の方を講師に迎えるなど世代間交流も図っています。

・保育所入所者数（人）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
園児数	168	157	147	148	162	166	163	162	163	170

【資料：福祉行政報告例】

・児童館開館日数（日）・利用者数（人）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
開館	293	294	295	292	294	293	294	293	293	292
利用者	24,402	23,818	22,889	21,078	20,577	19,421	17,085	18,647	18,816	17,248

【資料：児童館】

・子育て支援センター開設日数（日）・利用者数（人）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
開設	52	49	50	50	48	46	46	46	46	46
利用者	314	224	526	412	400	350	390	256	313	249

【資料：児童館】

・放課後子ども教室開催数（回）・参加者数（人）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
開催	183	184	179	179	179	153	130	130	132	135
参加者	3,283	4,129	4,629	5,274	3,875	2,359	1,313	1,729	1,829	1,627

【資料：児童館】

２　子育て支援の充実【２－２】

＜施策の方針＞

子どもたちがのびのびと成長できるよう支援するとともに、子育てに関わる環境を整え、子育てしやすいまちづくりを進めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
子育てに関わる人への支援体制に対する住民満足度	15.7%	20.0%	
児童館来館者数	17,248 人／年	18,000 人／年	○
児童館子育て支援事業回数	67 回	80 回	○
放課後子ども教室回数	135 回	180 回	○
虐待・ネグレクト	０件	０件	○

＜施策の内容＞

１　保育サービスの充実

○延長保育、一時保育、休日保育など多様なニーズへ対応する保育サービスの拡充を図ります。

○佐久地域定住自立圏の枠組みを活用して、病児・病後児保育の充実を図ります。

○保護者の状況に配慮した個別の支援や保護者との相互理解に努めます。

２　子育て支援拠点施設の充実

○児童館・保育園を子育て支援の拠点施設として、利用しやすい環境の整備とサービスや機能の拡充を図ります。

３　子育て環境の充実

○子育て支援サービスの充実や見守り活動などを通して、子どもと家庭を地域で支える子育てを推進します。

○放課後及び長期休暇中における子どもの安全・安心な居場所を提供するとともに、世代間交流や様々な体験を通じ、児童の健全育成に努めます。

○家庭教育に関する情報提供を行うとともに、相談業務の充実を図ります。

○子育て世代包括支援センターの設置により、ニーズに応じた子育て支援事業の充実を図り、子育てに関する不安の解消に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

1　保育サービスの充実【教育委員会】

○子育て講演会の開催と子育て相談員の配置

○延長保育、一時保育、休日保育への対応

○佐久地域定住自立圏事業として、病児・病後児保育の継続

2　子育て支援拠点施設・子育て環境の充実【教育委員会・町民課】

○児童館・子育て支援センターの運営体制の充実

○児童館事業による放課後・長期休暇中の児童支援

○子育て支援事業による子育て支援ネットワークづくり

○子育て世代包括支援センターを設置し、ニーズに応じた子育て支援事業の充実を図り、子育てに関する不安の解消に努めるとともに、子育て支援サービスや体制について利用者の視点から見直しを行います。

３　学びによる豊かな人生を目指して【２－３】

＜現状と課題＞

▽住民一人ひとりが生涯を通じて学び、心豊かに生きがいを持って充実した日々が過ごせるよう、公民館事業として各種講座教室、すずらん学級、公民館キッズ夏休み体験教室を開催していますが、指導者の育成や講座の充実を進める必要があります。

▽中央公民館等の社会教育施設は老朽化してきておりますが、安心して利用できるよう環境整備に努め、機能の充実を図る必要があります。

▽中央公民館図書室の利用者及び貸出冊数はほぼ横ばい状態です。より多くの方に利用していただけるよう図書室の充実を図る必要があります。

▽現代社会において様々な人権問題が発生しています。人権擁護活動のための支援や、分館人権学習会などの学習活動を継続して行い、社会のあらゆる差別をなくすよう努めていく必要があります。

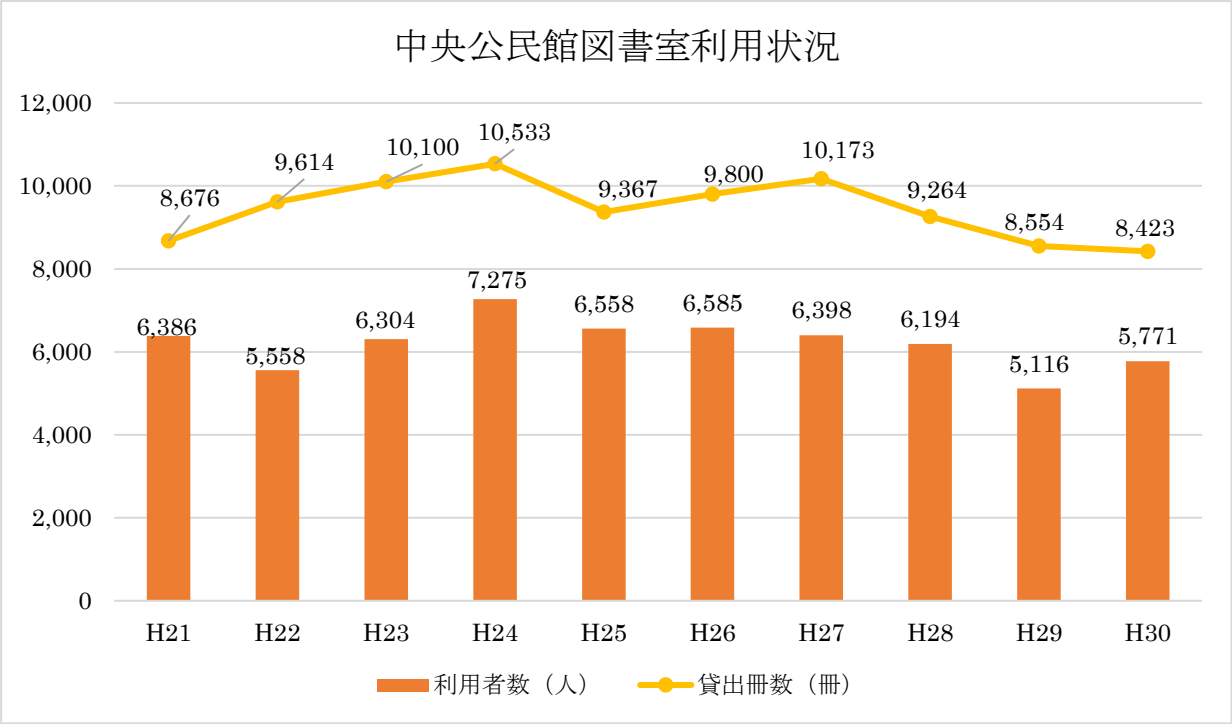

【資料：教育委員会社会教育課社会教育人権政策係】

＜施策の方針＞

住民がお互いに学び合い、様々な活動を通してより豊かな生活を送ることができるよう、生涯にわたり学習・活動することができる環境づくりに努めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
生涯にわたり学習することができる環境に対する住民満足度	15.1%	20.0%	
人権感覚を高めるための取組みに対する住民満足度	14.2%	20.0%	
図書室利用状況（延利用者数）	5,771 人	6,000 人	○
図書室利用状況（貸出冊数）	8,423 冊	9,000 冊	○
指導者を活用した講座数	26 講座	26 講座	○

＜施策の内容＞

１　生涯学習活動の活性化

○住民のニーズに対応した講座教室・すずらん学級・公民館キッズ夏休み体験教室等を開催し、生涯学習活動の魅力を向上させ、活動の活性化を図ります。

○分館単位で行われる、地域のニーズに応じた生涯学習活動を支援します。

２　指導者の人材育成の促進

○指導者となる人材を育成し、「指導者登録制度」の充実と活用を図るとともに、多様な活動グループ間の交流を促進します。

３　生涯学習・社会教育環境の充実

○社会教育施設の整備と機能の充実を図ります。

○地域における社会教育活動の拠点となる分館施設及び設備の整備を支援します。

○中央公民館施設の整備について検討します。

４　図書サービスの充実

○利用しやすい図書室を目指し、図書の充実・設備整備を図ります。また、広域連携による他図書館の利用など、利用サービスの向上を推進します。

５　人権尊重・人権教育の推進

○人権教育の充実や広報、分館人権学習会や人権を考える町民大会等を通じた啓発活動を推進し、地域ぐるみで人権尊重の理解を深め、人権問題に対して住民一人ひとりが正しい認識を得て、社会のあらゆる差別がなくなるよう努めます。

３　学びによる豊かな人生を目指して【２－３】

※総合戦略：具体的な施策

1　生涯学習活動の活性化【教育委員会】

○すずらん学級・夏休みキッズ体験教室・各種生涯学習講座の実施

○分館単位で行われる生涯学習活動の支援

2　指導者の人材育成の促進【教育委員会】

○生涯学習講座を通じた人材育成

3　生涯学習・社会教育環境の充実【教育委員会】

○社会教育施設の整備による学習環境の充実

○社会教育活動の拠点となる分館施設及び設備の整備支援

4　図書サービスの充実【教育委員会】

○図書の充実及び設備整備

○広域連携による他図書館の利用

5　人権尊重・人権教育の推進【教育委員会】

○分館人権学習会・人権を考える町民大会の開催

＜現状と課題＞

▽住民の健康増進と体力向上及び技術の向上のため、分館対抗球技大会・少年スポーツ大会・女神湖歩け歩け大会・ふらばーるバレー大会・町民大運動会等の大会や各種スポーツ教室を開催しています。

▽分館対抗球技大会等は、住民相互の協調性、信頼関係、絆といったものを深める役割も果たしていますが、体育行事等に参加する方が限られている現状もあり、幅広くスポーツ活動が楽しめる環境づくりが求められています。特に、運動をしない、苦手な方がより多く参加できる、または参加しやすい大会の運営方法の検討が必要です。

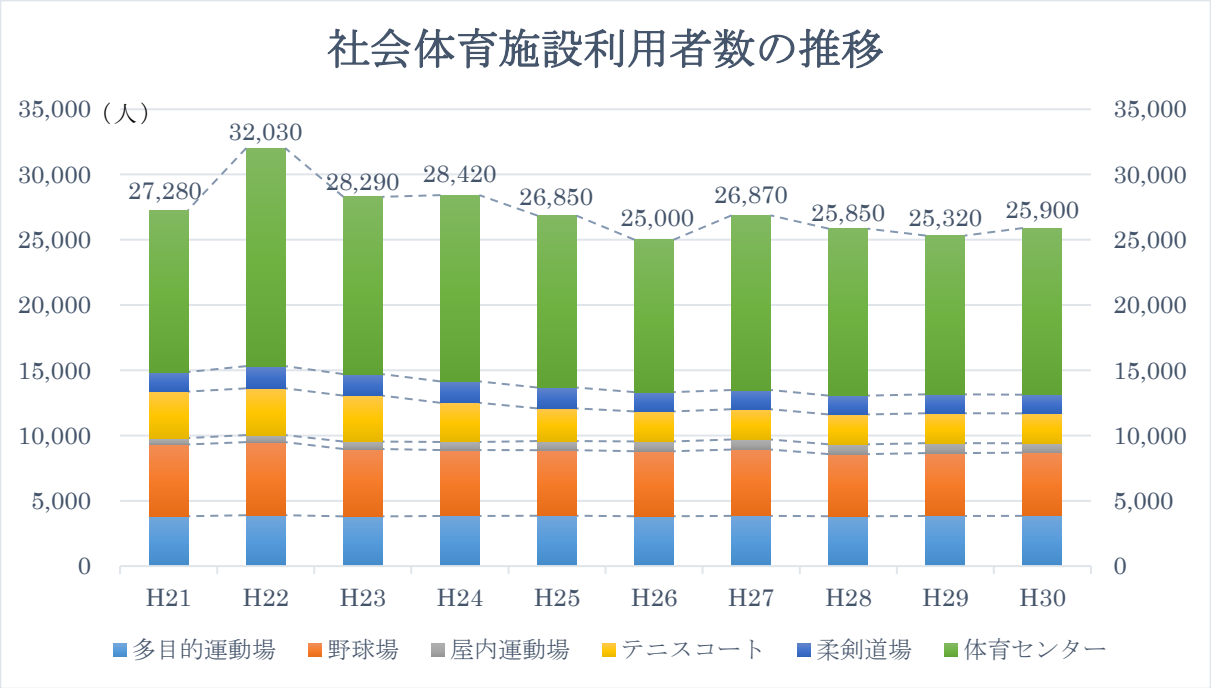

※マレットゴルフ場は除く。　　【資料：教育委員会社会教育課社会教育人権政策係】

・スポーツ教室数・開催回数（回）・参加者数（人）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教室数	4	4	4	4	5	5	6	4	5	4
開催	19	29	27	25	31	31	32	26	36	32
参加者	472	1,521	1,784	1,035	1,023	926	788	711	836	881

【資料：教育委員会社会教育課社会教育人権政策係】

＜施策の方針＞

生涯にわたり、生活の一部としてスポーツ活動や運動を楽しみ健康の増進が図られるよう、町内施設や活動機会の充実に努めます。

４　スポーツで築く健康で豊かな人生と絆づくり【２－４】

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
社会体育の取組みに対する住民満足度	16.2%	20.0%	
スポーツ教室開催回数	32 回	32 回	○
スポーツ教室延参加人数	901 人	800 人	○
社会体育施設延利用者数	27,722 人	27,000 人	○

＜施策の内容＞

１　スポーツ活動の充実

○新たなスポーツの導入やスポーツ教室の充実を図り、運動やスポーツ活動の実施を促進します。

○遊戯性の高い運動あそび、レクリエーションを教室等に取り入れ、子どもの運動離れを解消します。

○スポーツを通して青少年の心身の健全な育成を支援します。

２　スポーツ関係組織への支援

○スポーツ推進委員や体育協会などのスポーツ関係組織への支援を継続し、各種大会やスポーツ教室等の充実を図ります。

３　スポーツ指導者の育成

○スポーツ指導者の養成及び確保を行い、運動・スポーツ活動での指導者の活用を図ります。

４　社会体育環境の整備

○権現山運動公園などの社会体育施設を利用しやすい施設となるよう環境整備し、利用促進を図ります。

５　学校体育施設の開放

○小学校・中学校と連携し、各学校の体育施設を開放してスポーツ活動の場として提供を継続します。

※総合戦略：具体的な施策

1　スポーツ活動の充実【教育委員会】

○各種スポーツ教室の実施

○分館対抗球技大会や少年スポーツ大会等の開催

○高齢者向けスポーツ活動への支援

2　スポーツ関係組織への支援及びスポーツ指導者の育成【教育委員会】

○スポーツ少年団及び体育協会等に対する助成

○スポーツ指導者の養成

3　社会体育環境の整備及び学校体育施設の開放【教育委員会】

○権現山運動公園等のスポーツ施設の維持管理と環境整備による利用促進

○学校体育施設の開放

５　心のふるさとは歴史のふるさと【２－５】

＜現状と課題＞

▽本町には、長野県天然記念物「笠取峠のマツ並木」、長野県宝「津金寺宝塔」、「旧芦田宿本陣土屋家住宅」があります。また、「神代杉」、「芦田城跡」などの立科町指定文化財や、「塩沢堰」などの歴史的に重要な文化財があります。

▽郷土芸能の獅子舞は、外倉、藤沢、桐原、古町の４地区で受け継がれています。また、各地区で行われている様々な伝統行事について、郷土の文化として歴史的、民俗的価値を再認識し、守り続けていくことが重要です。

▽町内グループによる文化活動事業、御泉水太鼓活動等郷土芸能や文化活動に対する支援を継続して行っていく必要があります。

▽ふるさと交流館「芦田宿」は、本町に関わる情報発信や休憩の場として、平成 26 年４月リニューアルオープンし、その後、立科町への移住促進やテレワークを推進する拠点としても整備をしましたが、中山道をテーマとした町の歴史紹介と併せ、立科町の情報発信の拠点として、さらなる利用の促進を図る必要があります。

【指定文化財一覧】

指定	種　別	名　　称	所在地	指定年月日
長野県	天然記念物	笠取峠のマツ並木	町	昭和 49 年１月 17 日
	県　宝	津金寺宝塔	上房	昭和 49 年３月 22 日
	県　宝	旧芦田宿本陣土屋家住宅	町	昭和 63 年８月 18 日
立科町	天然記念物	ヒメツルコケモモ	蓼科	昭和 41 年７月 15 日
	天然記念物	神代杉	古町	昭和 42 年６月 17 日
	史　跡	与惣塚	蓼科	昭和 42 年６月 17 日
	史　跡	芦田城跡	古町	昭和 42 年６月 17 日
	史　跡	一里塚	町	昭和 42 年６月 17 日
	史　跡	鳴石	蓼科	昭和 42 年６月 17 日
	天然記念物	ミヤマシロチョウ	蓼科	昭和 53 年５月 10 日
	史　跡	宇山堰石樋	蓼科	昭和 58 年６月１日
	民俗資料	古町区蓼科神社秋祭用奉納屋台及び雅楽一式	古町	平成２年 12 月 10 日
	有形文化財	津金寺妙見堂	上房	平成４年６月 11 日
	有形文化財	津金寺観音堂	上房	平成４年６月 11 日
	天然記念物	天狗松	中尾	平成５年 12 月８日

＜施策の方針＞

郷土の歴史を学び、文化財の保護・保存と活用に努め、文化・芸術活動へ住民の参加を促進します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
町民が文化･芸術活動に参加する環境に対する住民満足度	18.4%	20.0%	
県指定文化財数	3	3	○
町指定文化財数	12	12	○

＜施策の内容＞

１　文化・芸術活動の支援

○文化・芸術活動における人材の掘り起こしと育成、地域の文化・芸術活動の支援を図ります。

○文化・芸術活動の充実のため、環境や施設の整備を図ります。

２　郷土学習の充実

○地域の郷土・偉人についての講座等の充実を図り、郷土への理解と愛情を深めることができるよう努めます。

３　郷土芸能の保存・伝承

○生涯学習や小・中学校の学習の場で郷土芸能を取り上げるとともに、各保存会への支援などを行うことで後継者を育成し、郷土芸能の保存・伝承を図ります。

４　文化財・歴史的な資料の保護・保存

○ふるさと交流館「芦田宿」を歴史的な資料等の展示及び町の情報発信拠点施設として活用を図ります。

○町内にある県指定文化財、町指定文化財、歴史的に重要な文化財を保護・保存し、文化財の大切さをより多くの住民に理解してもらえるよう啓発するとともに、有効活用に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

１　文化・芸術活動の支援【教育委員会】

○文化・芸術活動における人材発掘及び育成

○地域文化芸術活動への支援

２　郷土学習の充実及び郷土芸能の保存・伝承【教育委員会】

○郷土文化人学習会等の充実

○各保存会への支援

３　文化財・歴史的な資料の保護・保存【教育委員会・企画課】

○中央公民館やふるさと交流館等を利用した歴史資料の活用

○県及び町指定文化財の保護　　○中山道の整備（本陣等）

６　男女共同参画社会の推進【２－６】

＜現状と課題＞

▽昭和 60 年代から「男女雇用機会均等法」などの法整備が始まり、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、日本において本格的に男女共同参画社会実現の取組みが始まりました。本町でも、平成 17 年度に「立科町男女共同参画長期プラン」を、平成 27 年度に「立科町男女共同参画長期プランⅢ」を策定し、男女が共にその個性と能力を十分に発揮して社会参画をし、社会的責任も互いに果たす社会の到来を目指してきました。

▽この間、個人的な意識改革は昔に比べると進みましたが、会社、地域組織、行政組織、家庭など社会の様々な場面で完全に「男女平等になった」と感じている人はまだ少数です。国や県では、制度や社会構造の変革に焦点を当て、特に指導的あるいは方針決定の場における女性の存在比率増加を具体的な数値で目標化するまでになってきました。今後、本格的な少子高齢化を迎え、女性の力をどのように、社会参加につなげるのかが重要課題と位置づけられています。

▽そこで本町では、令和２年度から令和６年度までを期間とした「立科町男女共同参画長期プランⅣ」を策定し、立科町男女共同参画推進委員会を核として、男女共同参画社会の実現に向け取組んでいきます。

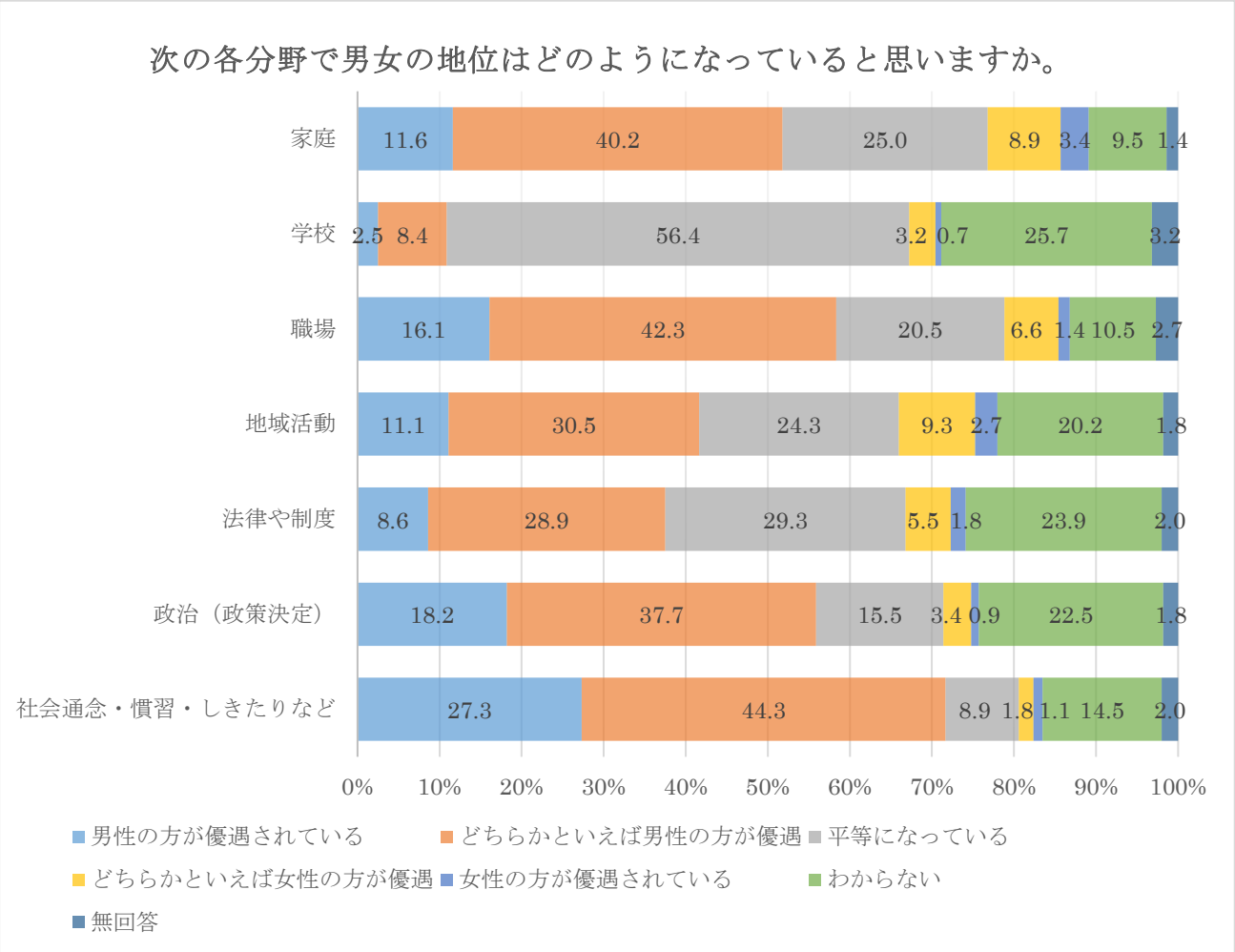

【資料：立科町男女共同参画長期プランⅣ策定に係る住民意識調査】

＜施策の方針＞

女性が主体的に社会参画できる環境や雰囲気づくりを住民皆で進めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
女性が主体的に社会参画できる環境に対する住民満足度	11.9%	15.0%	
審議会･協議会等の女性参画割合	15.1%（H30.4.1）	30.0%	○

＜施策の内容＞

１　男女共同参画の基盤づくり

○政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

○男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革を推進します。

○学校や社会教育の場で、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を進めます。

○国際化の進展の中で男女共同参画の推進を図ります。

２　多様な生き方ができる環境づくり

○雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進します。

○農林商工業における男女共同参画の環境づくりを進めます。

○地域社会における男女共同参画の推進を進めます。

○男女の仕事と生活の調和について啓発活動に取組みます。

３　安心で安全な社会づくり

○人々が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

○男女のあらゆる暴力の根絶にむけて世論の醸成や相談体制の構築を進めます。

○生涯を通じた女性の健康支援を関係各課の連携によって進めます。

６　男女共同参画社会の推進【２－６】

※総合戦略：具体的な施策

1　男女共同参画の基盤づくり【教育委員会】

○行政機関等における女性の参画拡大

○男女の役割分担を固定化しがちな社会制度・慣行の見直し

○幼少期から男女共同参画の理解を深めるための教育の充実

○国際交流を通じた国際感覚の醸成

2　多様な生き方ができる環境づくり【教育委員会】

○男女が共に働きやすい職場環境改善のための啓発

○地域女性リーダーの養成及び女性団体の活動支援

○地域における方針決定過程への女性の参画促進

○仕事と生活の調和に向けたセミナー等の情報提供

3　安心で安全な社会づくり【教育委員会・町民課】

○配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援

○女性の年代等に応じた健康支援

【総合戦略数値目標】

数値目標	現状値：平成 28 年度	目標値：令和６年度
黒字企業比率	82.2%	80%以上
製造品出荷額等（４人以上事業所）	9,079.4 百万円	9,000 百万円以上

１　町の魅力が活きた農業・農村づくり【３－１】

＜現状と課題＞

▽小さい耕作面積や中山間地といった立地条件の農地が多く、主に若手の農業就業者数が減少し、農業の担い手が不足しています。農地集積を推進し、集落営農等多様な農業者が活躍できる仕組みづくりを早急に行っていく必要があります。

▽風土に恵まれ、米・りんご・牛肉・高原野菜をはじめとした特産品があります。本町の高品質の農畜産物を活かした６次産業化による加工品開発や農業・農村体験等も含めた観光産業との連携など、地域としてのブランドづくりを行っていくことが重要です。

▽遊休荒廃地は、平成 30 年度で 309ha あり、増加することが予想されます。農業の担い手確保に加え、有害鳥獣対策や遊休荒廃地復旧事業等を積極的に行い、遊休荒廃地の再活用につなげる必要があります。

▽都市と農村をつなぐ交流事業が各地で盛んに行われています。本町では交流促進センター「耕福館」での体験事業や、商工会員が行うほっとステイなどの農村体験事業を積極的に行い、地域の活性化を目指しています。

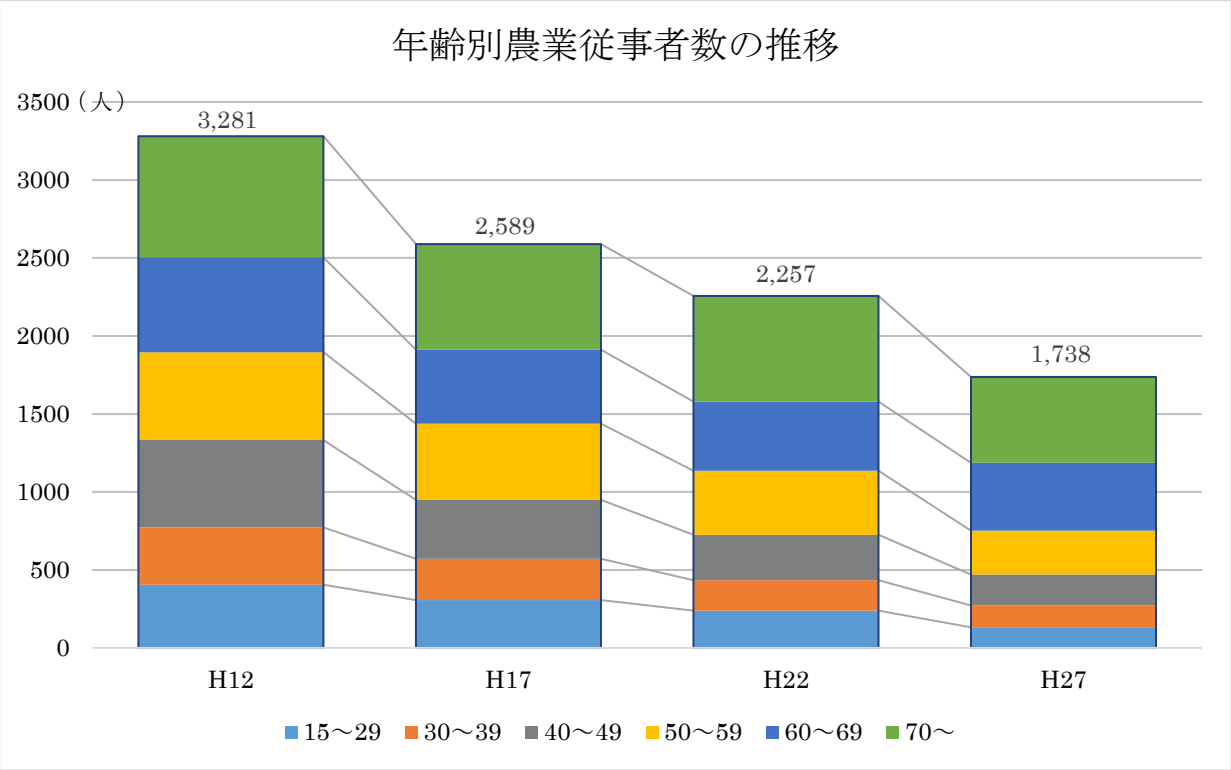

【資料：農林業センサス】

１　町の魅力が活きた農業・農村づくり【３－１】

＜施策の方針＞

暮らし続けることのできる農業・農村づくりと次世代を見据えた農業の振興を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
農業振興の取組みに対する住民満足度	8.0%	20.0%	
新規就農者等数(H25 からの累計)	11 人	17 人	○
認定農業者数（累計）	76 人	80 人	○
認定農業者団体数（累計）	9 団体	10 団体	
ニホンジカ駆除頭数	230 頭/年	250 頭/年	○
遊休荒廃地面積	309ha	300ha	○
交流促進センター体験利用者数	3,783 人/年	4,000 人/年	

＜施策の内容＞

１　農業の構造改革に向けた担い手確保と総合的な支援の実施

○農業の担い手（農業後継者、新規就農者、定年帰農者、I・J・U ターン者等）の就農や定着促進の支援を図ることや企業的営農組織や集落営農組織への支援を行うことで、農業を支える担い手の確保に努めます。また、関係機関と協力し、就農希望者が移住や定住できる環境づくりに努めます。

○農業形態ごとの支援施策を推進するとともに､農地の貸し借りや集積の取組みを推進し、効率的な営農が行えるよう支援します。

２　農畜産物・加工品の立科ブランド構築の推進

○米、りんご、牛肉、高原野菜等の品質の良さによって構築されてきたブランドをはじめとする農畜産物の生産技術の向上、品質向上等の取組みを推進し、安心、安全、安定した農畜産物の生産を支援します。

○６次産業化を含めて、高品質な農畜産物や加工品を安定的に生産・提供する取組みを支援し、ブランド化を進めます。

３　農村価値の提供と共感による発信

○グリーンツーリズム事業や農村コミュニティビジネスの創出を支援するとともに、農村体験等を通じた都市と農村の交流を促進し、農村価値が広く共有される取組みを推進します。

４　美しい農村（農地・農園）の保全

○地域住民や土地改良区のほか、関係する機関や団体等と連携して、有害鳥獣対策、遊休荒廃地対策、農業施設の整備や維持管理等を図り、農地・農村の保全を推進します。

※総合戦略：具体的な施策

1　農業の構造改革に向けた担い手確保と総合的な支援の実施【農林課】

○農業の担い手（農業後継者、新規就農者、定年帰農者、I・J・U ターン者等）や企業的営農組織や集落営農組織に対する就農や定着促進の支援

○農業形態ごとの支援施策の推進

○農地の貸し借りや集積取組の推進

○そのほか農業の構造改革に向けた取組みの推進

2　農畜産物・加工品の立科ブランド構築の推進【農林課・観光商工課】

○各種農畜産物の生産技術・品質・所得の向上等の取組の推進

○農業を起点とする異業種間連携による６次産業化の構築

3　農村価値の提供と共感による発信【農林課・観光商工課】

○交流促進センター「耕福館」での体験事業の充実

○農村体験事業等の充実

○都市交流型週末農園の推進

○道の駅「女神の里たてしな」の活用

4　美しい農村（農地・農園）の保全【農林課】

○有害鳥獣対策（銃器、くくりわな及び囲いわな）

○遊休荒廃地の解消

○農業施設の整備、維持管理等（各種事業による整備、改修等）

○日本型直接支払制度の推進による景観の保全

２　森林の整備と有効活用【３－２】

＜現状と課題＞

▽本町の森林面積は、町土の約 58%を占めています。その中で、カラマツ、アカマツ、ヒノキ等の人工林の割合は約 59%と高く、また、林齢が高いことから、材積が増加してきています。

▽森林の活用は、木材供給はもとより地球環境の向上、文化的・教育的利用、癒しの場の提供等多様化・高度化しており、森林資源の保護・保全と利用の調和を図りながら、森林の持つ多面的機能を発揮させることが重要な課題です。

▽林業の担い手の減少、地域材需要及び価格の低迷等により未整備森林が増加傾向にあります。健全な森林づくりのための担い手確保・維持管理の適正指導・地域材の有効利活用・森林づくりの低コスト化等の施策や林業応援隊による支援を講じ、森林づくりを支える基盤整備や、里山の利活用による森林の多面的機能の保全と整備の取組みも必要です。

▽松くい虫等によるアカマツの被害が深刻なものとなっており、薬剤散布や伐倒駆除等森林病害虫防除対策を行っています。引続き森林病害虫防除対策を行い、被害の拡大を防ぐ必要があります。

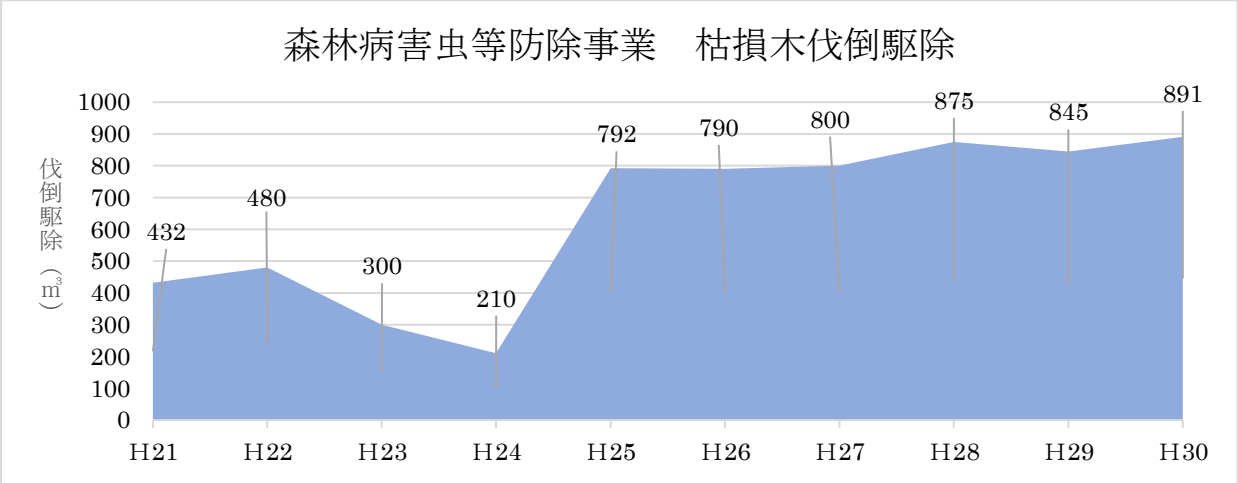

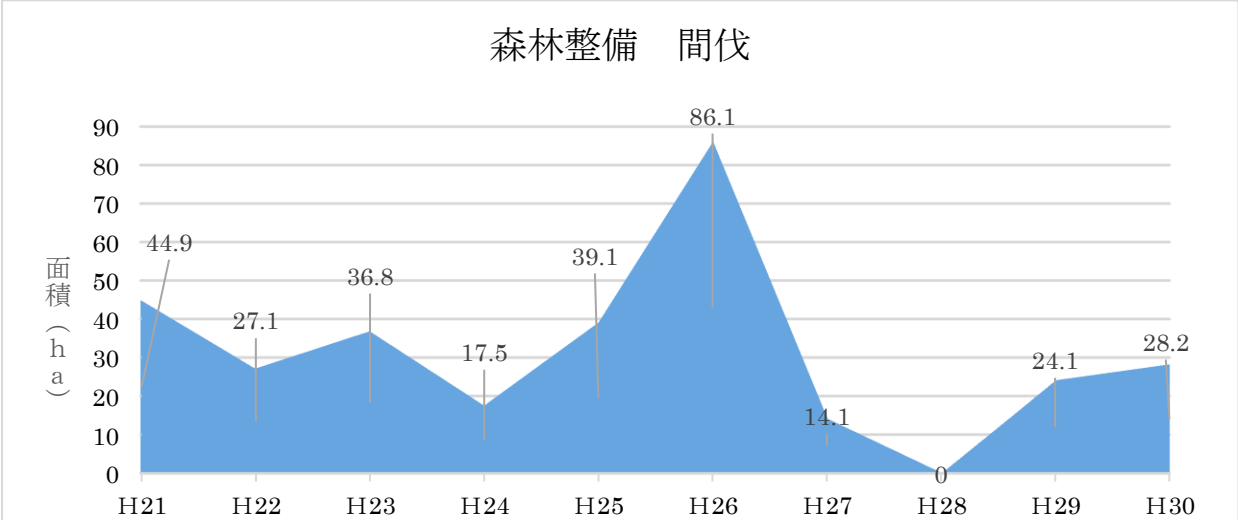

【資料：農林課農林係】

＜施策の方針＞

適正な森林整備を進めるとともに、森林資源の積極的な利活用を推進します。
長野県森林づくり県民税を活用して間伐による民有林の整備等を進めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
林業振興の取組みに対する住民満足度	5.6%	10.0%	
森林整備面積	28.2ha/年	30ha/年	○

＜施策の内容＞

１　計画的な森林整備と適切な森林管理の推進

○補助事業の活用等による計画的な森林整備を実施するとともに、作業路網や森林づくりを支える基盤の整備を推進し、森林荒廃を防止し森林の適正管理を図ります。
○新たな森林管理システム（森林経営管理制度）の活用により、里山の森林整備を進めます。

２　森林病害虫被害の防止

○積極的な松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤散布等を行い、松くい虫など森林病害虫の被害拡大防止に努め、樹種転換等抜本的な取組みを支援します。

３　林業体験・森林学習の推進

○陣内森林公園、笠取峠のマツ並木、天狗松等を活用する森林学習・林業体験などの活動を通じて、森林への理解と関心を深める機会の充実を図ります。
○町有林を活用した林業体験学習等を実施します。

４　森林資源活用の推進

○間伐材の利用や木質バイオマスエネルギーの導入等を積極的に促進し、林業の活性化を図ります。
○陣内森林公園の活用を推進するため、各施設の維持管理等に努めます。

２　森林の整備と有効活用【３－２】

※総合戦略：具体的な施策

1　計画的な森林整備と適切な森林管理の推進【農林課】

○補助事業の活用等による計画的な森林整備

○作業路網や森林づくりを支える基盤整備

○新たな森林管理システム（森林経営管理制度）の活用

2　森林病害虫被害の防止【農林課】

○松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤散布

○樹種転換による山林の再生

3　林業体験・森林学習の推進【農林課】

○陣内森林公園、笠取峠のマツ並木等を活用した森林学習・林業体験学習等の実施

○町有林を活用した林業体験学習等の実施

4　森林資源活用の推進【農林課】

○間伐材の利用及び木質バイオマスエネルギーの導入

○陣内森林公園の施設の維持管理等

＜現状と課題＞

▽令和元年10月1日からの消費税率10%へ引上げに伴い、消費者の購入差し控えが予想されます。

▽商工業者を取り巻く環境は依然厳しく、抱える経営課題も様々です。産業の活性化が地域の活力向上となるため、商工会と連携して企業のニーズを的確に捉え、国内外の経済情勢を踏まえた中小企業支援対策を行う必要があります。

▽地域の労働力を吸収できるほどの就業場所がないため、町外へ通勤している住民も多く、流出人口の減少のために、町内での就業場所の確保も重要な課題です。

▽少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備の生産性の高い設備への更新や、事業所の労働生産性の向上を図る必要があります。

▽住民意識調査によると、現状として「活気ある経済を創造するまちとなっている」に対して、否定的な評価の割合が71.0%となっており、若者の雇用場所が少ないことが多く指摘されているため、特に若年層の雇用の創出と、力強い産業振興を進めて閉塞感を打破する必要があります。

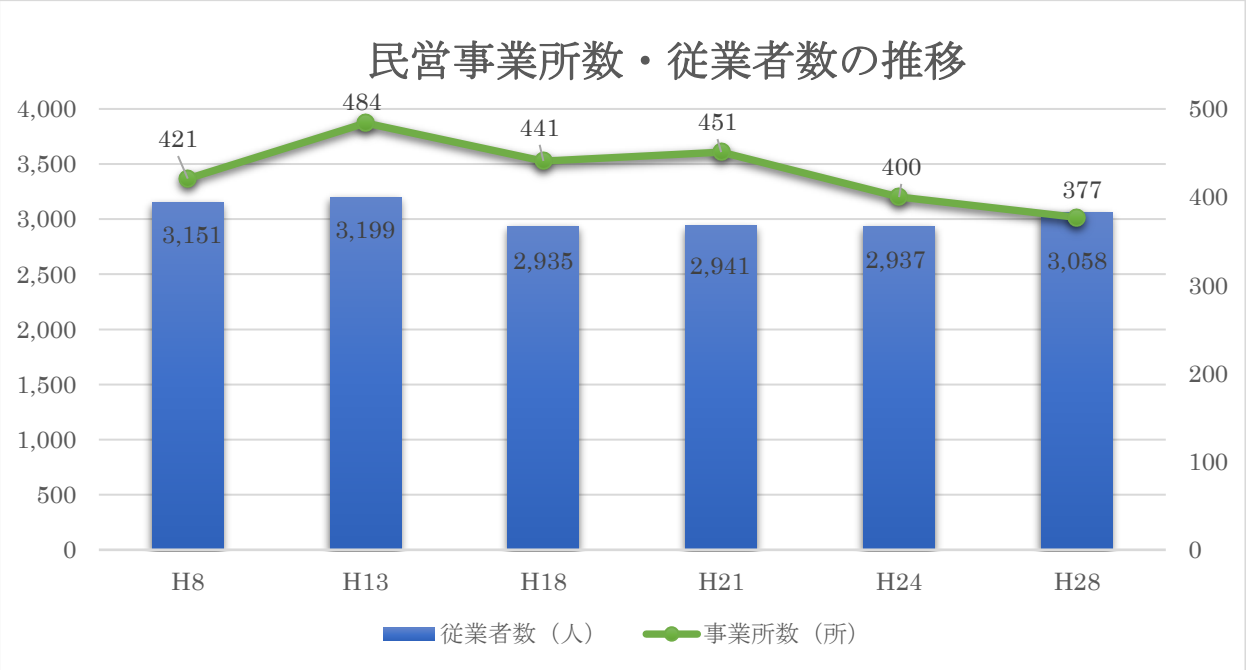

【資料：事業所・企業統計調査（平成８年～平成 21 年）、経済センサス-活動調査（平成 24・28 年）】

＜施策の方針＞

国の「生産性向上特別措置法」施行に伴い、「先端設備等の導入計画」を策定した事業者には、国の補助金等の優先採択や、税制支援、金融支援などの支援措置を活用できるよう、内容を確認し認定を行います。

町内商工業者の雇用吸収力の向上を図るための様々な支援と併せて、町内に新たな雇用先を創出することや創業支援を行い、地域活力の向上を図ります。

３　活力ある商工業の振興【３－３】

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
商工業振興の取組みに対する住民満足度	8.8%	15.0%	
知人や友人に勧めたい町の特産品がある	48.2%	50%	
テレワーク事業による住民ワーカー延数	30 人	70 人	○
民営事業所数	377 事業所（H29）	400 事業所	○
事業所従業者数	3,058 人（H29）	3,100 人	○

＜施策の内容＞

１　各種団体・人材の育成

○町商工会や商工業者で組織している各種団体の育成と活動支援に努めます。

○町商工会や東信州次世代産業振興協議会等で行われる商工業経営者や従業者の資質の向上等を目指した各種研修会・講習会等の開催について支援します。

２　雇用・労働環境の充実

○就業場所を確保するため、町内企業が雇用拡大できるよう支援するとともに、近隣の求人情報について、最新の情報を提供します。

○勤労者が、心身ともに健康で安心して働くことができるよう、勤労者福祉の向上を図ります。

○高齢者や障がい者、ひきこもり等の就労機会を確保するため、労働環境の充実及び支援と、テレワーク事業による人材育成と雇用創出を図ります。

３　制度資金の利用促進

○商工業経営の安定・向上を図るため、町商工会とともに制度資金の有効利用を促進します。

４　企業誘致の促進

○町の活性化につながる企業や、町内求職者の雇用促進を図ることができる企業の誘致を進めます。

○テレワーク事業を推進し、首都圏等の企業から住民ワーカーへの受注案件の拡大を図ります。

５　中小企業の育成支援

○町商工会等と連携しながら、中小企業の人材育成、経営支援を強化するとともに、新規起業への支援を行い、活力ある商工業の振興を図ります。

※総合戦略：具体的な施策

1　各種団体・人材の育成【観光商工課】

○商工会や商工業者で組織している各種団体の育成と活動支援

○商工業経営者や従業員の資質の向上等を目指した各種研修会・講習会等の開催への助成支援

○東信州次世代産業振興協議会を通じて行っている研修会等について、幅広く周知を行う

2　雇用・労働環境の充実【観光商工課・企画課】

○町内企業の雇用拡大への各種支援

○勤労者が、健康で安心して働くことができるよう、勤労者福祉の支援

○高齢者（シニア含む）や障がい者、ひきこもり等の就労機会確保のための、労働環境の充実支援とテレワーク事業による人材育成と雇用創出

3　制度資金の利用促進【観光商工課】

○制度資金の有効利用

4　企業誘致の促進【企画課・観光商工課】

○テレワークセンターの運営及びテレワーク事業の推進

○企業立地に係る優遇措置

5　中小企業の育成支援【観光商工課】

○制度資金の充実

○町商工会等と連携しながら、中小企業の人材育成、経営支援を強化するとともに、新規起業への支援を行う

４　魅力ある観光の振興【３－４】

＜現状と課題＞

▽本町の南部に位置する白樺高原は、蓼科山、女神湖、白樺湖など観光資源が豊富にあり、自然が保たれた観光地です。これらの資源を活用して、交流・滞在人口増加に向けた特色ある観光地づくりが求められています。

▽観光ニーズの多様化等により、ピーク時と比べると観光客が減少しています。そのため、女神湖・白樺湖周辺の未営業施設が増加し、これが観光客の満足度の低下につながり、観光客減少の要因の一つとなっています。高原全体の景観保全に努めていく必要があります。

▽公共交通を利用しての本町へのアクセスは、佐久平駅及び茅野駅が主であり、佐久平駅からは、千曲バス(株)が運行する中仙道線が、芦田でたてしなスマイル交通と接続しており、乗り継ぎによる来訪が可能です。一方で、茅野駅からはアルピコ交通(株)の白樺湖線が東白樺湖まで運行していますが、たてしなスマイル交通との接続は不十分であり、乗り継ぎしづらいため、観光客の茅野・白樺高原間や白樺高原内のモビリティ確保が課題となっています。

▽円安、国際線増便や観光ビザの緩和などにより、日本への外国人旅行者は増加しています。町内においても外国人旅行者に対応した施設も出始めていますが、商品開発等対応する必要があります。

▽白樺高原国際スキー場、しらかば２in１スキー場を運営する本町の索道事業は、平成４年をピークに収益が減少、平成 15 年以降は赤字に転じ、平成 20 年以降はキャッシュアウトが続いています。スキー場の苦境は、少子化やレジャーの多様化によるスキー人口の減少が大きな要因であり、本町のみならず全国的な傾向でもありますが、様々な研究・検討、経費削減の実行、サービス向上の取組みなど様々な努力を重ねてきましたが収益改善には至っておりません。これらを踏まえ、土地・索道施設は町有のまま、管理運営を民間に行わせる、「公設民営」の指定管理者方式を導入する方針としました。

▽各種観光施設は、経年劣化による修繕費用も高額になってきており、安全に安心して利用していただくため、計画的な整備が必要です。

▽本町北部の農村エリアには、中山道をはじめとした歴史・文化を感じる観光資源がありますが、本町南部の高原エリアの観光資源との結びつきがあまりありません。全町一体となった観光地づくりを進め、地域の魅力を向上させる必要があります。

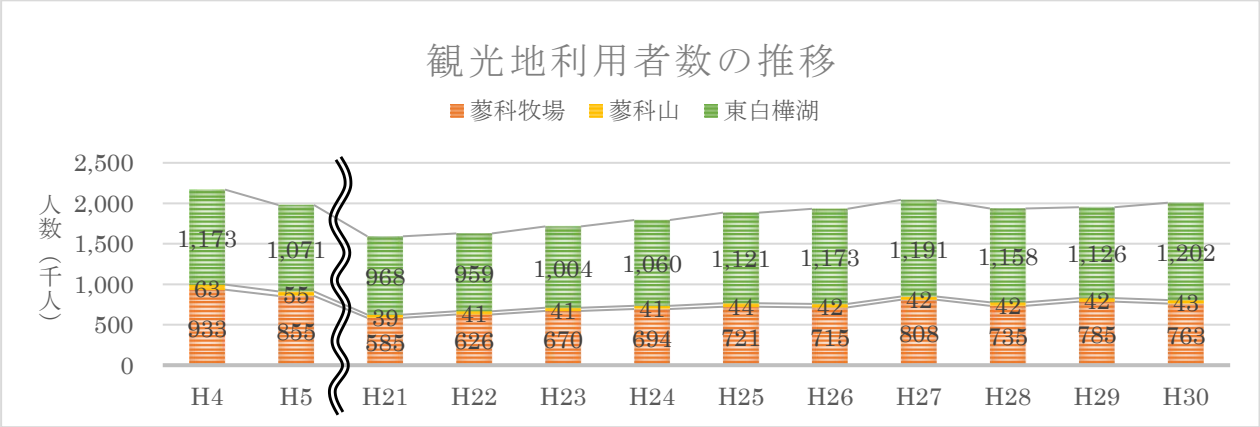

【資料：長野県観光地利用者統計】

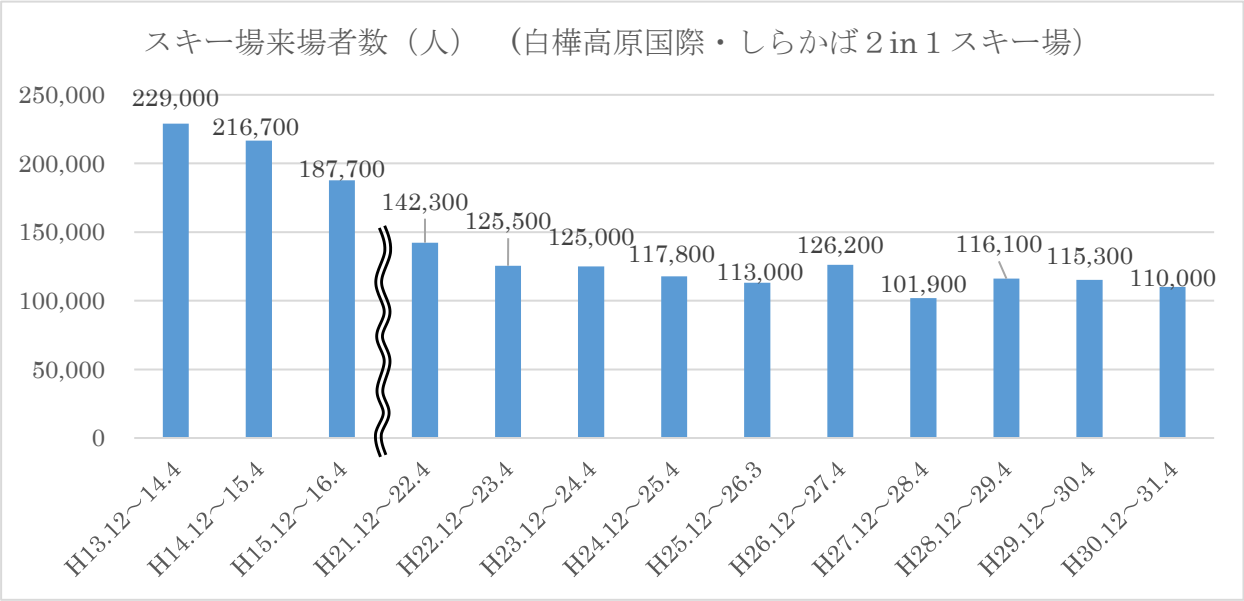

【資料：観光商工課観光係　発券システムから推計】

＜施策の方針＞

地域の魅力を向上し、発信を強化して「訪れて良し、また来て良し、住んでも良し」の特色ある観光振興を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
知人や友人に勧めたい観光地が町内にある	45.1%	50%	
観光地利用者数（蓼科牧場・東白樺湖・蓼科山　合計）	2,008 千人	2,100 千人	○
スキー場来場者数	110,000 人	130,000 人	○

＜施策の内容＞

１　魅力溢れる観光地づくり

○地域や観光協会等と連携し、自然や高地という地理的優位性を活かした多彩なメニューを開発し、提供することにより、個性と魅力ある観光エリアの形成を促進します。

○観光資源の発掘及び既存施設の維持管理、女神湖商店街の空き店舗等未営業施設の解消に向け、建物所有者に営業再開等の働きかけを地元区や観光協会などの関係機関と連携することで、観光地全体の景観形成を推進し、観光サービスの質の向上と来訪者の満足度向上に努めます。

○町北部の農村エリアと町南部の高原エリアの一体的な観光事業の展開を図ります。

○外国人旅行者が安心して快適に旅行ができるよう、受入環境の整備に努め、インバウンド向け商談会に参加するなど誘客に取組みます。

２　“おもてなし”観光の充実

○立科町に訪れるすべての方に対し、全町あげての“おもてなし”の心で受け入れる体制づくりを進めます。

○観光地における地産地消を推進するとともに、平成 29 年 12 月に供用開始した道の駅「女神の里たてしな」の活用により、地元農畜産物の紹介や食堂での地元食材の提供により町全体の魅力向上に努めます。

○滞在型の商品開発に努めます。

３　迅速かつきめ細やかな情報発信

○各種媒体を利用して、迅速かつきめ細やかな観光情報の発信に努めます。

○観光キャンペーンや各地のイベントに参加し、誘客活動の充実を図ります。

○道の駅「女神の里たてしな」での観光情報の発信に努め、交流人口の増加に努めます。

４　広域観光の推進

○北陸新幹線の長野－金沢間延伸や中部横断自動車道の開通にも対応するため、近隣市町村や県との連携による広域観光を推進し､核的存在としての観光地づくりを目指します。

○中山道を軸として近隣市町村（軽井沢町～長和町）や県と連携し、国内外への情報発信を推進し、観光客の増加に努めます。

５　公共交通の確保

○公共交通機関を利用して訪れる観光客に対応するため、町外公共交通とスマイル交通の接続性確保と観光交通の充実を目指します。

６　索道事業の健全経営

○指定管理者に移行後も適切な運営を図るよう評価検証を行います。

※総合戦略：具体的な施策

1　魅力溢れる観光地づくり【観光商工課・総務課】
○地域や観光協会等と連携し、多彩なメニューの開発と魅力ある観光エリアの形成促進
○観光地全体の景観形成を促進し、観光サービス（索道含む）の質の向上
○女神湖商店街の空き店舗等未営業施設の解消
○北部の農村エリアと南部の高原エリアの一体的な観光事業の展開
○外国人旅行者が安心して快適に旅行できる受入環境の整備
○観光をコーディネートする組織づくり　　○観光を支える人づくり

2　“おもてなし”観光の充実【観光商工課・農林課】
○滞在型の商品開発　　○観光地における地産地消の推進
○道の駅「女神の里たてしな」活用による地域連携や交流人口の増加

3　迅速かつきめ細やかな情報発信【観光商工課・農林課・企画課】
○ホームページやCM、新聞広告など各種媒体を活用した観光情報の発信
○観光キャンペーンや各地のイベントに参加した誘客活動
○インバウンド向け情報発信の充実
○道の駅「女神の里たてしな」における情報発信

4　広域観光の推進【観光商工課・建設課】
○近隣市町村や県との連携による広域観光の推進
○中山道を基軸とした沿線市町村との連携による情報発信と誘客活動
○ビーナスラインを基軸とした広域観光による地域活性化事業の推進
○近隣市町等と連携したジョギングコースの整備

5　公共交通の確保【企画課・観光商工課】
○たてしなスマイル交通シラカバ線のダイヤ等の見直しによる近隣市町村主要駅等との接続性確保と観光地内での移動手段の充実

6　索道事業の健全経営【観光商工課】
○「公設民営」による指定管理者方式の導入と移行後の適切な運営の評価検証

５　異業種連携による立科ブランドの推進【３－５】

＜現状と課題＞

▽本町では、遊休荒廃地対策と農業所得の向上を目指して、平成 23 年６月に株式会社立科町農業振興公社「たてしな屋」を設立しました。農畜産物の加工販売や商品開発、遊休荒廃地を活用した農作物の試験栽培事業等を展開しています。

▽平成 24 年に立科町マスコットキャラクター「しいなちゃん」が誕生し、観光大使として立科町をＰＲしています。また、相模原市観光協会が運営しているアンテナショップ「ｓａｇａｍｉｘ」で、町の特産品や新商品を販売し、地域ブランド化を推進しています。

▽立科ブランドを推進していくためには、産業の枠を超え、各種団体等とも連携していく必要があります。

▽町民意識調査によると、「知人や友人に勧めたい町の特産品や観光地がある」との問いに「満足・やや満足」と回答した割合は、約 50%に達しており、他の項目に比べて高い割合を示しています。しかしながら、今後の重要度としても「とても重要となる・やや重要になる」と回答している割合が他項目に比べて高くなっています。

▽新規特産品の開発や、販路やＰＲも含めた立科町農産物ブランドの推進、観光地の再興が課題であり、立科町のまちづくりと一体となったブランドづくり・価値創出が必要となります。

＜施策の方針＞

町の知名度アップを目指すとともに、異業種連携による立科ブランドの推進を図ります。既存の組織や人材に併せて、外部組織・外部人材も含めた連携を行い、農産物・観光・まちづくりそれぞれの分野で地域ブランドの確立を目指します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
まちづくりに関する連携団体・事業数	2	2	
異業種連携による起業事業・商品化	2	5	○
がんばる地域応援事業の実施件数	18 件	20 件	

＜施策の内容＞

１　地域資源の活用と農商観連携の推進

○地域活性化・産業活性化につなげるよう、地域資源の掘り起こし・活用を推進します。

○地域資源を活かした農畜産物の生産・加工・販売を行う体制づくりを推進し、商工業、観光業、農業各分野間の連携を支援します。

○地域資源の掘り起こしから活用に向けて、地域の人材・組織に加えて外部人材・組織と連携した取組みを推進します。

２　異業種交流の推進

○農商観連携や異業種交流により、情報交換と産業相互の活性化を図ります。

○まちづくり団体の育成を支援するとともに、大学やまちづくり団体等の連携による住民との交流を通じた地域の活性化を図ります。

３　立科ブランドの推進

○立科町農業振興公社をはじめとする町内事業者の連携を強化し、関係団体を支援しながら地域ぐるみで立科ブランドの推進を図ります。

※総合戦略：具体的な施策

１　地域資源の活用と農商観連携の推進【観光商工課・農林課・企画課】

○地域活性化・産業活性化につなげるよう地域資源の掘り起こし

○地域資源を活かした農畜産物の生産・加工・販売を行う体制づくり（６次産業化）の推進

２　異業種交流の推進【企画課・観光商工課】

○各種異業種交流による、情報交換と産業相互の活性化

○まちづくり団体の育成及び活動支援

○大学等との連携による地域の活性化

３　立科ブランドの推進【観光商工課・農林課・企画課】

○町内事業者間との連携強化

【総合戦略数値目標】

数値目標	現状値：平成 30 年度	目標値：令和６年度
移住体験住宅延利用者数	24 組/年	30 組/年
転入者数と転出者数の社会増減	▲28 人	０人
防災訓練実施件数	25 区（全地区）	25 区（全地区）
消防団員充足率（団員数/定員）	98.4%（379/385）	100%（385/385）

１　おいしい水の安定供給【４－１】

＜現状と課題＞

▽本町の水道水源はすべて湧水で、１上水道、３簡易水道事業により、それぞれの給水区域へ配水しています。

▽水道水源保護条例や地下水保全条例を制定し、佐久地域や近隣市町が一体となって水源及び地下水の保護・保全に取組んでいます。

▽住民意識調査でも、８割強が「おいしい水が安定的に供給されている」に満足しています。また、重要度でも同程度の割合であることこから、引続き安心、安全なおいしい水道水の提供をしていきます。

▽水道施設全体の老朽化と災害に対する改築・修繕を進めていく必要があります。

▽配水施設の設備投資による多額の償還金の返済や今後発生する大規模修繕や施設の更新等のため、将来を見据えたより健全な企業経営が求められています。

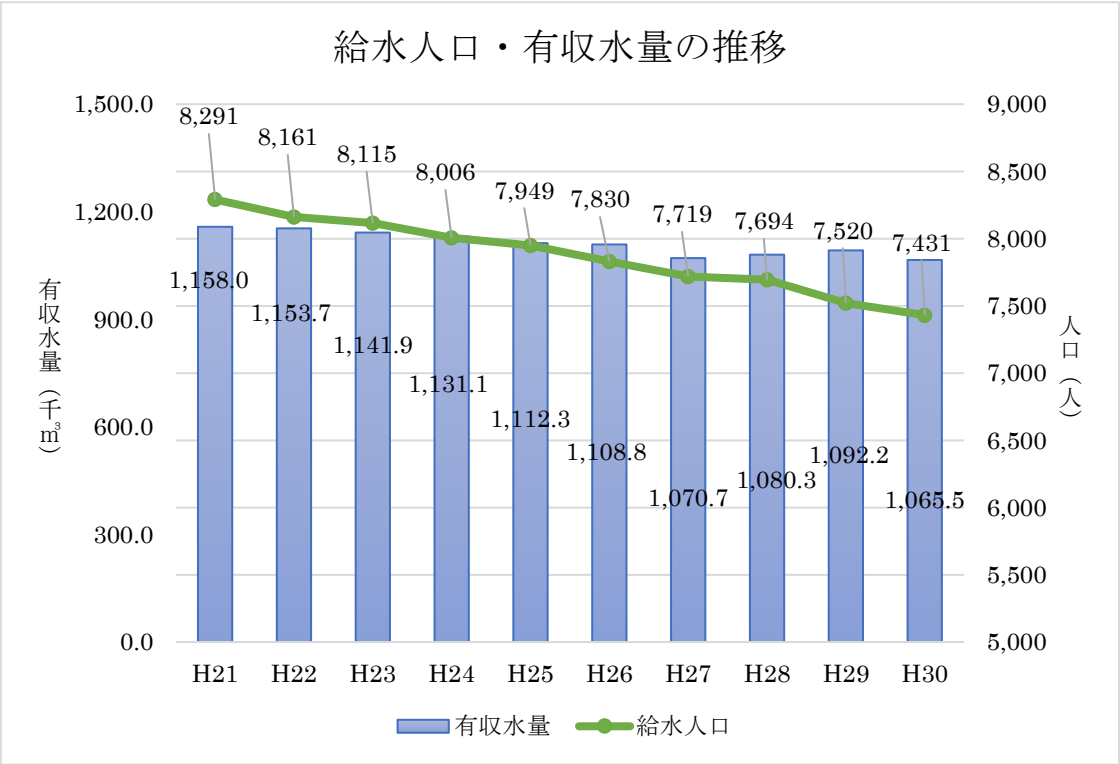

【資料：建設課上下水道係】

＜施策の方針＞

健全な経営に努め、引続きおいしい水を提供します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
おいしい水の安定供給の取組みに対する住民満足度	82.7%	85.0%	
有収率 （年間総有収水量÷年間総配水量）	67.9%	70.0%	○

＜施策の内容＞

１　上水道の安定供給と保全管理

○水道事業アセットマネジメント・水道事業ビジョン及び水道事業基本計画を基に、施設の老朽化などに伴う大規模修繕や更新等を進め、上水道の安定供給を図るとともに、安全な水源・配水池の保全管理に努めます。

２　緊急時供給体制の充実

○災害等により水道施設に損害があった場合に備え､応急給水体制の充実を図るとともに、民間との連携により緊急工事体制を確保し、早期回復に努めます。

３　健全な事業経営

○料金収入の確保及び経費節減等により、経営の健全化を図ります。

○水道集中監視システムの更新・自動検針システムを維持し、漏水等早期に発見し、有収率の向上に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

１　上水道の安定供給と保全管理【建設課】

水道事業アセットマネジメント・水道事業ビジョン及び水道事業基本計画を基に次の施策に取組みます。

○老朽施設及び管路の更新

○水源及び配水池の保全

○施設等の改築・更新

２　緊急時供給体制の充実【建設課】

○緊急体制の確保と緊急時に対応できる人材育成

３　健全な事業経営【建設課】

○水道集中監視システムの更新及び自動検針システムの維持、管理

○更新管路及び止水栓等のデータベース化

２　排水処理事業の維持【４－２】

＜現状と課題＞

▽本町の排水処理は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントの施設と合併浄化槽で行われており、施設の整備は完了しています。すべてを含めた普及率は98.3%であり、快適な生活環境が維持されています。

▽各施設は供用開始から15年以上経過しており、老朽化による改築・修繕を計画的に行っていく必要があります。施設整備による借入金の返済も毎年多額であること、節水型機器の普及等により処理量が減少することなどから、今後の財政負担も検討して、各施設の統合や運営経費の見直し等を行うなど、健全な経営が求められています。

▽茅野市と立科町で構成する白樺湖下水道組合において、昭和 56 年３月に白樺湖特定環境保全公共下水道事業の供用を開始しました。供用開始から30年以上経過したため、諏訪湖流域下水道へ平成28年度に接続が完了し、白樺湖浄化センターは廃止しました。

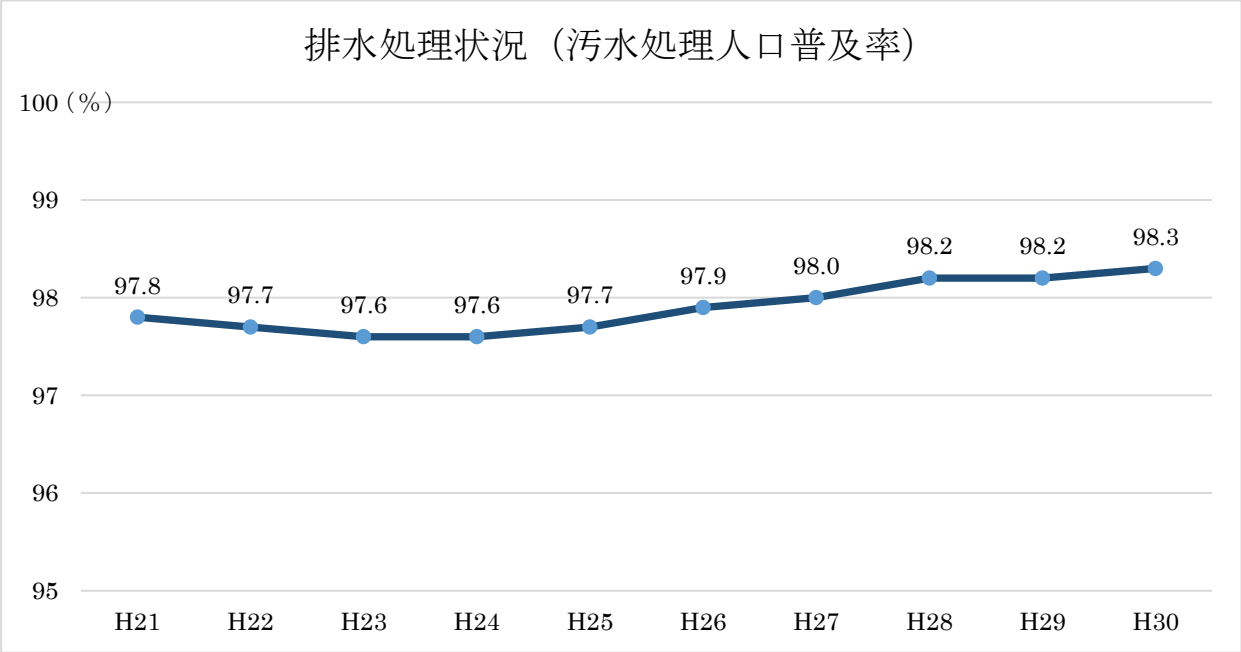

【資料：建設課上下水道係】

＜施策の方針＞

計画的な老朽施設の改築・更新や施設統合の検討を行うとともに、経営の健全化に努め、安定した排水処理に努めます。

＜成果指標＞

標名	現状：平成30年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
汚水処理人口普及率	98.3%	98.5%	○

＜施策の内容＞

１　下水道事業等（特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、公共浄化槽）の適切な維持管理・修繕・改築更新等及び健全な経営

○立科浄化管理センターストックマネジメント全体計画及び耐震診断、農業集落排水施設最適整備構想に基づいた施設の適切な維持管理・修繕・改築更新等を行います。

○健全な経営に向けた経費等の低減に努めます。

２　白樺高原下水道の健全な経営及び適切な維持管理

○施設の補修を計画的に行うとともに､施設の健全な維持管理と経費等の低減に努めます。

３　合併処理浄化槽の普及

○下水道事業等の供用区域外における合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、導入後も関係機関と連携して、適正な維持管理が行われるよう努めます。

４　下水道処理施設の合理化

○既存施設の統廃合や個々の処理施設における処理能力や供用区域の再検討、広域での処理等について検討し、合理化を進めます。

※総合戦略：具体的な施策

１　下水道事業等（特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、公共浄化槽）の適切な維持管理・修繕・改築更新等及び健全な経営【建設課】

○立科浄化管理センターストックマネジメント全体計画及び耐震診断、農業集落排水施設最適整備構想に基づいた施設の適切な維持管理・修繕・改築更新等

２　白樺高原下水道の健全な経営及び適切な維持管理【建設課】

○老朽施設及び管路の更新

３　合併処理浄化槽の普及【建設課】

○適切な合併処理浄化槽の普及及び維持管理

４　下水道処理施設の合理化【建設課】

○処理施設の統合を含めた調査・研究

３　住環境の整備と定住・移住の促進【４－３】

＜現状と課題＞

▽人口増対策の一貫として、土地開発公社において住宅団地の造成・販売事業を展開し、野方宮地ケ丘団地は残り１区画となりました。今後は住民や移住希望者のニーズを把握し、新たな住宅団地の造成等、民間との連携も視野に入れた住環境の整備を行い、人口減少に歯止めをかける必要があります。

▽平成 29 年４月にふるさと交流館「芦田宿」内に移住サポートセンターを設置し、移住相談を一元的に受付けています。移住相談者の多くが、中古の賃貸物件を住居として希望しますが、町内に物件は少なく、移住者増加に向けた課題となっています。

▽平成 22 年度から立科町空き家情報登録制度「空き家バンク」を運営しています。空き家バンクの活用を希望する問合せは多く、実際に移住された方も増えていますが、登録物件数が少ないため機会損失となる場合があります。空き家バンクを充実させるとともに、多様化する移住希望者のニーズに沿った支援をし、さらなる移住促進につなげる必要があります。

▽現在、町営住宅は４団地、子育て支援住宅２団地、合計 94 戸あります。団地や棟によっては老朽化が進み、修繕費が嵩んできています。計画的な修繕または建替えも視野に検討が必要になっています。

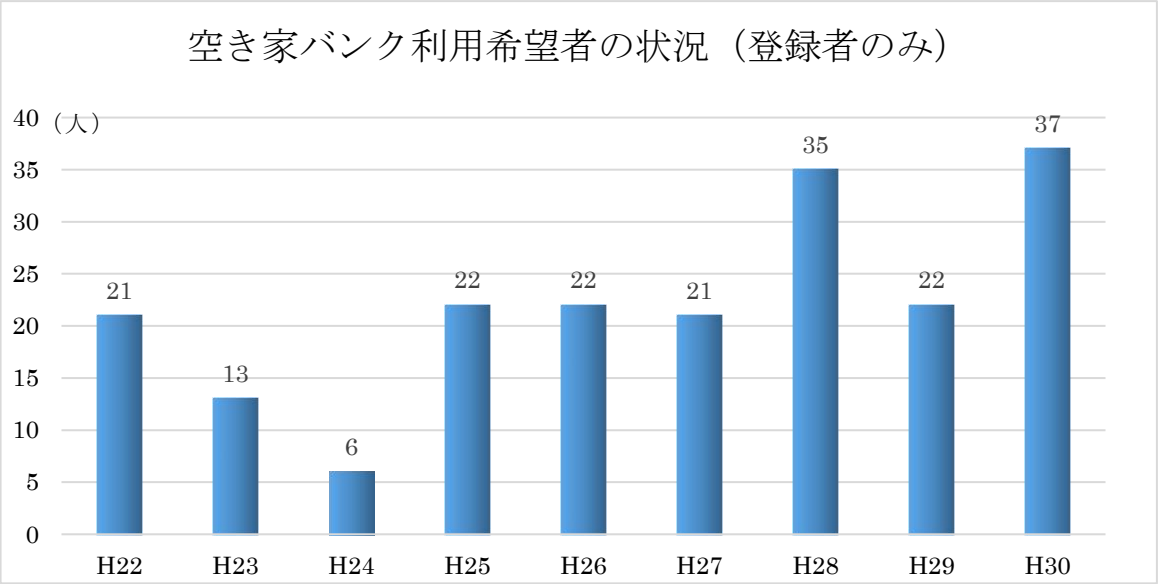

【資料：企画課企画振興係】

・土地開発公社で造成した住宅団地

団地名	区画数	分譲開始年
大城住宅団地	123	平成７年
北青木住宅団地	10	平成 19 年
細谷朝日ヶ丘団地	14	平成 24 年
野方宮地ヶ丘団地	11	平成 26 年

【資料：土地開発公社】

＜施策の方針＞

住んで良かった、住みたいと思える住宅環境を整備し、定住・移住促進を図ります。
空き家対策については、「空家等対策計画」の策定を視野に研究するとともに、空き家を活用する支援制度を整備します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
移住者が地域に定着できる環境整備に対する住民満足度	13.4%	30%	
空き家バンク延成約数（H22 からの累計）	22 件	50 件	○
住宅断熱性能向上リフォーム事業補助金執行率（件数）	100%（19 件）	100%（15 件以上）	○

＜施策の内容＞

１　快適な住宅環境整備対策の強化

○民間と協力しながら、住宅の耐震化などの定住支援施策の充実を図り、住みたくなる、住んで良かったと思える環境の整備に努めます。
○空き家対策については、「空家等対策計画」の策定を視野に研究を進めます。

２　町営住宅の良好な居住環境の維持保全

○町営住宅の計画的な修繕を実施し、快適な居住環境を維持します。
○老朽化した住宅の再整備や町営住宅の新規建設について、財政状況やニーズ等を勘案しながら検討を行います。

３　定住・移住の支援

○空き家バンク制度の充実、移住・定住に関する情報発信・セミナーを実施し、移住サポートセンターでの一元的な移住支援体制の充実を図るとともに、多様化する定住・移住希望者のニーズに応じた支援の充実に努めます。
○テレワーク事業を推進し、キャリアを継続して本町にＵターン、Ｉターンできる環境を整備します。
○土地開発公社と連携して、新たな住宅団地の整備に向けた取組みを進めます。

３　住環境の整備と定住・移住の促進【４－３】

※総合戦略：具体的な施策

1　快適な住宅環境整備対策の強化【建設課・町民課・企画課】

○住宅の耐震化の推進

○住宅断熱性能向上リフォーム補助事業の実施

○「空家等対策計画」の策定を視野に研究

2　町営住宅の良好な居住環境の維持保全【建設課】

○計画的な修繕の実施

○町営住宅の再整備や新規建設についての検討

3　定住・移住の支援【企画課】

○空き家活用支援の充実

○移住体験住宅の活用

○移住者への各種支援

○移住に関する情報の発信及び相談会の実施

○移住サポートセンターの運営

○移住アンバサダーの活動推進

○テレワーク事業の推進

○土地開発公社と連携した新たな住宅団地の整備に向けた取組み

＜現状と課題＞

▽蓼科山の麓に広がる美しい農村風景や街並みは、地域の気候や風土と歴史・文化が調和して形成され、蓼科山から湧き出た水により美しい自然が形成されました。住民意識調査でも「５年後に残したい立科町の良いところ」の設問に対し、「自然・景観」が立科町の良いところとして多くの方が回答しています。この美しく豊かな自然や景観は、守るべき宝であり、後世に継承していくことが必要です。しかし、毎年不法投棄が確認され、老朽化した空き家の増加、農村イメージを害する農業施設・機械の放置など、自然環境や生活環境、景観を損ねる課題を解決しなければなりません。

▽一定規模の開発行為を行う場合、開発基本条例に基づき自然環境保全の観点から開発審議会での審議や開発基本協定を締結し、自然環境の保護対策を講じています。また、芦田八ヶ野地区は八ヶ岳中信高原国定公園区域内にあり、白樺高原地域整備計画に基づく土地利用のほか、自然公園法に基づく規制により自然保護に努めています。

▽人口減少や経済状況の不安定化等により大規模な開発は少なくなっているものの、太陽光発電設備の設置に係る開発行為が増加傾向であり、特に開発基本条例では町への届出を要しない小規模な開発が多く見受けられます。令和元年度に災害の防止や住環境への配慮等を目的に「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」等を制定し、これに基づいた適正な開発行為が行われるよう努めています。

▽本町の地籍調査事業は、平成２年度に完了しています。地籍図根点が滅失や破損していると境界復元等に多大な労力や費用がかかることから、地籍図根点の復元作業を継続して実施していく必要があります。

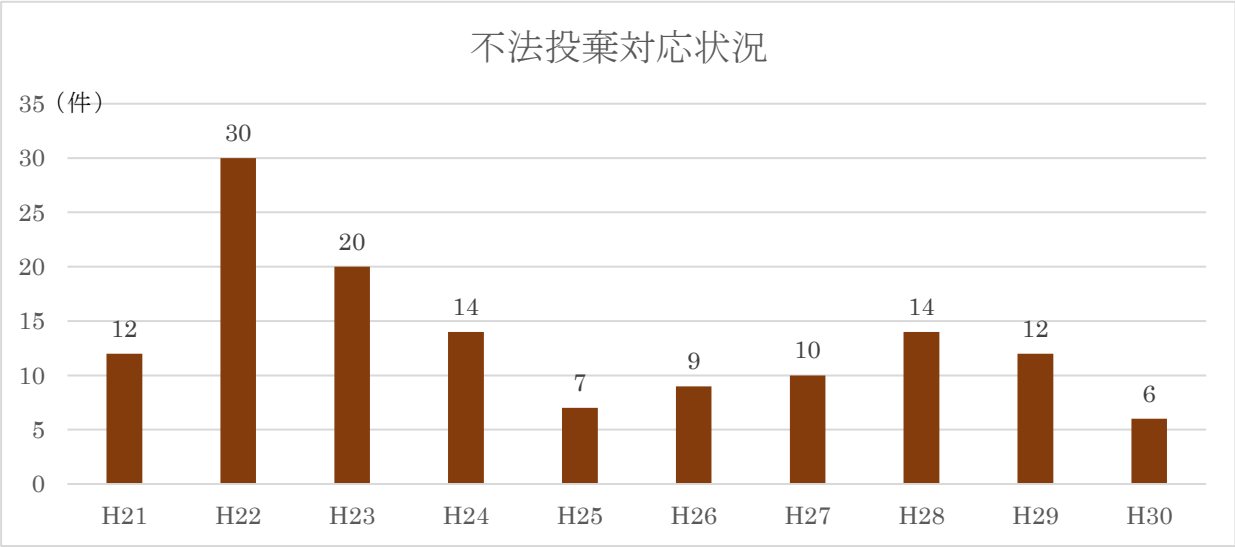

【資料：町民課環境保健係】

・開発基本条例に基づく開発基本協定締結数

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件数	0	2	0	0	4	1	1	5	3	9

【資料：企画課企画振興係】

４　自然環境・景観の保全と土地利用【４－４】

＜施策の方針＞

雄大な自然と農村や中山道を中心とした景観を保全し、土地利用にあたっては豊かな自然と調和した活用を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
美しい景観の保全に対する住民満足度	52.7%	60.0%	
不法投棄対応件数	６件	０件	○

＜施策の内容＞

１　自然環境の保護・保全

○自然保護・環境保全に関する情報の提供や親子で自然を学ぶ機会等を充実させ、自然環境保全の意識向上に努めます。

○地域の自然環境に影響を与える恐れのある特定外来生物の拡散防止に努めます。

○開発基本条例・太陽光発電設備の設置に関する指導要綱等の適切な運用により、自然環境と住環境の保護・保全に努めます。

２　環境美化活動の推進

○環境美化活動に取組む団体を支援します。

○啓発活動や不法投棄監視員によるパトロールを通じて、不法投棄がなくなるよう努めます。

３　景観保全の推進

○中山道や自然豊かな農村風景を守るため、住民と協働で景観の整備に努めます。

○県の景観条例や屋外広告物条例の規制内容を周知し、景観の保全に努めます。

４　生活環境の保全

○快適な生活環境の保全を図るため、環境審議会その他関係機関と連携して、公害防止のための事前調査や適切な措置を講じます。

５　適切な土地利用の推進

○土地利用に関する計画に基づき、自然環境、町の特性等に配慮した土地利用を図るとともに、必要に応じて各種計画を見直し、適正な土地利用を推進します。

○地籍図根点の保存に努めるとともに、滅失・破損している地籍図根点の復元作業を継続します。

※総合戦略：具体的な施策

1　自然環境の保護・保全【町民課・企画課】

○水辺教室の開催や河川中の水生動物調査の実施

○町内の水源や井戸等についての学習会開催

○特定外来生物の特徴と識別点や自主的な駆除の周知

○開発基本条例・太陽光発電設備の設置に関する指導要綱等の適切な運用

2　環境美化活動の推進【町民課】

○環境美化活動団体への支援

○不法投棄監視員によるパトロールの実施

○不法投棄監視カメラ設置による不法投棄監視体制の強化

○不法投棄啓発看板の設置

3　景観保全の推進【企画課】

○中山道や自然豊かな農村風景等を守るため、住民との協働による景観の整備

○県の景観条例や屋外広告物条例の規制内容の周知

4　生活環境の保全【町民課】

○町内河川の水質調査の実施

5　適切な土地利用の推進【企画課・総務課】

○土地利用計画の必要に応じた見直しと、計画に基づく適正な土地利用の推進

○地籍図根点の保存と復元作業の継続

５　循環型社会の推進【４－５】

＜現状と課題＞

▽現在のごみ処理は、川西保健衛生施設組合で一連の処理が可能ですが、処理の広域化と循環型社会形成の推進に伴い、可燃ごみのみ１市３町で組織する佐久市・北佐久郡環境施設組合において施設整備が進められています。その他のごみについては、施設の老朽化や地域の枠組みの変化により自町処理が求められており、今後においては、分別・収集運搬・処理について、円滑に運用できるよう体制を構築する必要があります。

▽ごみの総排出量がほぼ一定の数値で推移しており、減量化が達成できていません。家庭系ごみの微減に対して、事業系ごみが増加しています。家庭に対するごみの減量化策を検証し、事業者に対するごみの減量化策を講じていく必要があります。佐久地域循環型社会形成推進地域計画や立科町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲げられる、ごみ排出量（減量化）の目標達成が課題です。

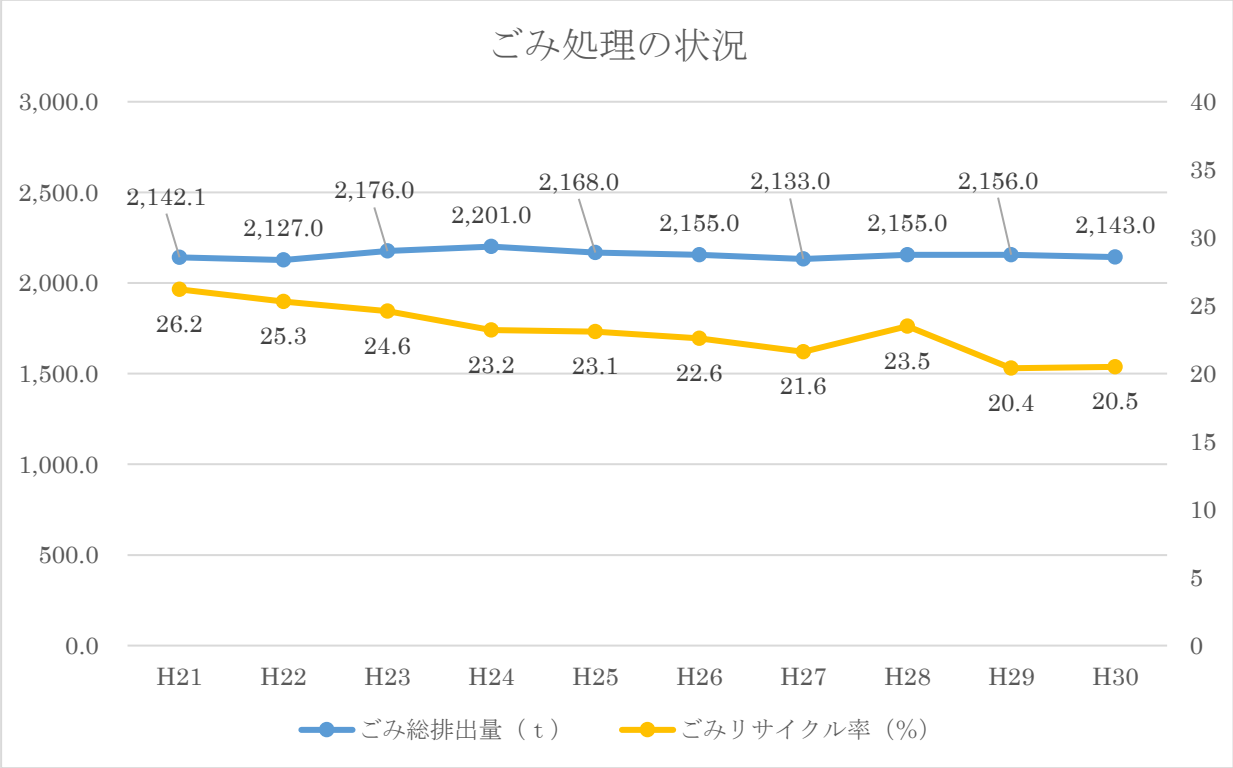

【資料：町民課環境保健係】

＜施策の方針＞

一般廃棄物の減量化・資源化の取組みを推進するとともに、再生可能エネルギーの活用促進及び省エネルギーの推進により循環型社会の形成を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
環境に配慮した循環型社会の推進に対する住民満足度	12.7%	20.0%	
ごみ総排出量	2,144.5ｔ	1,945.0ｔ	○
ごみリサイクル率	20.6%	23.0%	○

＜施策の内容＞

１　温暖化の防止

○太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギーの導入、省エネルギーや環境に配慮した暮らしを勧めるイベントの開催・啓発活動等通じて、温暖化防止に努めます。

２　一般廃棄物の減量化

○３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進や、家庭用生ごみ処理機器購入費補助等一般廃棄物の減量化・資源化事業を積極的に展開します。

３　ごみ処理施設の整備促進

○佐久市・北佐久郡環境施設組合で整備する新クリーンセンターの整備及び稼働後の適正な運営を行います。また、新クリーンセンター整備後における川西保健衛生施設組合のごみ処理施設の運営等について、構成市町とともに検討を行います。

※総合戦略：具体的な施策

１　温暖化の防止【町民課】

○太陽光発電導入補助など、新エネルギーの導入促進

○省エネルギーや環境に配慮した暮らしを勧めるイベントや啓発活動の実施

２　一般廃棄物の減量化【町民課】

○３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

○家庭用生ごみ処理機器の購入費補助

○ダンボールコンポストの普及推進

○事業系廃棄物の組成調査による、減量化指導の推進

３　ごみ処理施設の整備促進【町民課】

○佐久市・北佐久郡環境施設組合で整備する新クリーンセンターの整備

○ごみの適正排出を基調に、地域特性による景観保全を含めたごみ集積所の整備

６　交通網の総合的整備【４－６】

＜現状と課題＞

▽本町は、南北に主要地方道諏訪白樺湖小諸線と県道芦田大屋停車場線が縦貫し、東西には国道 142 号と国道 254 号が横断しています。念願であった国道 254 号宇山バイパスは、令和元年に開通しました。町全域としては、山間部においてカーブが多く見通しの悪い部分があり、町北部の生活道路や通勤通学道路には狭あい箇所も多く、早期に整備を進める必要があります。

▽地域間を結ぶ高速交通網の整備も進み、中部横断自動車道は佐久南 IC から八千穂 IC まで整備されました。長野県の中央部を東西に結び松本地域と佐久地域を結ぶ松本・佐久地域高規格道路は、本町にとっても地域経済の発展や文化の交流など活力ある地域づくりや災害発生時の物資輸送等重要な役割を果たすものと期待されています。長野県の地域高規格道路整備計画に早期に盛り込まれるよう推進していく必要があります。

▽本町の道路整備は、高度成長期に行われた箇所が多く、すでに老朽化が進んでいるため既存施設を修繕し、長寿命化を図らなければなりません。道路や橋等構造物の安全点検を行い、より安心して利用できることが望まれています。本町の管理する橋は、立科町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、長期にわたって安全に通行できるように点検及び維持補修を実施しています。

▽道路は住民の共有の財産です。本町では、町内の全地区と町道維持管理協定を締結し、行政と住民が協働で町道の側溝清掃、草刈、除雪等の維持管理に努めています。

・町道道路舗装延長（ｍ）※各年度 4 月 1 日現在

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
延長	233,615	238,453	239,622	240,751	242,054	242,248	261,364	261,552	261,615	261,937

【資料：道路現況】

・町道改良　改良延長（ｍ）・改良率（％）※各年度 4 月 1 日現在

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
改良	85,770	91,165	93,122	94,035	95,329	114,862	118,927	119,051	118,758	118,603
改良率	27.8	29.2	29.7	29.9	30.4	36.5	37.2	37.2	37.1	37.0

【資料：道路現況】

＜施策の方針＞

生活の利便性向上や地域活性化を促進するため、交通網の整備及び修繕等を計画的に進めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
道路や橋の整備・適切な維持管理に対する住民満足度	30.2%	35.0%	
道路ストック総点検路線舗装修繕率	55.7%	60.0%	○

＜施策の内容＞

１　町道整備の推進

○生活道路等必要性を総合的に勘案し、補助事業を活用しながら計画的な道路網の整備及び老朽化した橋の補修・維持管理を行います。

２　協働による道路の維持管理

○町道維持管理協定に基づき、側溝清掃や草刈等の環境整備・維持管理を住民との協働で行い、安全で快適な道路づくり、沿道景観の形成に努めます。

３　国道、県道の整備促進

○松本・佐久地域高規格道路の地域高規格道路整備計画への位置づけ、主要地方道諏訪白樺湖小諸線・県道牛鹿望月線等の改良整備促進について、国及び県に対して積極的な要望を行います。

４　冬期間における交通網の安全確保

○道路凍結や積雪による事故・交通障害防止のため、幹線町道の凍結防止剤の散布や除雪を行います。

○幹線町道を除く集落内道路については、地域住民の共助による除雪等をお願いし、支援していきます。

※総合戦略：具体的な施策

１　町道整備の推進【建設課】

○老朽化した舗装の修繕及び側溝等の道路施設の改修工事

○道路ストック総点検に基づく幹線道路の長寿命化工事及び道路法に基づく道路施設の定期点検の実施

○地元施工の未舗装道路の整備支援の継続

２　協働による道路の維持管理【建設課】

○町道維持管理協定に基づく、側溝清掃や草刈等の実施

３　国道、県道の整備促進【建設課】

○松本・佐久地域高規格道路の地域高規格道路整備計画への位置づけ

○主要地方道諏訪白樺湖小諸線や県道牛鹿望月線等の改良整備促進のための要望活動

４　冬期間における交通網の安全確保【建設課】

○除雪作業及び融雪剤散布作業の円滑実施

○集落内道路での地域住民共助による除雪等への支援

７　河川整備の促進【４－７】

＜現状と課題＞

▽茅野市側の八子ヶ峰が分水嶺で、白樺湖に流入した水は天竜川から太平洋に、女神湖に流入した水は信濃川を経て日本海へ出ます。町北部では、丘陵が放射状に伸び、流れ出す水はそれぞれの沢から準用・普通河川に合流し、一級河川芦田川・番屋川・赤沢川を成しています。

▽近年、異常気象による豪雨や台風により急激に河川水位が上昇して氾濫し、大きな災害をもたらしています。令和元年 10 月の台風 19 号では本町も大きな被害を受け、早期に河川の復旧・整備が必要です。町の中心部を流れる赤沢川は、流量オーバーにより農地や道路が冠水するため、河川断面を検討し整備する必要があります。芦田川・番屋川も護岸などの復旧・整備が必要です。その他の河川についても緊急性の高い箇所から、計画的に整備をする必要があります。

▽本町の河川は、各地域の河川愛護団体により草刈りや清掃が行われ、地域ぐるみで河川の美化に取組んでいます。

・立科町の河川一覧（一級河川・準用河川・普通河川）

一級河川	普通河川		
芦田川	本久保川	土合川	樽ヶ沢川
赤沢川	居泊沢川	前沢川	薬研沢川
番屋川	宮沢川	赤沢川	
準用河川	六ヶ沢川	茂田井川	
蟹原川	狐石沢川	茂田井東川	
赤沢川	唐沢川	五輪久保川	
牛鹿川	六地蔵川	林久保川	
植木沢川	細谷沢（仏沢）川	上房川	
小桶沢川	まゆみ沢川	本沢川	

【資料：建設課建設係】

＜施策の方針＞

自然災害に対する安全確保のため、一級河川は長野県へ整備を要望し、その他の河川は補助事業を活用して、河川環境の整備を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
河川愛護団体数	10 団体	10 団体	○

＜施策の内容＞

１　一級河川の整備促進

○一級河川については、災害からの復旧や備え、地域の要望に応じた河川整備を行うよう、県に対して積極的な要望を行います。

○県とともに河川愛護活動を支援し、引続き河川の美化に努めます。

２　準用、普通河川等の適正管理

○住民が安全・安心に暮らせるよう、災害からの復旧や備えとして計画的な河川の護岸・河床整備を行うとともに、適正な維持管理に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

１　一級河川の整備促進【建設課】

○河川の災害復旧や整備のための要望活動

○河川愛護活動の支援

２　準用、普通河川等の適正管理【建設課】

○災害復旧や計画的な河川の護岸整備及び河床整理の実施

８　公共交通の充実【４－８】

＜現状と課題＞

▽高齢者の運転による交通事故が全国的に多発しており、運転免許証返納の意識が高まっています。これに伴い、町民からは公共交通の充実を求める意見が多くなっています。

▽公共交通の維持確保のためには多額の経費がかかります。今後、公共交通を持続していくためには、効率的かつ利便性を確保した運行形態を検討する必要があります。

▽本町の地域特性から、住民の生活を支える「生活交通」と地域産業を支える「観光交通」の維持を両立する必要があります。

▽路線廃止に伴い、大屋方面への中仙道線・丸子線については、上田市とともに代替バスの運行支援をしています。また、佐久市方面への中仙道線は、令和元年 12 月から運行便数が減少する中で、今後も佐久市・上田市方面への公共交通が確保されるよう広域的に取組む必要があります。

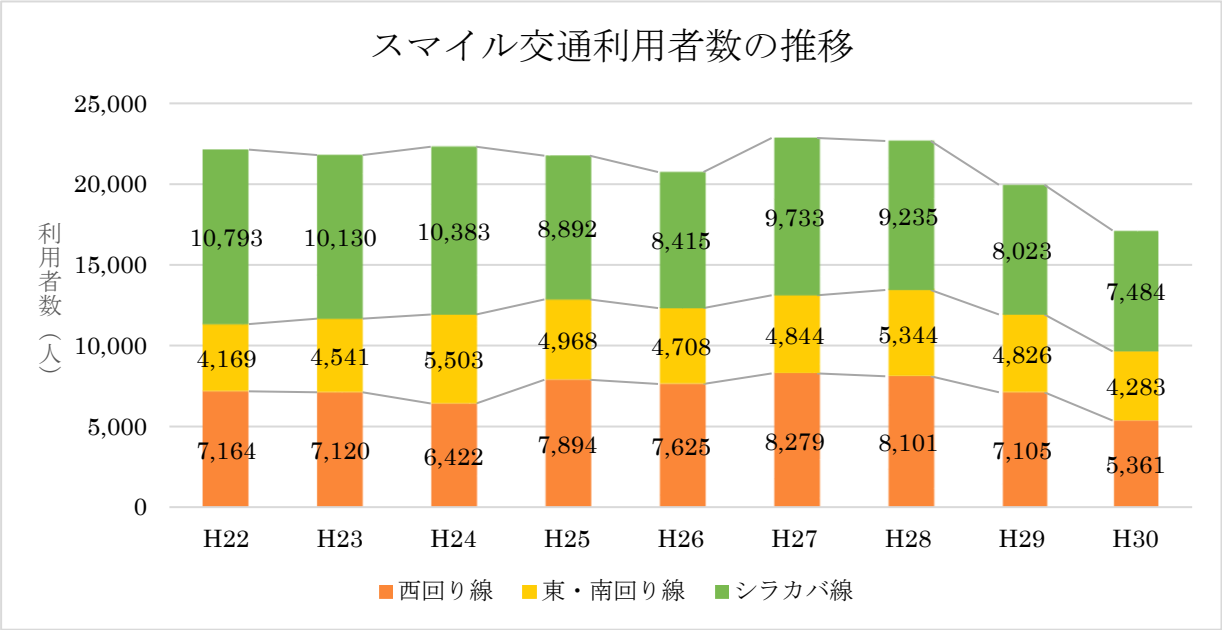

【資料：企画課企画振興係】

・代替バス乗客数（人）

年　度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
中仙道線	11, 916	11, 109	9, 856	8, 682	7, 848	9, 366	10, 724	12, 304	11, 590
丸子線	7, 051	6, 389	5, 541	7, 208	7, 042	6, 480	8, 448	6, 695	6, 383

【資料：企画課企画振興係】

＜施策の方針＞

平成 30 年度に策定した「立科町地域公共交通網形成計画」に基づく施策を実施し、効率性の向上を目指しつつ、利便性の維持確保も図ります。

（※計画期間：2019 年度～2023 年度までの５か年）

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
交通弱者に必要な公共交通網の整備に対する住民満足度	16.7%	30.0%	
たてしなスマイル交通の１便あたり利用者数（年間乗車人員/年間運行便数）	2.9 人/便	3.5 人/便	○
たてしなスマイル交通の利用状況（年間乗車人員/年度末総人口）	2.5 回/年・人	2.8 回/年・人	○

＜施策の内容＞

１　たてしなスマイル交通の再編と利用促進

○「立科町地域公共交通網形成計画」に基づき、たてしなスマイル交通をはじめとした地域公共交通の再編に着手し、効率的で利便性を確保できる運行形態を導入します。(ルート再編、ダイヤ改正、フリー降車の導入等)

○利用者増を目指し、利用促進のための施策を実施します。

２　町民の生活を支える広域的な公共交通の維持確保

○廃止路線代替バス維持のための支援や他の公共交通との接続性を確保し、近隣市町村への移動が可能な公共交通の充実に努めます。

３　観光を支える公共交通の維持確保

○公共交通を利用し町外から本町を訪れる来訪客の移動手段の確保のため、地域間幹線との接続性を確保することに加えて、接続の悪い路線との接続を補完するための施策を実施します。また、観光地内の移動手段確保のための施策もあわせて実施します。

※総合戦略：具体的な施策

1　たてしなスマイル交通の再編と利用促進【企画課】

○曜日運行等により１日あたりの運行便数を増加し、利便性を確保

○ルート再編、ダイヤ改正　　○曜日運行の導入、フリー降車システムの導入

○利用促進のための施策実施（バス乗り方教室等)、時刻表及び路線図の全戸配付

2　町民の生活を支える広域的な公共交通の維持確保【企画課】

○廃止路線代替バス路線への支援継続　　○関係市町村・事業者との連携強化

3　観光を支える公共交通の維持確保【企画課】

○たてしなスマイル交通シラカバ線のダイヤ見直し

○佐久平駅からの中仙道線とシラカバ線の接続性維持

○茅野駅からのアクセス補完と観光地内の移動手段確保のためのシャトルバス運行

９　防災・減災対策の充実【４－９】

＜現状と課題＞

▽常備消防として佐久広域連合消防本部が、非常備消防として立科町消防団があります。立科町消防団は、16 分団、女性消防隊で組織され、定員 385 名のところ、平成 30 年４月２日現在 379 名が任命されています。しかし、少子高齢化や社会情勢の変化により、団員確保の困難や活動の制限が増加しているため、対策が必要になっています。

▽東日本大震災を受けて、国及び県が防災計画を見直しました。本町では、それらを受けて新たな災害等に対応する内容を盛り込むとともに全面的な見直しを行い、令和元年度から２年毎に立科町地域防災計画を改訂します。

▽本町は、比較的災害の少ない町であるとの意識から、住民の災害に対する危機意識や地域防災に対する取組みが少ない状況でしたが、令和元年 10 月の台風 19 号により大きな被害を受けたことから、防災意識が高まってきています。さらなる啓発や地域による自主防災組織の体制づくりを推進し、災害に備えることが必要です。

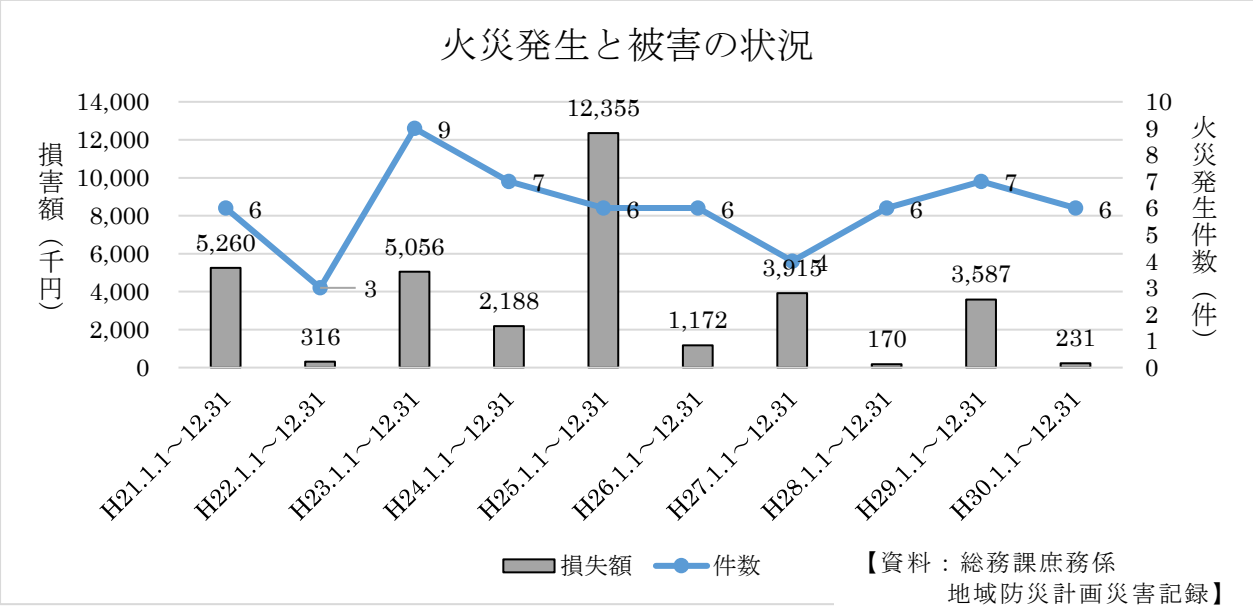

【資料：総務課庶務係
地域防災計画災害記録】

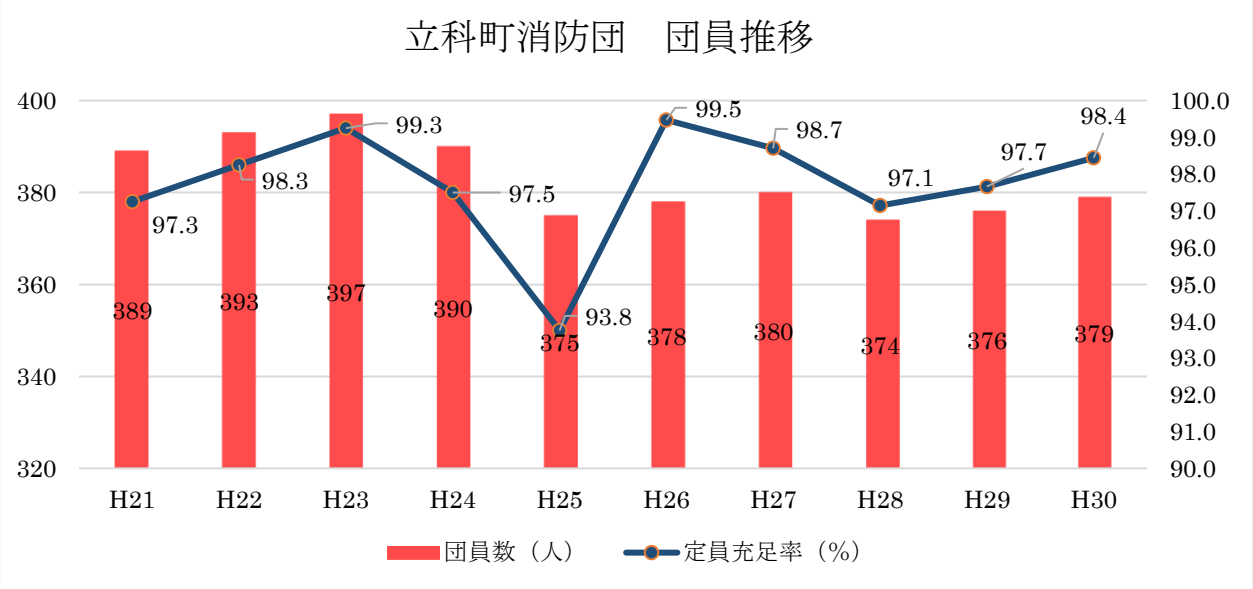

【資料：総務課庶務係】

＜施策の方針＞

防災意識を向上させるとともに災害に強いまちづくりを進め、住民の身体、生命、財産を災害から守ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
地域における防災・減災対策に対する住民満足度	23.5%	30.0%	
防災無線設置数	34 ヶ所	34 ヶ所	○
消防団協力事業所数	13 事業所	15 事業所	○
火災発生件数	６件	０件	○
自主防災組織数	２団体	16 団体	○

＜施策の内容＞

１　消防体制の充実

○関係市町村と協力して、佐久広域連合各消防署の装備、体制等の強化、充実を図ります。

○企業及び自治組織との協力体制を強化するとともに、消防団活動を支援し、消防団の充実を図ります。

２　消防施設の整備

○各種消防機器の計画的な整備、更新を進めるとともに、消火栓・防火水槽等の消防水利の改修、確保に努めます。

３　危機管理の強化と災害への体制づくり

○地域防災計画に基づき、災害時における情報の確保、各機関との連携等緊急時の危機管理を強化し、迅速かつ的確な防災活動ができる体制を整備します。

○防災マップの見直しを含め、危険箇所の周知、防災訓練等の実施により、住民の防災意識の高揚を図ります。

４　防災資機材・防災情報伝達システムの運用

○災害発生時、避難所等で使用する防災資機材及び備蓄品を必要量確保し、有事に備えます。

○J-ALERT、防災無線等の防災情報を伝達するシステムの整備・充実を図り、各区・部落をはじめ自主防災組織との連絡体制を見直し、防災等の情報提供体制の確立に努めます。

５　自主防災組織の充実と災害時要援護者対策の強化

○自主防災組織設立を図るためのサポート体制を充実させ、自助・共助の推進を図ります。また、自主防災組織の活動を支援し、地域での防災活動の充実を図ります。

９　防災・減災対策の充実【４－９】

○自主防災組織及び地域と連携して、高齢者や障がい者等の要援護者を災害から守る体制を強化します。

※総合戦略：具体的な施策

1　消防体制の充実【総務課】

○佐久広域連合各消防署の装備、体制等の強化

○企業及び自治組織との協力体制強化

○消防団活動の支援

2　消防施設の整備【総務課】

○小型ポンプ及び消防車両等の消防施設の年次的な整備

○消火栓及び防火水槽等の消防水利の改修

3　危機管理の強化と災害への体制づくり【総務課】

○防災マップの見直しを含め、災害危険箇所等の周知

○防災訓練の実施

4　防災資機材・防災情報伝達システムの整備【総務課】

○防災資機材及び備蓄品の確保

○防災行政無線及び緊急エリアメールの運用

○各区・部落をはじめ自主防災組織との連絡体制の強化

5　自主防災組織の充実と災害時要援護者対策の強化【総務課・町民課】

○各区、部落単位の自主防災組織設立の推進と支援

○要援護者を守る体制強化

＜現状と課題＞

▽本町の交通事故発生件数は、ほぼ横ばい状態です。国道・県道では、死亡事故も発生しています。交通安全町民大会等を実施して、交通安全に対する啓発活動を推進するとともに、交通安全施設の整備を充実させ、交通事故の減少に努める必要があります。

▽立科町防犯組合は、区長会、部落長会、川西防犯組合女性部立科支部、消防団幹部で組織され、防犯診断等地域ぐるみの防犯活動を行っています。また、白樺高原地域は白樺高原防犯組合を中心として白樺高原防犯・防火パトロールを実施しています。

▽長野県の刑法犯罪発生件数は、平成 13 年から減少傾向にあり、佐久地域も減少傾向が続いています。しかし、特殊詐欺など新たな手口の犯罪も全国で発生していることから、関係団体との連携を強化し、さらなる防犯対策を講じる必要があります。

▽町内約 1,500 箇所に LED 型防犯灯を設置しています。設置済みの防犯灯の維持管理に努めるとともに、要望等を踏まえ、必要箇所に防犯灯を設置し、夜間の安全確保に努める必要があります。

▽特殊詐欺や悪質な訪問販売、電話勧誘販売など消費者トラブルが多様化・複雑化しています。町民一人ひとりが消費生活に正確な知識を持ち、消費トラブルに巻き込まれず、安心して消費できるよう消費生活に関する啓発活動や相談体制の充実を図るとともに、被害を未然に防ぐためには、地域全体で見守る体制を整え消費生活における自立を支援し、高齢者だけでなく若年者を含めた積極的な学びを促進し、消費生活の安定と向上に努める必要があります。

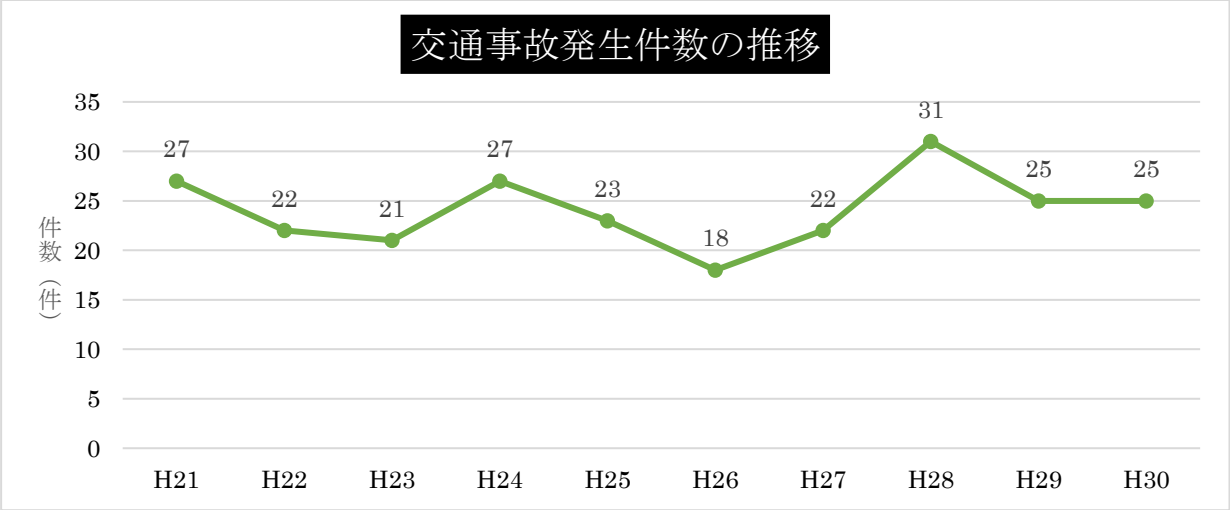

【資料：交通統計】

10　日常生活の安全確保【４－10】

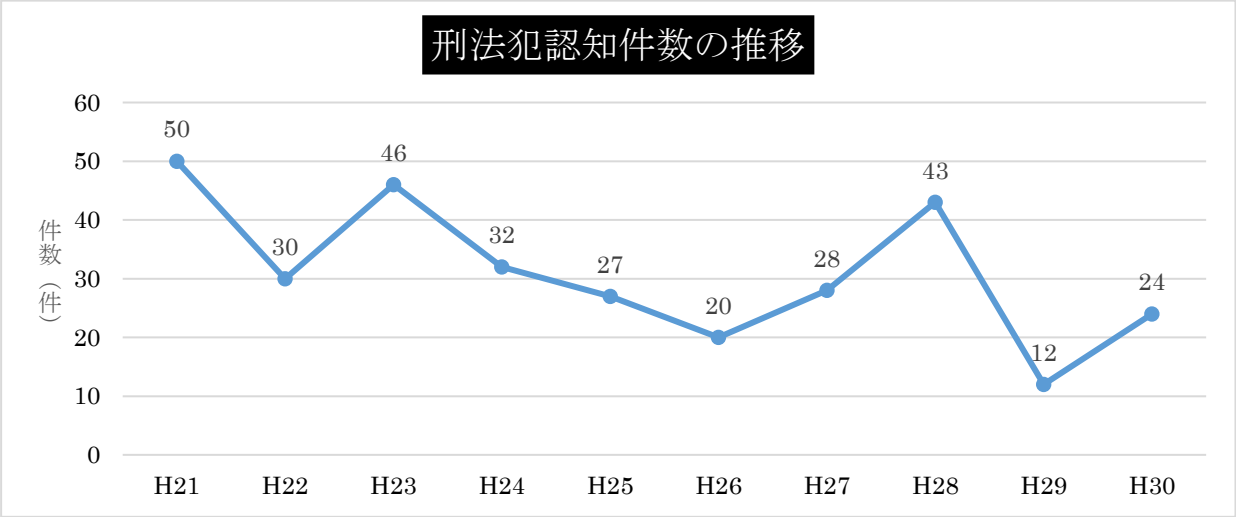

【資料：長野県警本部】

＜施策の方針＞

交通安全・防犯活動を継続するとともに、消費生活に関する知識を身につけ、日常生活を安心して送ることのできる地域づくりに努めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
防犯・交通安全の取組みに対する住民満足度	19.7%	30.0%	
消費者保護対策の取組みに対する住民満足度	6.7%	20.0%	
交通事故発生件数	25 件	0 件	○
刑法犯認知件数	24 件	0 件	○
防犯カメラの設置	13 台	18 台	○

＜施策の内容＞

１　交通安全施設の整備

○すべての道路において、安全な道路交通環境の整備を図るとともに、交通事故多発地点や交通危険箇所における交通安全施設を整備します。

２　交通安全意識の向上

○立科町交通安全協会等関係団体と協力して、交通安全教室等の開催を通じた交通安全意識の向上・普及活動を推進します。

３　防犯灯の整備・維持

○通学路における安全確保のため、防犯灯の維持管理に努めるとともに、必要に応じて防犯灯を新規設置します。

４　防犯意識の高揚と地域ぐるみの防犯活動の推進

○広報等により犯罪を未然に防ぐ啓発活動を行うとともに、防犯診断等を通じた地域ぐるみの防犯活動を推進します。

５　消費者保護対策の充実

○県消費生活センターや関係機関と連携して､啓発活動等による消費者の意識向上に努め、消費者被害を未然に防止します。

○安心した消費活動が行えるよう支援を行い、消費者の保護に努めます。

○消費者被害の未然防止を図るため、消費者被害防止対策機器購入費補助事業の啓発に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

１　交通安全施設の整備【総務課・建設課】

○カーブミラー等の交通安全施設の整備

○通学路等の歩道整備（カラー舗装）推進と通学路安全対策工事の推進

２　交通安全意識の向上【総務課】

○交通安全町民大会及び交通安全教室の開催

○啓発活動及びパトロールの実施

３　防犯灯の整備・維持【総務課】

○計画的な防犯灯の新規設置

４　防犯意識の高揚と地域ぐるみの防犯活動の推進【総務課】

○防犯カメラの設置

○広報等による啓発活動

○防犯診断等を通じた地域ぐるみの防犯活動

５　消費者保護対策の充実【町民課】

○啓発活動や相談体制の充実

11　高度情報化への対応【４－11】

＜現状と課題＞

▽情報通信技術（ICT）は、生活のあらゆる場面で活用されており、高度情報化社会となっています。利便性が向上した半面、ICT を悪用した犯罪行為の増加や個人情報の流出等、対応すべき情報通信に関する課題が多くなっており、課題への対応が必要になっています。

▽地域情報通信基盤整備事業により、中尾・美上下、蓼科地区において光ファイバー網を整備し、音声告知放送が各世帯で聴取できるようになり、町内における地域間の情報格差は是正されました。整備後は通信障害や機能停止がなく、安定した情報提供のため機器等の更新を行っていますが、更新の周期や更新時の多額な経費が課題となっています。

＜施策の方針＞

高度情報化社会に対応するため、住民生活に支障を来すことなく、かつ安全に情報通信技術を利活用できるよう支援します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略（KPI）
高度情報化の取組みに対する住民満足度	8.6%	15.0%	
光回線利用世帯数	226 世帯	250 世帯	○

＜施策の内容＞

１　情報基盤の整備維持

○地域情報通信基盤整備事業により整備した高速通信網の維持管理については、効果と効率性を精査し、計画的に行います。

○全世帯への情報伝達方法について検討し、必要な整備を図ります。

○民間事業者によるブロードバンド回線の町内への参入を働きかけます。

２　安全な情報利用の推進

○個人情報流出の防止や利用者が安全な情報を選択できるよう、情報利用に関する広報・啓発活動を行います。

○個人情報保護条例の適正な運用と情報セキュリティ対策を進めます。

※総合戦略：具体的な施策

１　情報基盤の整備維持【企画課】

○整備した高速通信網の計画的な維持管理　　○全世帯への情報伝達方法の検討と整備

○民間業者によるブロードバンド回線の町内参入の働きかけ

２　安全な情報利用の推進【企画課】

○個人情報の流失防止や利用者が安全な情報を選択できるよう、情報利用に関する広報・啓発活動　　○個人情報保護条例の適正な運用と情報セキュリティ対策

第５章　地域の力で活力あふれるまちづくり【協働・自治】

【総合戦略数値目標】

数値目標	現状値：平成 30 年度	目標値：令和６年度
移住体験住宅延利用者数	24 組/年	30 組/年
転入者数と転出者数の社会増減	▲28 人	０人
防災訓練実施件数	25 区（全地区）	25 区（全地区）
消防団員充足率（団員数/定員）	98.4％（379/385）	100％（385/385）

１　協働のまちづくりの促進と活力あふれるまちづくり【５－１】

＜現状と課題＞

▽住民意識調査によると、約 48％が「協働のまちづくりの促進」について重要と捉えているものの、町政への住民参画に対する取組みの満足度は約７％しかありません。「町政への関心」については、関心がない割合は約 18％で、年代別では 34 歳以下の若年層において「関心がある」割合が全体よりも低くなっています。住民と行政との信頼を高め、まちづくりの協働体制を築いていくために、わかりやすい情報の提供に努め、町政に対する関心を高める必要があります。

▽各種計画等の策定にあたっては、住民の声を反映させるため、委員会や審議会等に公募委員を募るとともに、意見等を募集するためのパブリックコメントを実施していますが、住民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画でき、その声をまちづくりに反映させる仕組みの整備が必要です。

▽低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行い、少子化対策の強化に資することを目的とし、新規に婚姻をした世帯に対して補助金を交付する「立科町結婚新生活支援事業補助金」を実施していますが、補助対象世帯となる要件が絞られるため、婚姻数に対し交付件数が少ない状況です。また、団体、企業が実施する婚活イベントに対する補助金についても、交付実績がない状況です。

▽婚姻件数は減少傾向にあり、少子化対策のためにも、さらなる結婚支援を充実させる必要があります。

１　協働のまちづくりの促進と活力あふれるまちづくり【５－１】

・近年実施した施策、計画、条例等に対する意見募集（パブリックコメント）

施　　策　　等	募集開始時期
第４次長期振興計画後期基本計画策定について	平成 21 年９月
農業所得の向上と町振興を目指した株式会社の設立について	平成 22 年 10 月
地下水保全条例制定について	平成 24 年３月
立科町地域防災計画の見直しについて	平成 24 年 12 月
農業振興ビジョン策定について	平成 25 年 10 月
第５次立科町振興計画策定について	平成 26 年９月
立科町子ども子育て支援事業計画（案）について	平成 27 年１月
立科町地域防災計画の改訂について	平成 27 年２月
立科町総合戦略（素案）について	平成 27 年９月
第二次佐久地域定住自立圏共生ビジョン（案）について	平成 29 年１月
立科町地域防災計画の改訂について	平成 29 年 12 月
立科町地域公共交通網形成計画について	平成 31 年２月
立科町地域防災計画の改訂について	令和元年 12 月
第５次立科町振興計画「後期基本計画（案)」について	令和２年１月

＜施策の方針＞

まちづくりに関する情報をわかりやすい形で提供し、町政への住民参画機会を充実させ、協働のまちづくりを促進します。

社会福祉協議会や定住自立圏の市町村と連携し、結婚支援の一層の充実を図ります。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
協働のまちづくりの取組みに対する住民満足度	6.9%	15.0%	
出前講座の開催件数	２件	10 件	○
結婚件数	35 件（過去５年間の平均）	40 件	○

＜施策の内容＞

１　公募・公開等による住民参画機会の充実

○住民が様々な機会でまちづくりに参加しやすい環境の整備を図ります。

○施策等の企画立案段階から住民が参画して、意見を十分に反映させる仕組みづくりを進めます。

２　情報の提供や共有によるまちづくり意識の向上

○住み良いまちづくりのために、住民に対して情報の提供や共有に努め、説明責任を果たし、行政と住民との信頼関係を築くことにより、まちづくりの目標や役割などをともに考える機会を設け、協働意識の向上を図り、住民一人ひとりが町政への関心がもてるよう、また参画できるよう努めます。

３　まちづくり活動を行う団体の支援

○まちづくり活動を行う団体に対する支援と連携を図ります。

４　結婚支援の充実

○新婚世帯への支援の充実及び独身の男女に対し、出会いの場の提供などの活動ができるよう各種団体と連携して支援します。

※総合戦略：具体的な施策

１　公募・公開等による住民参画機会の充実【企画課・総務課】
○委員会等への公募委員の参加・パブリックコメントの実施
○地域懇談会の開催
○アイデアボックスの周知・活用

２　情報の提供や共有によるまちづくり意識の向上【総務課・企画課】
○町政懇談会、出前講座の開催

３　まちづくり活動を行う団体の支援【企画課】
○まちづくり団体の支援と連携

４　結婚支援の充実【企画課】
○新婚世帯への支援及び婚活事業実施団体への助成

２　地域コミュニティ活動の促進・支援【５－２】

＜現状と課題＞

▽本町は、自治組織として区と部落があり、各区・部落では、地域の環境美化、地区における各種行事・活動が行われ、住民相互の交流の場である地域コミュニティを形成しています。また、区長・部落長は、地区の代表であるとともに、行政と地域のパイプ役として、行政情報の伝達、地域の要望等を行政へ申し入れるなど、行政と地区住民をつなぐ重要な役割を担っています。

▽地域コミュニティ支援の一環として、地域担当職員制度により各地区へ職員を配置し、地区と行政のつながりを図っています。

▽地域コミュニティは、その地域で安心して暮らすため極めて重要ですが、核家族化の進行やライフスタイル･価値観の多様化により地域社会の連帯感が希薄化しています。さらに、少子高齢化の影響により、コミュニティ団体の担い手も不足してきています。

▽地域のつながりを強化するための支援をし、地域住民相互の課題解決に向けた取組みが必要です。

・がんばる地域応援事業実施件数（件）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件数	21	22	17	20	18	18	21	20	21	18

【資料：企画課企画振興係】

＜施策の方針＞

地域力の向上や地域の課題解決に向けた地域コミュニティ活動を促進・支援します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
地域コミュニティ活動支援の取組みに対する住民満足度	10.7%	15.0%	
がんばる地域応援事業実施件数	18 件	20 件	○

＜施策の内容＞

１　地域コミュニティ意識の醸成

○住民が主体的に取組む地域づくりを支援するため、地域コミュニティの必要性や重要性等を啓発し、地域コミュニティ意識の醸成に努めます。

２　地域コミュニティ活動の支援

○各種団体が自主的かつ主体的に行う地域づくりの活動を支援します。

３　地域担当職員制度等

○地域を支援する体制を充実していきます。

※総合戦略：具体的な施策

1　地域コミュニティ意識の醸成【教育委員会・企画課】

○区・部落等へのコミュニティ補助の継続

2　地域コミュニティ活動の支援【企画課】

○がんばる地域応援事業交付金の継続

3　地域担当職員制度等【企画課】

○地域支援体制の充実

３　情報の発信及び行政の透明化【５－３】

＜現状と課題＞

▽現在、行政情報の発信媒体として、「広報たてしな」、回覧板、立科町公式ホームページ、有線放送（加入世帯のみ）、音声告知放送（中尾・美上下、蓼科地区のみ）、蓼科ケーブルビジョンのコミュニティチャンネルや自主番組（加入世帯のみ）、FM とうみのラジオ放送やアプリ及び NHK のデータ放送などがあります。住民をはじめ、町の情報を必要とする方が、必要な時に欲しい情報が容易に得られるように努める必要があります。

▽現状としては、平成 30 年 12 月から議会定例会の一部を録画放送に加え、生放送でも蓼科ケーブルビジョンで放送しています。

▽立科町公式ホームページのアクセシビリティを高め、情報を効果的に発信するため、ページ構成等を検討し、アクセスしたくなるホームページの作成が必要です。

▽高度情報化による住民向けの情報提供方法を検討していきます。

・ホームページアクセス数　2,286,379 アクセス

（アクセスカウンターを設置した平成 21 年 12 月 16 日から令和元年８月 31 日までの累計）

【資料：企画課企画企画係】

・公文書公開請求件数（件）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件数	13	5	5	6	7	9	10	15	12	16

【資料：企画課企画振興係】

＜施策の方針＞

情報を積極的に公表し、町政への関心を高めるとともに、行政の透明化を推進します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
ホームページアクセス数（累計）	1,935 千ﾍﾟｰｼﾞﾋﾞｭｰ	5,000 千ﾍﾟｰｼﾞﾋﾞｭｰ	○

＜施策の内容＞

１　情報公開の推進

○広報、出前講座、ホームページ等を活用して、住民が容易に行政情報を入手できるよう努めます。また、公文書公開制度の周知を図ります。

２　広報活動の充実

○広報は、見やすい紙面、読みたくなる内容、正確な情報提供に努め、内容の充実を図ります。

○町に関する情報が簡単に手に入るように、ホームページの内容を充実させるとともに、欲しい情報へたどり着きやすいようアクセシビリティの向上に努めます。

○各種メディアや SNS 等を有効に活用し、迅速に行政情報を発信します。

※総合戦略：具体的な施策

1　情報公開の推進【企画課】

○広報誌の発行

○地域懇談会・出前講座の開催

○公文書公開制度の周知

2　広報活動の充実【企画課】

○広報誌の充実

○ホームページの充実

○各種メディアや SNS 等を利用した情報発信

４　地域間交流・連携の推進【５－４】

＜現状と課題＞

▽現在交流のある地域をはじめ、他地域との交流も積極的に行い、多様な行政や文化に触れることにより､交流人口の増加や連携を推進し､地域の活性化につなげる必要があります。

▽自然を活かした体験やスポーツ、観光、農業を通した様々な交流事業を進めることで都市住民との交流による町の活性化を図る必要があります。

▽「蓼科すずらん会」は、東京近郊在住の本町出身の皆さんで組織され、会員相互の親睦とふるさとの発展に寄与する目的で平成３年から活動しています。都内のイベントでの誘客活動など、町のＰＲ活動にもご協力いただいています。

▽立科町と交流のある主な自治体

○オレゴン市（米国）　昭和 49 年　姉妹都市提携

○愛川町（神奈川県）　昭和 62 年　友好都市提携

○清瀬市（東京都）　平成 24 年　災害時相互応援に関する協定締結
　　平成 27 年　友好交流都市協定締結

○相模原市・相模原商工会議所（神奈川県）　平成 19 年　経済・観光に関わる交流協定締結

○新宿区（東京都）

○豊島区（東京都）

○渋谷区（東京都）

○ウガンダ共和国（アフリカ）　平成 30 年　2020 年東京オリンピック・パラリンピック
　　ホストタウン協定締結

＜施策の方針＞

幅広い分野での交流・連携を通じた地域情報を受発信し、交流人口の増加などによる地域活性化を推進します。

姉妹都市及びホストタウンを契機とした国際交流を通じて、町民の豊かな国際感覚の醸成を推進します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
地域間交流・連携の取組みに対する住民満足度	19.5%	25.0%	
友好都市住民の町内宿泊施設利用者数	176 人	250 人以上	○

＜施策の内容＞

１　友好関係のある都市との交流・連携の推進

○愛川町、清瀬市、相模原市との交流事業を引続き行うほか、産業、行政、防災など様々な分野での交流・連携を推進し、より一層友好を深めます。

○農林業体験学習などの受け入れの強化充実を図ります。

２　他地域との交流・連携の拡大及び関係人口の拡大

○現在交流のある自治体との交流・連携を充実させるとともに、新たな交流・連携を検討します。

○住民相互や民間組織の交流促進を支援します。

○大学との連携事業をはじめ、地方との関わりを望む人々が、本町の事業等に参加できる仕組みづくりに努めます。

３　国際交流の推進

○オレゴン市との各種交流を引続き行い、親善を深める活動の充実を図ります。

○ホストタウンを契機とした国際交流を通じて、町民の豊かな国際感覚の醸成を推進します。

○国際化社会、多文化共生社会に対応できる、グローバルな視点を持った人材の育成を支援します。

※総合戦略：具体的な施策

１　友好関係のある都市との交流・連携の推進【企画課・農林課・教育委員会・観光商工課】

○町民祭り「えんでこ」の開催

○交流関係市等の物産展等への参加

○農林業体験学習の受け入れ強化

○友好都市との青少年交流の開催

２　他地域との交流・連携の拡大及び関係人口の拡大【企画課・観光商工課】

○定住自立圏等へ物産の出店や交流機会の充実

○「蓼科すずらん会」等との連携強化

○大学との連携事業をはじめ、地方との関わりを望む人々が、本町の事業等に参加できる仕組みづくり

３　国際交流の推進【教育委員会・企画課】

○中学生派遣事業等による姉妹都市交流の継続

○ホストタウンを契機とした国際交流の推進

５　計画的・効率的・効果的な行政運営【５－５】

＜現状と課題＞

▽地方分権による権限移譲、住民の行政に対するニーズの多様化など、町を取り巻く社会情勢の変化により、より効率的、効果的な行政運営が求められています。

▽職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出し、一層多様化・複雑化する行政課題に積極的かつ柔軟に対応できる人材を育成する必要があります。

▽職員の意識改革、事務分担や定員管理の適正化、事務の合理化を図るとともに、広域的な行政間の連携や民間委託等を進める必要があります。

▽計画的・効率的・効果的な行政運営のためには、施策評価を「計画」→「実施」→「検証」→「対処」の循環を確立させ、業務改善をする必要があり、「評価しただけ」で終わることなく、継続される施策評価の仕組みづくりを構築する必要があります。

▽公共施設等の利用需要の変化や､施設の老朽化が進んでいます｡公共施設等総合管理計画、公共施設個別施設計画に基づいた公有財産の適正管理により、施設の長寿命化・更新・統廃合・複合化など財政負担の軽減や平準化に向けた計画的な施設の維持管理・整備を行う必要があります。

▽白樺高原一帯の別荘等貸付地は、開発から 45 年以上経過し、契約者のニーズの変化等により契約件数は減少し、新規契約数は停滞しています。また、一部地域では土砂災害警戒区域の指定等による貸付けへの影響も懸念されています。

・加入一部事務組合等（地方自治法第 284 条による組合）

長野県市町村総合事務組合（昭和 36 年４月１日設立）
川西保健衛生施設組合（昭和 39 年２月 28 日設立）
北佐久郡老人福祉施設組合（昭和 40 年８月 10 日設立）
白樺湖下水道組合（昭和 51 年１月５日設立）
佐久広域連合（平成 12 年４月１日設立）
長野県市町村自治振興組合（平成７年３月 22 日設立）
長野県後期高齢者医療広域連合（平成 19 年３月 23 日設立）
長野県地方税滞納整理機構（平成 22 年 12 月 27 日設立）
佐久市・北佐久郡環境施設組合（平成 26 年 10 月１日設立）
東北信市町村交通災害共済事務組合（平成 27 年４月１日設立）

・協定している定住自立圏

上田地域定住自立圏（平成 23 年７月協定締結）
【構成市町村】上田市（中心市）、東御市、青木村、長和町、坂城町
立科町、群馬県嬬恋村

佐久地域定住自立圏（平成 24 年１月協定締結）
【構成市町村】佐久市（中心市）、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村
南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町

＜施策の方針＞

人材の確保と育成、行政改革を実施し、住民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

総合的・計画的な行政運営を進め、進捗状況や成果を検証し、PDCA サイクルによる改善を継続します。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
広域行政の推進に対する住民満足度	7.2%	15.0%	
職員研修開催回数	７回	７回	○

＜施策の内容＞

１　職員の人材育成と確保

○職員の「共感力」「政策力」「発信力」の強化を図り、コスト意識やスピード感、地域のコーディネーター役となる意識を持って、具体的な成果を上げることができる高い意識と意欲を有する人材の確保と育成を図ります。

２　行政改革の推進

○行政改革を進め、効率的な行政運営に努めます。

○民間への業務委託、事務事業の見直し、電算システム活用等により、事務の効率化を一層進めます。

３　公有財産の適正な管理及び有効利用

○公共施設個別施設計画に基づき、公有財産を適正に管理し、長寿命化や更新、統廃合などを計画的に行い、用途転換や処分等を含め有効活用を図ります。

○別荘等貸付地の適正管理・整備、宣伝方法等の充実により、財産運用収入の増加を図ります。

４　広域行政・共同事務の推進

○佐久広域連合、一部事務組合、定住自立圏構想等広域的な枠組みでの事務事業や他市町村との事務共同化を推進します。

５　計画的・効率的な組織運営

○適正な人事管理による効率的な組織運営や職員研修の充実により職員の意識改革及び質の高い住民サービスの提供に努めます。

○行政運営の指針となる事業計画の確実な推進とともに、PDCA サイクルによる事務事業の改善を図ります。

５　計画的・効率的・効果的な行政運営【５－５】

※総合戦略：具体的な施策

1　職員の人材育成と確保【総務課】

○研修等による職員の人材育成

2　行政改革の推進【総務課・町民課】

○事務分担や定員管理の適正化

○電算の共同利用

○マイナンバー制度への対応

3　公有財産の適正な管理及び有効利用【総務課・企画課】

○公共施設等総合管理計画の実施

○公共施設個別施設計画に基づいた公共施設等の更新、統廃合、長寿命化の計画的実施

○旧保育園等の未利用施設の有効活用と適切な処分

○別荘等貸付地の適正管理による財産運用収入の維持（２地域居住の推進）

4　広域行政・共同事務の推進【総務課・企画課】

○広域的な事務共同化の推進

5　計画的・効率的な組織運営【総務課・企画課】

○適正な人事管理による効率的な組織運営

○職員研修の充実

○事業計画の確実な推進及び PDCA サイクルによる事務事業の改善

＜現状と課題＞

▽本町の一般会計では、歳入の約４割を地方交付税が占め、依存財源が多い構造となっています。国の施策・動向・経済状況等を的確に見定めるとともに、情報収集に努め、国県補助金等の確保や安定した自主財源の確保が重要な課題です。

▽新たな地方債の借入れについては優位性を考慮した計画的な借入れが必要です。基金積立を行い、将来的な財政状況を見通した中で、健全な財政運営に努める必要があります。

▽ふるさと寄附金制度等を活用した財源確保や新たな自主財源の確保の検討が必要です。

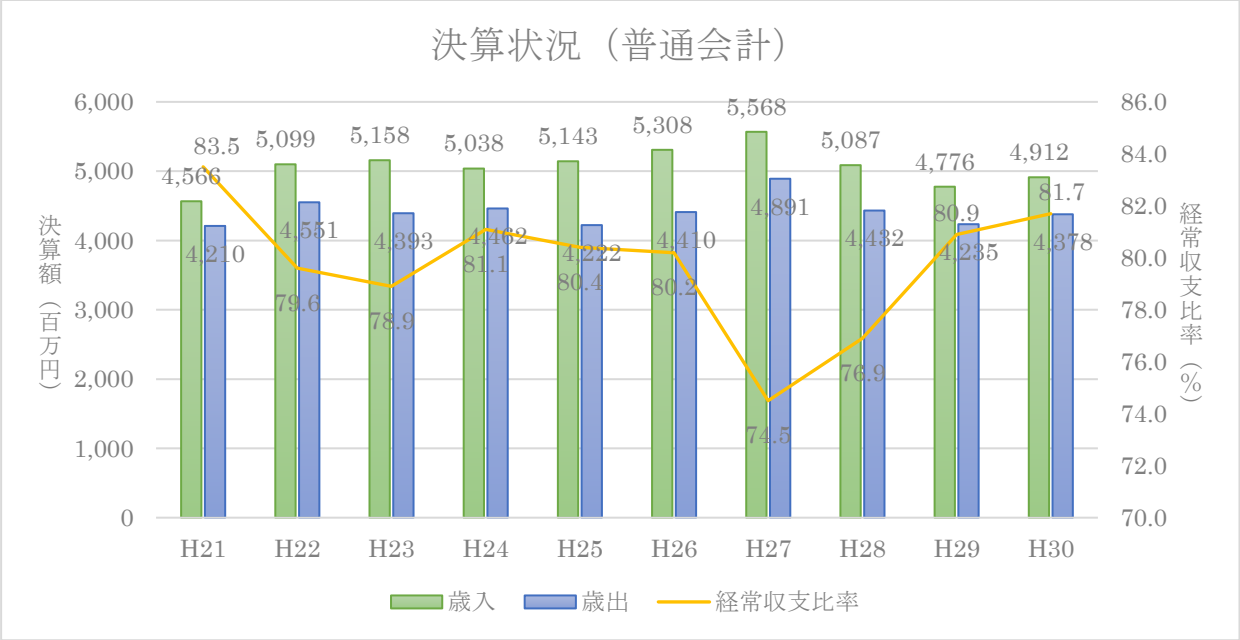

【資料：総務課財政係】

・町税の収納率（%）※国民健康保険税除く

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
現年度分	97.2	96.3	97.0	97.6	97.7	97.8	98.2	98.4	98.3	98.4
滞納繰越分	7.5	6.2	10.1	8.8	5.7	5.3	6.5	9.1	11.3	11.9
収納率	84.7	82.2	82.4	81.6	82.4	82.0	81.7	90.3	91.2	90.8

【資料：地方財政状況調査】

・健全化判断比率（%）

年　度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
実質赤字比率	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
実質公債費比率	16.8	13.7	9.9	6.7	4.6	4.3	4.3	5.8	6.8	7.6
将来負担比率	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

【資料：総務課財政係】

６　健全で持続可能な財政運営【５－６】

＜施策の方針＞

豊かな森林資源を活かした財源確保の取組みをはじめ、健全な財政基盤を築き、持続可能な財政運営に努めます。

＜成果指標＞

指標名	現状：平成 30 年度	目標：令和６年度	総合戦略(KPI)
健全財政の取組みに対する住民満足度	7.6%	15.0%	
町税の収納率（現年度分）	98.4%	98.5%	○
健全化判断比率(実質赤字比率)	－	－	
健全化判断比率（連結実質赤字比率）	－	－	
健全化判断比率（実質公債費比率）	7.6%	15.0%以内	○
健全化判断比率(将来負担比率)	－	－	

＜施策の内容＞

１　健全な財政基盤づくり

○依存財源の割合を少なくするため、自主財源の確保を目指します。

○課税客体の正確な把握と納税意識の向上、長野県地方税滞納整理機構等関係機関との連携の強化により収納率の向上に努めます。

２　持続可能な財政運営の推進

○定期的に財政試算を行い、中長期的な政策決定に反映させることにより、効果的・効率的な財政運営を目指します。

○新地方公会計制度による財務４表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成・公表するとともに、これらの活用を図ります。

○起債残高の縮減や適正な基金の確保に努めます。

３　ふるさと寄附金等の活用

○ふるさと寄附金等の活用を図り、新たな財源確保に努めます。

※総合戦略：具体的な施策

1　健全な財政基盤づくり【総務課・企画課】

○未利用町有財産の有効活用と適切な処分推進による財源確保

○職員の徴収研修の実施及び徴収体制の充実

○長野県地方税滞納整理機構及び県税事務所との連携強化

○ふるさと寄附金の活用、体験型返礼品等の追加

2　持続可能な財政運営の推進【総務課】

○新地方公会計制度による財務４表の作成、公表及び活用

○基金の適正な確保と活用

3　ふるさと寄附金等の活用【企画課】

○ふるさと寄附金等の活用を図り、新たな財源の確保

【資料編】

用　語　解　説

【英数】

６次産業化

第１次産業である農林水産業者が農産物の生産だけでなく、生産したものを原材料として食品加工し（第２次産業）、流通や販売（第３次産業）にも農業者が踏み込み、主体的かつ総合的に関わることで、農業経営の多角化を図ること。第１次・第２次・第３次産業の数字を合計しても掛けても６になることから作られた言葉。

ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として「IT（Information Technology）」が用いられていたが、国際的には ICT が広く使われている。

IOT（Internet of Things）

「モノのインターネット」と訳される。すべてのモノがインターネットにつながることで、それぞれのモノから個別の情報を取得でき、その情報をもとに最適な方法でそのモノを制御できる仕組み。

J-ALERT

弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

NPO（Non-Profit Organization, Not for Profit Organization）

非営利活動団体。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のこと。

PDCA サイクル

Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

SNS（Social Networking Service）

インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用の Web サービスの総称で、社会的なつながりを提供するサービスという意味。

【ア行】

空き家バンク

空き家の有効活用を通して、地域住民と都市住民の交流拡大や定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報の提供を行うもの。

アクセシビリティ

様々な閲覧・利用環境へのアクセスのしやすさ、利用のしやすさを表す言葉。

アダプト制度

自治体と住民が協定を結び、道路などの公共施設について住民が継続的に美化活動等を行う制度。アダプトとは養子縁組をするという意味であり、住民が道路等の公共スペースを、養子のように愛情を持って面倒を見る（清掃・美化）ことから命名されたとされる。

一級河川

国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定した河川（河川法第４条）。管理は国が行うものと、政令により区間を指定して県が国から委任され管理を行うものがある。

医療圏

長野県保健医療計画（医療法第 30 条の４に規定する都道府県が作成する医療計画）における、保健・医療・福祉の連携と施策の効果的な推進を図る上での地域単位のこと。本町は、二次保健医療圏（医療法第 30 条の４第２項第 10 号の区域）は佐久圏域に、三次保健医療圏（医療法第 30 条の４第２項第 11 号の区域）は県全域又は東信圏域に属する。

汚水処理人口普及率

汚水処理施設の普及状況を表す指標。下水道、農業集落排水、コミュニティプラントを利用できる人口（処理人口）と合併浄化槽を利用している人口の合計を総人口で除したもの。

【カ行】

救急医療体制

休日や夜間の診療体制は、比較的軽症な「初期救急」、入院を必要とする「二次救急」、脳卒中など命にかかわり早期、高度な治療を必要とする「三次救急」に役割分担されている。初期救急医療は主に、自ら来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行い、二次救急医療は救急車により直接搬送されてくる、又は初期救急医療機関から転送されてくる救急患者への初期診療と応急処置を行い、必要に応じて入院治療を行い、三次救急医療は重篤な救急患者に 24 時間体制で対応する救命救急センターとして、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たしている。

休日保育

休日（日曜日、祝日等）に、保護者が仕事や病気などにより家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育する事業。

グリーンツーリズム

農山村漁村地域において、その自然と文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇形態のこと。

経常収支比率

地方自治体の財政の弾力性を示す指標。経常的支出に充てられた経常一般財源が大きいほど、財政の弾力的な運営ができる。経常収支比率が高いと財政運営は硬直化する。（経常経費に充てられた一般財源等÷（経常一般財源等歳入合計＋減収補てん債特例分＋臨時財政対策債）×100）

経常的経費

毎年度経常的に支出が求められる経費。おおまかにいえば、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費を経常的経費という。

減災

「災害はいつか必ず起きる」という考え方のもとで、災害による被害を最小限に抑える取組みのこと。

後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療制度で、75 歳以上（一定の障がいがある場合は 65 歳以上）の高齢者を対象としている。都道府県単位に設けた後期高齢者医療広域連合が保険者となり、平成 20 年（2008 年）４月から従来の老人保健制度に代わって実施されている。

合計特殊出生率

人口統計の指標で、15 歳から 49 歳の女性に限定し、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が生涯何人の子どもを産むかを推計したもの。

公文書公開制度

行政機関が保有する情報を、請求に基づき一般に公開する制度。本町は立科町公文書公開条例による。

心の健康

自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的で良い関係を築けること（社会的健康）。（厚生労働省　健康日本 21 から）

個人情報

特定の個人が識別できる情報のこと。個人情報保護法において、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義されている。

ごみ総排出量

収集及び直接搬入された可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなどの総量。

コミュニティスクール

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

ごみリサイクル率

ごみとして排出された総量に対し、回収した資源量の割合。

【サ行】

災害時要援護者

災害時、安全な場所に避難するなど一連の防災行動をとる際に支援が必要な人。高齢者や障がい者（児）など。

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエレルギーのこと。

ジェネリック医薬品

先発医薬品（新薬）の独占的販売期間（特許期間及び有効性・安全性を検証する再審査期間）が終了した後に発売される、先発医薬品と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が原則同一であり、先発医薬品に比べて低価格な医薬品のこと。

実質赤字比率

地方自治体の収入に対する一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字の額。連結実質赤字比率は、公営企業会計等を含めた赤字額の比率。

実質公債費比率

地方自治体の収入に対する実質的な借金の返済金の割合を表す指標。通常３年の平均値を用いる。

指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために期間を定めて指定する団体。

収納率

確定した納付されるべき額（調定額）のうち、実際に納付された額（収納済額）の割合。

循環型社会

①廃棄物等の発生の抑制、②循環資源の循環的な利用、③循環的な利用が行われない資源の適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

準用河川

一級河川、二級河川以外の法定外河川のうち、市町村長が指定し管理する河川。河川法に基づき二級河川の規定を準用する（河川法第 100 条）。

省エネルギー

エネルギー資源の枯渇を防ぐため、電力・石油・ガスなどの消費の節約を図ること。

将来負担比率

地方公共団体の収入に対する将来負担すべき実質的な負債の割合。地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含めて算定され、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（内閣府　ホームページから）

【タ行】

地域コミュニティ

一定の地域に居住している人々で構成され、地域課題の解決やその地域に係わる様々な活動を行う集団・組織のこと。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。（地域包括ケア研究会（平成 20 年老人保健健康増進等事業）から）

地域力

地域が抱える問題や課題を、住民や企業をはじめとした地域の人たちがその問題や課題を認識して、力を合わせて解決して地域の価値を創り出していくための力のこと。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれ、二酸化炭素（CO_2）をはじめとする温室効果ガスが大気中に大量に放出され、大気中の濃度が増加し、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。

地籍図根点

地籍調査を行う際の基準となる杭のこと。境界が不明になった時などは、地籍図根点を基にして測量することにより、正しく復元ができる。地籍図根点がなくなると、境界の復元や土地の分筆などの測量が必要になった時に、大変な労力、時間、費用が必要となる。

地籍調査

国土調査法に基づき、一筆ごとの所有者や地番、地目、境界や面積などを調べ、境界の位置と面積を測量する調査のこと。

地方創生

各地域・地方が、それぞれの特性を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくり、魅力あふれる地方のあり方を築くこと。

町道維持管理協定

アダプト制度にならった協定で、町と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に町道の維持管理をしていく制度。

定住自立圏構想

「中心市」と「周辺市町村」が協定を締結することで「定住自立圏」を形成し、「中心市」の圏域全体の暮らしに必要な都市機能の集約的整備と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進・圏域全体の活性化を図る政策のこと。

テレワーク

情報通信機器等を活用して、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態のこと。「tele＝離れた場所」、「Work＝働く」という意味の単語を合せた造語。

特定健診

特定健康診査。平成 20 年４月から、医療保険者（国保・被用者保険）が、40～74 歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査。（厚生労働省保険局作成　特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き　から抜粋）

特定保健指導

医療保険者（国保・被用者保険）が、特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に（特定健診等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、動機付け支援・積極的支援のこと。（厚生労働省保険局作成　特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き　から抜粋）

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる者に対して生活習慣を見直すサポートをする。

【ナ行】

二級河川

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定した河川（河川法第５条第１項）。

【ハ行】

非認知能力

意欲、協調性、忍耐力、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力で学力（認知能力）と対照して用いられる。

病児・病後児保育

保育所等に通う子どもが病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難でかつ保護者の仕事等により家庭での保育が困難な場合に、一時的に保護者に代わって保育する事業。

福祉医療制度

医療費の家計への負担軽減を図るために、医療機関、薬局等の窓口で支払った医療費等（医療保険適用で支払った自己負担分）の一部を支給する制度。

扶助費

社会保障制度の一環として支給される経費。生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものとがある。

普通河川

一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない公共の用に供される河川。

ブロードバンド

「ブロードバンドネットワーク」の略。高速で大容量の情報が送受信できる通信網。

ホストタウン

オリンピック・パラリンピック大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体。

【マ行】

松くい虫

マツノザイセンチュウのこと。マツノザイセンチュウはマツノマダラカミキリを媒介し、マツの材内に侵入して爆発的に増殖し、マツは水を吸い上げる働きが阻害され枯れてしまう。

マルチプラットフォーム

立科版のマルチプラットフォームとは、保育園・小学校・中学校・高校のほかに、家庭・地域・行政・事業所等、国内・国外の関係を取り入れたネットワーク組織のことをいう。あらゆる教育場面で必要とされる人材の派遣、教育を遂行する上で必要な資金・知的・物的支援をするものであり、単なる一方通行の組織ではなく相互共存形式のネットワークである。

メタボリックシンドローム

生活習慣病の肥満（内臓脂肪型肥満）を必須条件とし、脂質代謝異常、高血圧、高血糖の３項目のうち２項目以上を満たす場合をいう。この状態が続くと様々な疾患を引き起こすとされている。

木質バイオマス

バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。代表的なものとして、エネルギー系として薪やペレット、廃棄物系として家畜糞尿、下水汚泥、廃油等がある。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

【ヤ行】

有収水量

料金徴収の対象となった水量のこと。

有収率

給水量のうち料金収入など収益につながった水量の割合を示す比率で、水使用の有効性を示す指標。(年間有収水量＋年間有収分水量）÷（年間給水量＋年間分水量）×100（%）で算出される。

【ラ行】

ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など）考える場合のそれぞれの段階。

林業応援隊

私有林等の手入れ方法や林業学習体験の指導を行う林業関係者ＯＢの組織。

レセプト点検

保健医療機関または保険薬局から審査支払機関を通じて提出された診療報酬・調剤報酬明細書（レセプト）が、保険者へ正しく請求されているか点検すること。点検項目には、（１）被保険者等の資格の有無に係る点検（資格点検)、（２）診療、検査、投薬等の診療内容に係る点検（内容点検）及び（３）医療給付の対象となった傷病が交通事故等の第三者の行為に起因するものかなどの給付発生原因に係る点検（外傷点検）がある。

立科町振興計画審議会委員名簿

所　属	氏　名
立科町議会 議長	森本　信明
立科町議会 総務経済委員長	今井　清
立科町議会 社会文教建設委員長	森澤　文王
立科町議会 総務経済副委員長	今井　英昭
立科町議会 社会文教建設副委員長	今井　健児
教育長職務代理	中澤　士郎
農業委員会長	宮下　芳昭
農業委員会副会長	六川　孝則
ＪＡ佐久浅間立科支所長	笹井　国彦
ＪＡ女性会立科支部長	真瀬垣　妙子
立科土地改良区理事長	六川　利一
立科町商工会長	浦野　喜芳
立科町商工会青年部長	清水　慶一
（一社）信州たてしな観光協会長	田村　淳一
区長会長	佐藤　三惠子
部落長会長	竹城　正二
公民館長	荻原　邦久
消防団長	永原　幹夫
民生児童委員協議会会長	羽場　博直
老人クラブ連合会長	安江　高亮
たてしな保育園保護者会長	六川　亜友美
立科小学校ＰＴＡ会長	今井　英昭
立科中学校ＰＴＡ会長	田中　優彦
保健委員会会長	田中　敏子
立科町社会福祉協議会会長	前所　正俊
八十二銀行望月支店支店長	小林　一/松田　尚士
長野県信用組合立科支店支店長	三宅　直明
長野大学環境ツーリズム学部教授	熊谷　圭介
佐久地域振興局企画振興課長	中沢　文子
計	29 名（1 名所属兼任）

（敬称略）

諮問書・答申書

【諮問】

元立企第 112 号
令和２年１月 20 日

立科町振興計画審議会
会長　森 本　信 明　　様

立科町長　両 角　正 芳

第５次立科町振興計画 後期基本計画ついて（諮問）

第５次立科町振興計画 後期基本計画について、立科町振興計画審議会条例第２条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

令和２年２月 17 日

立科町長　両角 正芳　　様

立科町振興計画審議会
会長　森　本　信　明
（ 公 印 省 略 ）

第５次立科町振興計画 後期基本計画について（答申）

令和２年１月 20 日付け、元立企第 112 号で諮問のあった第５次立科町振興計画後期基本計画の策定について、立科町振興計画審議会は、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

今後、本計画を着実に実行し、本町の将来像とする「人と自然が輝く町」の実現に向けて、町民との協働により積極的な施策の展開を図られるよう期待します。

主な策定経過

平成 30 年 12 月 21 日 ～平成 31 年　1 月 11 日	住民意識調査内容の検討
平成 31 年　1 月 18 日 ～平成 31 年　2 月　8 日	前期基本計画評価（成果・課題の検証）
平成 31 年　1 月 31 日 ～平成 31 年　2 月 18 日	住民意識調査の実施（1,000 人抽出　回収率 56.5%）
平成 31 年　3 月 25 日	住民意識調査等庁内報告会（調査結果等の活用について）
令和元年　5 月 29 日 令和元年　6 月 26 日	住民意識調査結果ホームページ掲載 住民意識調査結果広報掲載
令和元年　8 月～10 月	計画策定委員会（部会）設置（素案作成作業開始）
令和元年 11 月～12 月	素案の整理（部会から提出の素案及び各種データ整理）
令和元年 12 月 20 日	計画検討委員会 （部会から素案作成の経過及び概要について）
令和元年 12 月 27 日	計画検討委員会での調整を経た計画案の整理
令和 2 年　1 月　9 日	理事者ヒアリングにて計画案の確認
令和 2 年　1 月 10 日 ～令和 2 年　1 月 31 日	計画案に対する意見等募集（パブリックコメント） （意見等　総数 36 項目）
令和 2 年　1 月 15 日	議会全員協議会にて概要報告
令和 2 年　1 月 20 日	第 1 回　立科町振興計画審議会 審議会構成・諮問・計画案の審議
令和 2 年　2 月　7 日	第 2 回　立科町振興計画審議会 計画案の審議（パブリックコメントを含む）
令和 2 年　2 月 17 日	第 3 回　立科町振興計画審議会 審議まとめ・答申
令和 2 年　3 月　4 日	第 5 次立科町振興計画 後期基本計画　策定

立科町しあわせプラン
- 第5次立科町振興計画 -

（まち・ひと・しごと創生　立科町総合戦略）

後期基本計画（令和２年度～令和６年度）

令和２年３月発行

発行／編集　立科町

〒384-2305　長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

電話：0267-56-2311（代）ファクシミリ：0267-56-2310